

町村議会議員の議員報酬等のあり方  
最終報告

平成31年3月

町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会



# 目 次

はじめに（江藤俊昭）	1
第1章 最近の町村議会の動向と報酬等の課題（江藤俊昭）	4
第1節 議員のなり手不足問題と議員報酬	
第2節 議員報酬の現状と議員の意識	
第3節 議員報酬を考える8つの視点	
第2章 議員報酬・定数等に関する調査結果の分析（長野基）	11
第1節 議員報酬の分析	
第2節 アンケート調査に見る町村議会の状況	
第3節 追跡調査から見る議員報酬検討過程への住民参加	
第4節 無投票当選の発生と報酬検討過程への住民参加	
第5節 まとめと今後の研究課題	
第3章 議員報酬をめぐる現状と町村議会の取り組み（牛山久仁彦）	38
第1節 町村議会をとりまく環境	
第2節 町村における議員報酬	
第3節 町村議会における「なり手不足」への対応	
第4節 議員報酬の今後と町村議会	
第4章 先駆議会（5町）の報酬額の算定方式（江藤俊昭）	46
第1節 議員報酬を考える基準と留意点	
第2節 議員報酬をめぐる新たな議会の動向	
第5章 議員報酬を検討する上での留意点（江藤俊昭）	55

第6章 町村における議員定数をめぐる現状と課題（牛山久仁彦）	66
第7章 議員定数をめぐる論点（江藤俊昭）	75
むすび（江藤俊昭）	83
資料	91
議員報酬・定数等に関する調査結果 概要	
先駆議会（5町）の議員報酬算定基礎データ	
議員報酬・定数等に関する追加調査結果 概要	
議員定数データ（地方自治法施行時の法定数との比較）	
議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する重点要望	
参考	115
議員報酬・定数等に関する調査票	
議員報酬・定数等に関する追加調査票	

## はじめに — 争点となった議員報酬・定数 —

町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会では、最近の議員報酬等の動向を確認するとともに、今後の報酬等をめぐる議論の考え方を提示することを目的として設置された。「議員報酬等」とは、報酬のほか定数を想定している。もちろん、それらだけではなく、政務活動費などについても検討の対象にする。

今日、2つの意味で、議員報酬・定数が問われている。1つは、議会が住民に見えず、「議会不要論」の立場からその削減が主張される。追認機関化した議会や、政務活動費を不正受給する議員の存在などによって加速化される。もう1つは、「住民自治の根幹」としての議会を作動させるべく、その条件として報酬・定数を考え、時には増加させるものである。

簡単ではないことを承知の上で、後者を作動させることが前者の発想、つまり報酬・定数の削減の発想を克服する正攻法であり、そのことが住民自治を進化させると考えている。

長期的な制度改革を踏まえた議論も可能ではある。とはいえ、それでは現実の悩みには答えられない。将来の大幅改革を視野に入れながらも、現状での改革提案、住民自治を進化させる議会の報酬・定数を考えたい。そうだとすると、これらには、さまざまな変数(留意点)がある。さまざまな留意点を考慮しながら議論してベターな選択をせざるを得ない。報酬・定数は、自然科学ではなく政治(決断)であり政策である。だからこそ、説明責任を伴う。

今日、議員のなり手不足問題が広がっている。その原因の1つが議員報酬の低さにもある。また、定数の減少により当選ラインが上昇することも議員のなり手不足の原因の1つでもある。

### (1) 議員報酬に関する論点と課題

議員報酬について、議員報酬の考え方、実態、そして、議員報酬をめぐる議会の最近の動向について議論する。なお、この文脈で議長報酬等、政務活動費などについての考え方も提示する。

- ①今日の議会改革・議員活動に適合する新たな報酬等の設定の考え方を提示する(活動量を考慮して住民と議論する素材を提供する)。
- ②議員のなり手不足の「解消」の1つの手法として提示する。
- ③報酬等を削減している、しようとしている議会・議員にこのテーマについての問題意識を持ってもらう。

なお、全国町村議会議長会(政策審議会)は「議員報酬のあり方について」(1978年、町村議会モデル)を提案していた。それに基づき、いくつかの議会がすでにそれを参考にして独自の議員報酬額を住民に提案している。その新たなバージョンを本報告書では提示する。

## (2) 議員定数に関する論点と課題

議員定数は大幅に減少している。行政改革の論理が議員定数の論理にまで浸透している。住民自治を進める上での議員定数の論理やその決め方について本報告書では検討している。

定数の現状、定数の論理の変遷などの基礎資料の確認とともに、議会力アップのための定数の論理を提案している。

- ①定数は一度削減すれば増加させることは困難である。
- ②従来の議会は人口を基準として定数を確定していたが、人口が増加していた時期にも定数が減少していることを考慮すれば、定数の別の論理を探る必要がある。
- ③議会力アップのための定数の論理を探る（委員会主義を採用しているとすれば、一常任委員会あたり「少なくとも7～8人」であるが最低でも6人は必要だと思われる）。

## (3) 本報告書の構成

全国町村議会議長会の中に「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」を設置し、議員報酬についてはほぼ2年間にわたって調査研究した。その成果が本報告書である。

本調査研究にあたって、「現場」を重視した。そのために全町村議会に詳細なアンケートをお願いした。網羅的な調査研究によって、町村議会の議員報酬等の現状と課題が明らかになったと思われる。アンケートにご協力していただいたすべての方々に感謝したい。

同時に、本委員会ではモデルとなる議会の実践を踏まえてもいる。このことによって分析がより豊富化した。

本報告書は、こうした「現場」を重視しつつ、今後の議員報酬や定数についての基本的な考え方、その決め方についても幅広く検討している。とはいえ、これはあくまで試論である。それぞれの議会がこれに基づき、それぞれの議会での展開を期待している。

こうした視点から本報告書は次のような構成となっている。

第1章では、最近の町村議会の動向と報酬や定数をめぐる基本的な考え方を確認する。第2章では、町村議会の議員報酬・定数の実際をアンケートに基づいて詳細に分析するとともに報酬となり手不足問題が密接に関係していることを明らかにする。第3章では、町村議会の議員報酬をめぐる最近の動向を紹介する。そして第4章では、議員報酬をめぐる今日の到達点を確認し議員報酬の算定の手法（仮）を提示している。第5章では、議員報酬を考える際の留意点（委員長報酬、政務活動費など）の意義を検討している。第6章では、議員定数の歴史的変遷（定数減の理由）や議員定数の条例改正提出者などについて検討している。第7章では議員定数をめぐる状況とその論点を指摘している（人口とは異なる討議できる人数を基礎とする）。「むすび」では、まとめとして報酬や定数の論理の確認と、それらの審議の手法、さらに育児手当などの可能性も探っている。

本報告書が広がることで、新たな議会に即した議員報酬や定数が定まり、いままで以上に生き生きとした議員活動が実践されることを期待している。

町村議会モデル（全国町村議会議長会「議員報酬のあり方について」（1978年））では、次のような考え方が提示されている。

「できるだけ考え方を整理し、現時点における標準案としてまとめたもの」「議会外の議員個々の『日常議員活動日数』についての説得力ある資料を常時整備し、提供すること」、そして「標準は、全国平均を一応の尺度として算出したもので、具体的な議員報酬の額の算定にあたっては、各町村の実態により本案を上廻りまたは下廻ることとなるのは当然であり、本案がそのまま適用されるとは限らない。」「本案の適用には限界があるものの、具体的な議員報酬算定について有力な検討の手がかりとなれば本案の役割は十分果たし得た。」

本報告書は、この「議員報酬のあり方について」（1978年）の問題意識を踏襲し、それぞれの町村議会で具体的に報酬額を算定するために、論理（考え方）の提示と算出の手法を提示している。新町村議会モデルの提示である。

こうした留意点を踏まえて、標準が提示される。たとえば、議員の場合、本会議・委員会（会期中）、閉会中委員会、意見書・請願提出、全協・議運・委員協、研修・視察、陳情・要望、公共団体等の会合出席、その他、これらが54.5日となる。そして、これに「住民との接触」及び「議員個々の調査」の時間が追加される。これは「推定するしかない」として年間48日を想定している。これを素材に首長の給与との関係で議員報酬を算定するというモデルである。

議長	首長の給料月額の40%ないし54%相当額
副議長	首長の給料月額の33%ないし37%相当額
議員	首長の給料月額の30%ないし31%相当額

活動量が豊富な議会では、このモデルが現実には適合しない可能性も出てきている。首長の30%という数字が報酬の増額の足かせにもなっているという見解も聞かれる。そもそも、すでに指摘した町村議会モデルの留意点では、それぞれの議会に適合した議員報酬額を算定するためには、それぞれの議会・議員活動を明確に示す必要があることが強調されている。

本委員会は、その今日の新たなバージョン（新町村議会モデル）をつくることを目的としている。その際、それぞれの議会で報酬額を考える視点を明確にすることを目的としている。そこで全国共通のモデルを提示することはしていない。むしろ、今後の議会のあり方を考えることを前提とした報酬額の算出を強調している。

## 第1章 最近の町村議会の動向と報酬等の課題

### 第1節 議員のなり手不足問題と議員報酬

#### <町村議会の突破力と「危機」>

議会改革が広がっている。この先駆的な役割を担ったのは、町村議会である。地方自治の原則に由来する、住民と歩む議会、議員間討議を重視する議会、それを踏まえて首長等と政策競争する議会を開発した。具体的には、議会報告会（宮城県本吉町）、通年議会（北海道白老町、同福島町、宮城県蔵王町など）、議決事件の追加（自治法96②、福島県月舘町）、そしてそれらを集大成する議会基本条例の制定（北海道栗山町）等を想定するとよい。

これらは、少ない定数により議員が恒常的に集まれること、少ない議員報酬のなか日常的に働くことで住民目線となること、少ない議会事務局職員のために議員と職員が恒常的に協働すること、これらの町村議会の特徴により創造的改革を進めることができた。

しかし、この議会の特徴は課題も生み出す。少ない定数は十分な委員会数を確保できず、少ない報酬額は専門的に活動することを困難にし、少ない議会事務局職員数は政策提言・監視の十分な支援を困難とする、といった課題を突き付ける。これらを常に意識してその課題を克服する手法を開発する必要がある。議員報酬についてもその打開の方途の1つが議員報酬の再考であることに注意していただきたい。

今日、町村議会は、もう1つの課題に直面している。いわば、議員のなり手不足問題である（高い無投票当選者率（低い競争率も加えたい）。「自治体消滅」を前提とした「地方創生」の施策が全国に席捲している。議員のなり手不足の広がりや高知県大川村の町村総会の検討を念頭に、「限界集落」「自治体消滅」だけではなく「議会消滅」を想定した論評もある。こうした問題には、議員属性の偏り（若者・女性の少なさ）なども含まれる。まさに「危機」である。

住民が自治をあきらめない限り自治体は存在し続ける（大森彌氏）。いわば、自治体が存在し続けるには住民自治を確固として作動させることが必要である。本章では、さらに議員のなり手不足、議会の危機の打開のために「住民自治の根幹」としての議会を作動させ、住民福祉の向上につなげ、そのことにより住民の信頼を勝ち取ることが不可欠であることを強調する。

#### <議会・議員の魅力向上と議員報酬等>

なり手不足の解消は多元的に取り組まなければならない。なり手不足の要因として、議会・議員の魅力の減退、議会・議員の活動条件の貧弱性、地域力の低下が想定できる。これに、法制度の縛りを加えるべきだろう（表1参照）。これらの要因を突破する手法を考える必要がある。



表1 なり手不足の要因と解消の方途

なり手不足の要因	意欲の有無	解消の方途	備考
魅力の減退〔不透明、非活発等〕	ならない	住民と歩む議会、住民福祉の向上に貢献する議会の創造	住民からの信頼を勝ち取る手法
条件の悪さ〔報酬の低さ、定数減により当選ラインの上昇等〕		議員報酬の増額、議会事務局の充実	住民からの信頼がなければ実現せず
地域力の減退〔立候補予備軍の衰退（高齢化、自営業・農業の変化）〕	なれない	住民福祉の向上につなげる議会による地域活性化	住民の信頼を勝ち取る手法
法制度の拘束（兼職・兼業禁止等）		現場からの法改正提案	現場の実践が前提

注：「意欲の有無」は、住民が立候補する際の意欲である。

条件の悪さを打開するためには、信頼を勝ち取ることが不可欠である。信頼を勝ち取るためには、住民と歩む議会を創出し、それを「住民福祉の向上」につなげることが必要だ。その作動は、地域力向上にも役立つ。そうした活動を実践する議会からの提案でなければ有用な法改正は不可能である。

ようするに、議会改革の本道である議会基本条例に刻まれた議会を作動させること、そしてそれを「住民福祉の向上」につなげることが、議会・議員の魅力を向上させる。同時に、それが地域力アップの可能性を広げ、それらによって住民の信頼を勝ち取り、それが議員報酬の増額等の条件整備につながる。こうした活動によって、現行法の問題点を明確にして議会改革をもう一步進める法改正を可能とする。

なり手不足の要因を踏まえてそれを解消するための起点は、議会・議員の魅力を住民に周知することである。その改革の方向は、全国町村議会議長会に設置された研究会の報告書に示されている。

本報告書は、こうした議会改革とともに、その条件整備として議員報酬等を主題的に取り上げ検討する。多くの議会が住民福祉の向上にむけて実践しているにもかかわらず、低い議員報酬等に悩んでいる。それに応えることを目的としている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup>議員報酬・定数について、江藤俊昭『自治体議会学』ぎょうせい、2012年、参照。議員のなり手不足問題については、江藤俊昭「魅力ある議会の創造こそが『解消』の正攻法—なり手不足問題の解消の道を探る（下）」『地方議会人』2017年11月号、同「自治体議会学のスズメ」96回～107回『ガバナンス』2017年2月～2018年2月、参照。

## 第2節 議員報酬の現状と議員の意識

### — 「ボランティア」では務まらない議員活動 —

#### (1) 議員報酬の現状

##### — 議員活動の条件の1つ —

議員報酬は、月額約 21 万円である。議員報酬等の減額条例が制定されている（議員報酬では 54 団体（2017 年））。また、この月額支給（日当制の福島県矢祭町を除く）のほかに、ほとんどの議会で期末手当が支給される。12 月の不支給は 4 自治体、6 月の不支給は 12 自治体となっている（2017 年）。

2002 年と比較すれば（表 1-1）、それほど削減はない（2007 年と比べれば若干増額、2012 年と比べれば若干増額）。住民からの議員報酬・定数の削減要求の嵐を、議員定数の大幅削減で乗り切ったかどうかはともかく、乗り切ろうとしていることはうかがわれる。同時に、今日議員報酬増に動いている（表 1-1 では、2012 年から 2017 年の変化）。議会力アップや議員のなり手不足問題の解消の 1 つの方途として、報酬増に舵を切ったことを直視する必要がある。

表 1-1 議員報酬月額（単位：円）

	議長	副議長	議員	常任 委員長	議会運営 委員長	(参考) 町村長 (給与)
2017 年	290,944	235,636	213,726	219,763	219,894	717,845
2012 年	285,350	231,006	209,490	214,089	214,580	676,690
2007 年	287,013	231,806	210,452	214,509	215,043	680,796
2002 年	295,807	238,731	217,616	219,920	220,833	767,172

市議会議員は月額約 42 万円（42.2 万円、2017 年 12 月 31 日現在、全国市議会議長会調）、都道府県議会議員は月額約 81 万円（81.3 万円、2018 年 4 月 1 日現在、全国都道府県議会議長会調）を考慮すると、町村議会議員の議員報酬はかなり低い。なぜ、このような相違となるかの理由は明確ではない。後述するように、市議会や都道府県議会にも、議員報酬の根拠は示されている。

#### (2) 議会運営の条件には不満

議員報酬をめぐる議員の意識を確認しておこう。議員の意識については、全国町村議会議長会が行った全議員の意識調査を素材とする。2011 年調査であるために少し古いと感じられるかもしれないが、その調査時点の状況はさらに深まっている。そこで、この調査を活用したい。議員が議員活動を行うにあたって議員報酬は低いと感じていることとともに、それより約 20 年前の議員意識調査とは異なり「ボランティア」では活動できない議員が圧倒的

になっている。この変化も確認したい。

なお、約 20 年前の議員意識調査とは全国町村議会議長会創立 40 周年記念事業による「町村議会議員の意識調査」（1989 年暮れから翌年 2 月、1990 年調査と略記、その結果は村松岐夫・佐藤満「町村議会議員の意識と行動」『地方議会人』1991 年 4 月号～）に基づいている。

#### ①議員報酬額は圧倒的に低いと評価

現在の議員報酬について、町村議会議員は圧倒的に低いと感じている（「適正である」31.7%に対して「低い」56.8%）。「高い」と感じている議員はほとんどいない。議員報酬が高いと感じている住民が多いこととは、まったく逆の結果となっている。

1990 年調査と比べて、「高い」「適正である」「わからない」が減少しているのに対して、「低い」は約 20%増加している（表 1-2）。

表 1-2 議員報酬についての評価（比較：2011 年、1990 年）

	高い	適正である	低い	わからない	無回答
2011 年	5.0	31.7	56.8	5.3	1.3
1990 年	5.6	43.9	37.6	13.1	0.6
2011 年を基準とした差	△0.6	△12.2	19.2	△7.8	0.7

注 1：「無効」は除いたので 100%にはならない。

注 2：質問項目は、若干異なるが 2011 年に統一している。

当然であるが、年収に占める議員報酬割合が多いほど、議員報酬を「低い」と評価している。1 割未満 51.5%、1 割以上～3 割未満 54.9%、3 割以上～5 割未満 56.3%、5 割以上～7 割未満 59.1%、7 割以上～9 割未満 68.2%、9 割以上 67.7%である（平均 56.8%）。

また、議員活動時間と関連がある。議員活動時間（議会閉会中）が「無」と回答した議員は 29 人と少ないが、20.7%が「高い」と評価している。

年齢が 70 歳以上では、議員報酬が「低い」という評価が極端に低くなっている。25 歳～29 歳 66.7%、30 歳～39 歳 73.1%、40 歳～49 歳 66.6%、50 歳～59 歳 62.4%、60 歳～69 歳 56.1%、70 歳以上 49.9%である（平均 56.8%）。この論点は、つぎのボランティア議員の評価に連結する。

#### （3）ボランティアでは成り立たない議員活動

無報酬や実費弁償支給程度に直結するボランティア議員について、ほとんどの議員は否定的である。「ボランティアと同じでよいとは思わない」80.8%となっている（表 1-3）。議員活動を行うにあたって、ボランティアでは無理だという現場からの評価である。

表 1-3 ボランティアの評価

1 ボランティアと同じでよいと思わない	5,412	80.8%
2 ボランティアと同じでよいと思う	725	10.8%
3 その他	221	3.3%
4 わからない	211	3.2%
無回答	115	1.7%
無効	12	0.2%

1990年調査は、ボランティア議員の設問項目はない。ただし、これと関連がある名誉職的なものか、職業的なものを問う項目がある。名誉職的なものは、正確には「奉仕的な性格が強い」である。これは、ボランティア議員と同じだとはいえないまでも関連ある事項である。この1990年調査では、ボランティア議員に繋がる名誉職的なもの（「奉仕的な性格が強い」）が圧倒的に多かった（72.6%）。

つまり、1990年調査では「町村議会議員は、本来、奉仕的な性格が強いとお考えですか、それとも職業的な性格が強いとお考えですか」という質問に対して、「奉仕的な性格が強いと思う」72.6%、「職業としての性格が強いと思う」14.9%、「どちらともいえない」11.9%、「無回答」0.6%、となっている。まずもって、ボランティア議員に繋がる名誉職的な議員像である。

これを年齢別にみると特徴が浮かび上がる。「職業としての性格が強いと思う」は、30～39歳では29.2%、40～49歳では22.2%に対して、60～69歳では11.6%と低い。「職業人として現役を退き名誉職として議員になったとすれば、適正な報酬であるという回答が出てくるし、現役の年齢でありながら議員になった人にすれば、その機会費用を考えるといかにも低い」という議員報酬の評価と連動させつつ、「若い世代では職業意識を持つ人が老年層よりも多く、その分、報酬に対する不満も高い」（村松岐夫・佐藤満「町村議会議員の意識と行動（1）」『地方議会人』1991年4月号、57-59頁）。

2011年調査でも、30歳代から50歳代までと老年層では、傾向を若干異にしている。ボランティア議員を否定する者は、平均と比べて30歳代では4.5%、40歳代では1.9%、50歳代では2.9%と低くなっている。老年層のボランティア議員志向は、平均値と比較して高くなっている（4%程度の差、平均10.8%に対して、70歳以上は14.8%）。とはいえ、老年層でも、1990年調査ではボランティア議員と直結する名誉職的な議員志向が圧倒的だったが（70歳以上、72.6%）、2011年調査では逆に圧倒的にボランティア議員を否定している（70歳以上、76.7%）<sup>2</sup>。もはや、年齢に関係なく議会・議員活動はボランティア議員では

<sup>2</sup> 2011年調査のボランティア議員志向否定が、職業的なものに直結するかどうかは定かではない。1990年調査では、名誉職的なものではないが、職業的なものまでではないと考えている者は、「どちらともいえない」に入っている。2011年調査のボランティア議員志向否定は、職業的なものとする場合と、新たな議員規定（たとえば、公選職）を必要とする場合の2つが含まれる可能性がある。今後の検討事項である。

担えないと感じている。なお、ボランティア議員志向が強いのは、年収に占める議員報酬割合が低い層（実数では約3割）と議員活動時間（閉会時）が「無」層（実数ではたった29人、0.4%）である。つまり年収に占める割合が1割未満で17.6%、1割以上3割未満で13.6%であり、議員活動時間（閉会時）の「無」層は34.5%である。こうした属性による若干の相違はあるにせよ、ボランティア議員志向に対して圧倒的に否定的である。

ともかく、2011年調査は1990年調査と逆にボランティア志向を否定する議員が圧倒的（80.8%）である。選択肢のワーディングの相違（「奉仕的なもの」と使う場合と「ボランティアと同じ」と使う場合の相違）にもよるであろう。また、議員報酬が批判され、ボランティア議員が提案されている中での反発の意味もあるだろう。同時に、結果の相違は、現実の議員活動にはボランティア議員と異なる議員活動が期待され、実践されていることの反映だと思われる。

### 第3節 議員報酬を考える8つの視点

議員報酬及び定数を考える原則を確認したい。8原則である。本報告書は、議員報酬を考えることを主としているが、定数も合わせて考える視点を提示しておきたい。

①答えのないテーマであり、自治体はそのポリシーを示す。議員定数は、従来自治体の人口規模で決まっていた。その後法定上限数に改正され、今日ではそれも撤廃され、それぞれの自治体が自らの責任で決めることになった。また、そもそも報酬は（一般的には特別職報酬等審議会の答申を経て）条例で定めることになっている。したがって、それぞれの自治体、とりわけ議会がそのポリシーを示さなければならない。

②議員報酬と定数は別の論理。「議員定数を半分にして、報酬を増額する（たとえば、2倍）。そうすれば、若い人も議員になれる」。議会費を一定とした想定からこうした提起が行われる。気持ちはわからなくはないが、また一時的に住民の納得を得ることも可能かもしれないが、「そもそも報酬や定数の根拠は何か」、という問いが発せられる。それぞれを独自に説明しなければならない。

③行政改革の論理とはまったく異なる議会改革の論理。行政改革は削減を優先させ、効率性を重視する。それに対して、議会改革は地域民主主義の実現である。住民自治をどのように創り出すかということから出発しなければならない。議員報酬・定数を考える場合も、住民自治を充実させるための条件として議論しなければならない。また、この議会改革が執行機関の行政改革を促進することを再認識すべきである。

④現在の議員のためだけでなく、多くの人が将来立候補し議員活動がしやすい条件として考える。議員報酬・定数を考えることは、新しい議会を創り出すために必要である。同時に、これは現在の議会のためだけでなく、多くの多様な住民が将来議員になりやすく、また活動しやすくする条件である。持続的な地域民主主義の条件として考える必要がある。「住民の声の実現」として削減に邁進する議会・議員は、将来をみずえれば住民に対する背信行為となる場合があることは自覚すべきである。

⑤増加できないあるいは削減の場合は、住民による支援が不可欠。財政的問題から本来議員報酬・定数を考えるべきではないが、どうしても危機的状況から考えなければならないこともある。増加させたくともできない、あるいは削減せざるを得ない場合もないわけではない。この場合には、議会力をダウンさせないために、議会事務局の充実や、住民と議員とが一緒になって地域課題について調査研究するなど（長野県飯綱町など）、住民による政策提言・監視の支援を制度化すべきである。

⑥住民と考える議員報酬・定数。これが必要なのは、住民からの批判が多いテーマへの説明責任という意味がある。それ以上に重要なことは、議員報酬・定数は新しい議会運営の条件であり、さらにその議会運営は住民自治に不可欠なものである。つまり、住民自治の問題であるがゆえに、議員報酬・定数を住民とともに考えなければならない。議会は住民自治を進める視点で住民と語る必要がある。専門家などを含めた第三者機関による提案を素材とすることも有効である。

⑦特別職報酬等審議会の有効活用。審議会委員の委嘱にあたって、議会を熟知している者を要請する。一度も議会を傍聴したことのない者では十分な審議ができない。また、審議会が動き始めたら委員と議会は懇談をすることも重要である。議会の現状を知ってもらう良い機会である。

⑧「後出し」ではなく周知する十分な期間が必要。議員報酬・定数は、住民が議員に立候補する際に考慮する重要な条件である。それを、選挙半年前に削減を行うことは、現職議員の都合で決める、じゃんけんの「後出し」のようなものである。2年前、遅くとも1年前には周知できるように準備を進めるべきである。

## 第2章 議員報酬・定数等に関する調査結果の分析

### はじめに

本章では本委員会が全国の町村議会を対象に 2017 年度に行った郵送自記式質問紙調査「議員報酬・定数等に関するアンケート調査」(表 0-1。以下、「2017 年調査」と略記)、および、同調査において“議員報酬検討過程に住民参加手続きを実施した”と回答した議会に対して 2018 年度に行った「議員報酬・定数等に関する追加調査」(表 0-2。以下、「2018 年追跡調査」と略記)からのデータを用いて、議員報酬・定数を巡る構造を分析する<sup>1)</sup>。

以下、第 1 節では、全国町村議会議長会「第 62 回町村議会実態調査(平成 28 年 7 月 1 日現在)」の結果を踏まえ、議員報酬の状況について、直近の一般選挙で無投票当選となった議会(以下、「無投票議会」と略記)に注目して確認する。第 2 節では、本委員会の 2 つの質問紙調査より回答結果を概観する。この中では議長の意識(認識)の差異も分析される。第 3 節では“議員報酬検討過程に住民参加手続きを実施した”議会の状況を詳述する。そして、第 4 節では、議員報酬検討過程における住民参加手続きの実施状況と各種の社会経済統計とを組み合わせ、直近の一般選挙で無投票当選が生じた要因ならびに議員報酬改定の方角性を規定した構造について、統計的解析を行う。

表 0-1: 「議員報酬・定数等に関するアンケート調査」(2017 年度) 概要

調査対象	平成29年7月1日現在の927町村議会(744町、183村)
回答数	927町村(回収率: 100%)
設問対象期間	平成23年4月1日～平成29年7月1日現在
実施期間	平成29年7月31日～8月23日

表 0-2: 「議員報酬・定数等に関する追加調査」(2018 年度) 概要

調査対象	2017年度「議員報酬・定数等に関するアンケート調査」にて「報酬検討過程へ住民参加あり」と回答した83議会
回答数	83町村(回収率: 100%)
設問対象期間	平成23年4月1日～平成29年7月1日現在
実施期間	平成30年5月18日～6月11日
注記	調査対象とした2議会より報酬検討過程へ住民参加を実施していなかった旨の訂正報告があったため、母数を81議会として本追跡調査のまとめにあたる。

<sup>1)</sup> 「2017 年調査」「2018 年追跡調査」の各調査票は巻末資料参照。

## 第1節 議員報酬の分析

本節では、全国町村議会議長会「第62回町村議会実態調査（平成28年7月1日現在）」を踏まえ、議員報酬の状況を「無投票議会」に注目して確認する<sup>2</sup>。

### 1. 議員報酬の状況と「無投票議会」

一般議員の議員報酬月額について、「無投票議会」と直近の一般選挙で無投票当選とはならなかった「非無投票議会」の比較したものが表1-1である。いずれの項目も「非無投票議会」の方が高くなっており、平均値で21,951円の差があった。これは統計的にも有意な差であった（表1-2）。

この結果を踏まえ、議員報酬月額の金額分布を「無投票議会」と「非無投票議会」で比較したものが表1-3である。報酬金額が無投票当選の発生に何も影響を与えていないならば、無投票当選議会であっても全体の分布とほぼ同じ割合となる。しかし、先述の統計検定結果の“裏返し”と言えるが、報酬金額が下がると無投票当選の発生率が上がっていた。

具体的には月額17.6万円未満の場合では、「非無投票議会」の2倍以上の割合で無投票当選が発生している。これは今後の議員報酬のあり方を考えるに当たり、無投票当選となることを避けるならば、“これ以下の金額には下げない”、という「下限値」の要素も考慮する必要を示すと言える。

表1-1. 議員報酬（月額）比較

単位：円

議員報酬 （月額）	全体	非無投票 議会	無投票 議会
平均値	212,923	217,446	195,495
中央値	212,000	217,000	190,000
最大値	400,000	400,000	320,000
最小値	30,000	30,000	100,000

備考：最小値「30,000」は日当制を導入した矢祭町である。

表1-2. 議員報酬（月額）平均値の検定

調査項目	区分	度数	平均値	標準偏差	t検定
議員報酬 （月額）	無投票議会	191	195495.50	38515.332	t(925)=6.632, p<.001
	非無投票議会	736	217445.58	41315.251	

出所：SPSS(Ver.23)にて筆者作成

<sup>2</sup>全国町村議会議長会「第63回町村議会実態調査（平成29年7月1日現在）」での議員報酬データを用いていない理由は、調査時点が“古い”第62回調査のほうが対象町村議会において実際に「無投票当選」が発生した年月日に“より近い”時点のデータセットであるため、議員報酬金額と「無投票当選」発生との関係をより直接的に析出できると考えられたからである。



表 1-3. 議員報酬（月額）の分布

区分	全体	非無投票 議会	無投票 議会
	議員報酬（月額：円）	議会数 割合	議会数 割合
上位10%	264,000 以上	83 11.3%	10 5.2%
上位20%	243,400 以上 ～ 264,000 未満	82 11.1%	10 5.2%
上位30%	232,000 以上 ～ 243,400 未満	83 11.3%	14 7.3%
上位40%	224,000 以上 ～ 232,000 未満	75 10.2%	16 8.4%
上位50%	212,000 以上 ～ 224,000 未満	82 11.1%	11 5.8%
上位60%	200,000 以上 ～ 212,000 未満	90 12.2%	16 8.4%
上位70%	189,000 以上 ～ 200,000 未満	58 7.9%	23 12.0%
上位80%	176,000 以上 ～ 189,000 未満	67 9.1%	23 12.0%
上位90%	163,000 以上 ～ 176,000 未満	59 8.0%	34 17.8%
下位10%	163,000 未満	57 7.7%	34 17.8%
	n=927	n=736	n=191

## 第 2 節 アンケート調査に見る町村議会の状況

本節では本委員会による 2 つの質問紙調査の回答結果を概観する。掲載の表について、【全体】（左表）が「2017 年調査」の結果を示し、【住民参加あり】（右表）は「2018 年追跡調査」対象議会の結果である（以下、同じ）。

### 1. 議員報酬の検討活動

#### （1）検討の状況

平成 23 年 4 月から平成 29 年 7 月の間において、議員報酬を巡って、29.2%（271 町村）が「検討済み」であり、そして、平成 29 年 7 月 1 日時点で 10.6%（98 町村）が「検討中」であった。全体の約 4 割の町村で議員報酬見直しの検討が行われている。

表 2-1. 議員報酬の検討状況

【全体】	町村数 割合(%)	
	検討済み	271
検討中	98	10.6%
検討していない	558	60.2%
N=927		

#### （2）検討を実施・検討中の組織

議員報酬改定の検討を「実施済み」及び「検討中」とした 369 町村において、その検討を行った（行っている）組織〔議員報酬を改訂する議案を本会議に上程することまたは、議案上程はせずに現状維持とすることを決定（意思確認）した組織〕を見ると、「特別委員会」

が 39.3% (145 町村)、「協議調整の場 (地方自治法 100 条第 12 項)」が 23.3% (86 町村)、そして、「議会運営委員会」が 15.2% (56 町村) であった。また、「その他」とする回答が 28.7% (106 町村) から報告されたが、その主な内容は「特別職報酬等審議会」「任意の全員協議会」「任意の委員会」である。

【住民参加あり】議会においても、特別委員会が最多であることは共通している。ただし、議会運営委員会で決定している割合は【住民参加あり】議会でやや多い結果であった。

表 2-2. 検討を実施・検討中の組織

	【全体】		【住民参加あり】	
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)
常任委員会	8	2.2%	0	0.0%
議会運営委員会	56	15.2%	16	19.8%
特別委員会	145	39.3%	35	43.2%
協議調整の場 (法 100 条第 12 項)	86	23.3%	9	11.1%
その他	106	28.7%	23	28.4%
N=369(検討の状況にて「検討済み」「検討中」と回答した町村)			n=81	

備考：複数の選択肢を選んだ議会があり、割合の合計は 100%にはならない。

### (3) 検討過程における住民の参加

報酬改正を「検討済み」である議会では、その 29.9% (81 町村) において何らかの方式での住民の参加が実施されていた (表 2-3)。2017 年調査より具体的な内容 (複数回答方式) は、「議会報告会 (28.4% : 23 町村)」「住民懇談会 (28.4% : 23 町村)」「住民アンケート (21.0% : 17 町村)」「参考人 (11.1% : 9 町村)」である。このほか、「議会設置の第三者機関」は 4 町村、「議会モニター・議会アドバイザー」の活用も 3 町村から報告された (表 2-4)。

なお、「その他」として「有識者・各種団体代表からの意見聴取」を報告する議会があった。「住民懇談会」の回答にはこの種の広聴活動の意味を込めて選択されている可能性が考えられるため、その解釈には留意を要する。

最後に検討過程における住民の参加手続きを行った理由については、参加手続きを採用した議会の内、半数の議会 (45.7%) が「議会活性化・改革の一環」とし、次いで約 3 割 (28.4%) が「議会基本条例による定め」を選択している。2000 年代議会改革の象徴ともいえる「議会基本条例の定めによる」という回答が全体の約 3 割から提示されたことは、換言すれば、議会基本条例による“規律付け”が約 3 割で作用したといえよう。

一方、「前回の選挙で無投票当選」であったという“危機感”を挙げた議会は約 1 割 (9.9%) であり、「住民からの要望」を挙げた議会は約 5% (4.9%) にとどまった (表 2-5)。

表 2-3. 検討過程における住民参加手続きの実施

【全体】		
	町村数	割合(%)
有	81	29.9%
無	190	70.1%

N=271(検討の状況にて「検討済み」と回答した町村)

表 2-4. 住民参加の方法

【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)
参考人	9	11.1%
議会設置の第三者機関	4	4.9%
住民懇談会	23	28.4%
議会報告会	23	28.4%
住民アンケート	17	21.0%
パブリックコメント	4	4.9%
議会モニター・ 議会アドバイザー	3	3.7%
その他	35	43.2%

N=81(検討過程における住民の参加にて「有」と回答した町村)

備考：複数回答

表 2-5. 住民参加手続きの理由

【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)
議会基本条例による定め	23	28.4%
活性化・改革の一環	37	45.7%
住民からの要望・要請	4	4.9%
前回の選挙で無投票当選	8	9.9%
無投票の恐れ	2	2.5%
定数割れ	0	0.0%
定数割れの恐れ	0	0.0%
その他	31	38.3%

N=81(検討過程における住民の参加にて「有」と回答した町村)

(4) 議員報酬改定の検討結果

平成 23 年 4 月から平成 29 年 7 月の間で報酬改正を「検討済み」である議会 (271 町村) において、「報酬額を増額」した議会は 35.1% (95 町村)、「報酬額を減額」した議会は 11.1% (30 町村) であった。報酬見直しが行われた議会では増額した議会が多くなっている。

なお、「その他」として回答には「減額条例により期間を限定して報酬額を減額」（即ち減額）や「減額条例の廃止」（即ち増額）とする回答も含まれている（この見直し内容については本節第2項並びに第3節第2-3項で詳述される）。

そして、報酬検討過程に住民参加を実施した議会に着目すると、「住民参加あり」議会で報酬増の結論に至った傾向（増額が選択される割合が高い）が見られた（表2-6）。

表 2-6. 検討結果

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
報酬額を上げる	95	35.1%	37	45.7%	
報酬額を下げる	30	11.1%	6	7.4%	
現状の報酬額を維持する	84	31.0%	28	34.6%	
その他	62	22.9%	10	12.3%	
N=271(検討の状況にて「検討済み」と回答した町村)			n=81		

#### (5) 検討結果の住民への報告・周知

報酬改正を「検討済み」とした議会（271町村）では、その 64.9% (176町村) で住民への報告・周知が実施された。また、当然の結果ともいえるが、検討過程で住民参加を実施した議会では、その9割で検討結果を住民へ告知していた。しかし、1割強（11.1%）は「告知していない」としており、その理由は不明である。

表 2-7. 検討結果の住民への報告・周知

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
有	176	64.9%	72	88.9%	
無	95	35.1%	9	11.1%	
N=271(検討の状況にて「検討済み」と回答した町村)			n=81		

次に、具体的な報告・周知方法（実施 176 町村対象。複数回答方式）は、「議会広報紙（81.8%：144町村）」が最も一般的な方法であり、「ホームページ（29.5%：52町村）」「議会報告会（13.1%：23町村）」がそれに続く方法であった。なお、「その他（12.5%：22町村）」には、執行部側が発行する町（村）広報紙での広報が主な内容である。こうした傾向は検討過程で住民参加を実施した議会においても同様である（表2-8）。

表 2-8. 住民への報告・周知の方法

	【全体】		【住民参加あり】	
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)
ホームページ	52	29.5%	25	30.9%
議会広報紙	144	81.8%	59	72.8%
住民懇談会	12	6.8%	6	7.4%
議会報告会	23	13.1%	13	16.0%
CATV	8	4.5%	3	3.7%
インターネット録画配信	15	8.5%	7	8.6%
その他	22	12.5%	10	12.3%
N=176(検討結果の住民への報告・周知にて「有」と回答した町村)		n=81		

備考：複数回答方式

## 2. 議員報酬・議員定数条例の改正

### (1) 直近の議員報酬条例改正の内容

直近の議員報酬条例改正では、増額した議会が 15.0% (139 町村)、減額条例が期限を迎えたため報酬額を元に戻した議会が 14.0% (130 町村)、そして、減額した議会が 6.9% (64 町村) であった。直近で行われた報酬条例の改正に限定すれば、増額した議会のほうが多く、減額となった議会の約 4.2 倍である (表 2-9)。

また、増額とした議会で住民参加手続きが採用されている傾向が見られた。ただし、減額とした議会の割合も相対的に増加しているため、「二極化」が伺える結果であった。

表 2-9. 直近の議員報酬条例の改正

	【全体】		【住民参加あり】	
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)
増額	139	15.0%	31	38.3%
減額	64	6.9%	11	13.6%
無	594	64.1%	33	40.7%
減額条例が期限を迎え報酬額が元に戻った	130	14.0%	6	7.4%
N=927		n=81		

こうした決定に至る理由を自由回答方式の回答では、以下が指摘された。

「増額」の主な理由：①特別職報酬等審議会の答申、②近隣町村との比較、  
③町村財政の改善、④なり手の確保

「減額」の主な理由：①町村財政の悪化、②特別職報酬等審議会の答申

次に、直近の議員報酬条例の改正（「増額」または「減額」）を行った 203 町村において、条例改正の議案提案者を見ると、38.4% (78 町村) が議会による提案、残りの 61.6% (125 町村) が町村長による提案であった。予算調製権を持つ首長側の提案で議員報酬条例の改正が実施される割合が多くなっている。

なお、報酬検討過程に住民参加手続きを実施したか否かでの議案提案者の差異はほとんどみられなかった（表 2-10）。

表 2-10. 議員報酬条例改正議案の提案者

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
議会	78	38.4%	14	33.3%	
町村長	125	61.6%	28	66.7%	
N=203(直近の議員報酬条例の改正にて「増額」「減額」と回答した町村)			n=42		

(2) 直近の議員定数条例の改正

平成 23 年 4 月から平成 29 年 7 月の間、31.0% (287 町村) にて議員定数条例が改正されている（表 2-11）。このうち、増員は 1 町のみであり、他の 99.7% (286 町村) は全て減員である（表 2-12）。なお、報酬検討過程で住民参加を実施した議会のほうが議員定数改正に取り組んでいる傾向がみられた。

表 2-11. 議員定数条例の改正

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
有	287	31.0%	42	51.9%	
無	640	69.0%	39	48.1%	
N=927			n=81		

表 2-12. 定数条例改正の内容

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
増員	1	0.3%	0	0.0%	
減員	286	99.7%	42	100.0%	
N=287(直近の議員定数条例の改正にて「有」と回答した町村)			n=42		

自由回答方式の回答にみる「増員」の主な理由は「人口の増加及び町財政の回復」である。その裏返しとなるが、「減員」の理由は「人口の減少」「町村財政の悪化」であった。

次に、直近の改正で「増員」または「減員」を行った 287 町村では、その 99.0% (284 町村) が議会による提案であり、残りの 1.0% (3 町村) が町村長による提案によるものであった。なお、上記で見た増員の改正を行った 1 町も議会からの提案による条例改正である。

表 2-13. 定数条例改正議案の提案者

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
議会	284	99.0%	42	100.0%	
町村長	3	1.0%	0	0.0%	
N=287(直近の議員定数条例の改正にて「有」と回答した町村)			n=42		

### 3. 無投票当選議会の状況

直近の一般選挙において、無投票当選であった町村議会は 20.6% (191 町村) である。この 191 町村において、5.2% (10 町村) では「定数割れの状況」が生じている。中でも、報酬検討過程での住民参加が実施された議会では、全体との対比で直近の一般選挙が無投票当選だった割合が高くなっていた (表 2-14)。

これを踏まえ、無投票当選であるか否かと住民参加を行っているか否かとの関係に対してカイ 2 乗検定で独立性をみた結果、有意な関係が確認された (表 2-15)。

なお、全体の 5.2% (10 町村) で定数割れが生じていた (表 2-16)。

表 2-14. 直近の一般選挙の状況

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
無投票当選であった	191	20.6%	30	37.0%	
無投票当選ではなかった	736	79.4%	51	63.0%	
N=927			n=81		

表 2-15. 無投票当選と議員報酬検討過程への住民参加との関係

(度数)

		議員報酬検討過程への住民参加		合計	カイ 2 乗検定
		あり	なし		
直近の一般選挙	無投票当選	30	161	191	$\chi^2(df=1)=14.651, p=.000$
	非無投票当選	51	685	736	
合計		81	846	927	

出所：SPSS(Ver.23)にて筆者作成

表 2-16. 直近の一般選挙での定数割れ

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
定数割れであった	10	5.2%	0	0.0%	
定数割れではなかった	181	94.8%	30	100.0%	
N=191(直近の一般選挙にて「無投票当選であった」と回答した町村)			n=30		

次に、補欠選挙を実施していた 280 町村を対象とする設問にて、直近の補欠選挙の状況を調査した結果、無投票当選であった町村は 35.4% (99 町村) であり、これらのうち、11.1% (11 町村) では「定数割れの状況」が生じていた (表 2-17)。

また、報酬検討過程での住民参加が実施された議会では、直近の補欠選挙でも全体との対比で定数割れだった割合が高い結果となった。(ただし、該当事例が少ないため、結果の解釈には慎重を要する) (表 2-18)

表 2-17. 直近の補欠選挙の状況

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
無投票当選であった	99	35.4%	8	34.8%	
無投票当選ではなかった	181	64.6%	15	65.2%	
N=280(補欠選挙を実施した町村)			n=23		

表 2-18. 直近の補欠選挙での定数割れ

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)	町村数	割合(%)	
定数割れであった	11	11.1%	2	25.0%	
定数割れではなかった	88	88.9%	6	75.0%	
N=99(直近の補欠選挙にて「無投票当選であった」と回答した町村)			n=8		

#### 4. 議員のなり手不足に関する議長意識調査

本調査では議長個人を対象に議員のなり手不足に関する認識を問う設問を設けた。以下、各設問選択肢から「思う」「どちらかといえば思う」を回答するものを“賛成派”、「どちらかといえば思わない」「思わない」を回答したものを“懐疑派”として、結果を見てゆく。

##### (1) 議員報酬

議員報酬は 68.4%の議長が「なり手不足に影響していると思う」としていた。「なり手不足に影響しているとは思わない」と懐疑的な議長は 18.7%である。議長意識を問う項目中、最も賛成派が多い項目であった (表 2-19)。



表 2-19. 議長の認識（議員報酬）

《問い：議員のなり手不足は議員報酬が影響していると思いますか。》

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)		町村数	割合(%)
1.思う	275	29.7%	} 68.4%	26	32.1%
2.どちらかといえば思う	359	38.7%		34	42.0%
3.どちらかといえば思わない	82	8.8%	} 18.7%	10	12.3%
4.思わない	91	9.8%		3	3.7%
5.どちらともいえない	120	12.9%		8	9.9%
無回答	0	0.0%			
N=927				n=81	

(2) 兼職禁止（常勤公務員ほかとの兼職禁止）

兼職禁止（地方自治法第 92 条）規定が「立候補の弊害となっている」とする議長は全体の 17.8%であった。逆に 71.1%の議長は「立候補の弊害となっているとは思わない」と回答している。議長意識を問う項目中、最も懐疑派が多い項目であった（表 2-20）。

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

表 2-20. 議長の認識（兼職禁止）

《問い：兼職禁止（法第 9 2 条）が立候補の弊害となっていると思いますか。》

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)		町村数	割合(%)
1.思う	60	6.5%	} 17.8%	5	6.2%
2.どちらかといえば思う	105	11.3%		10	12.3%
3.どちらかといえば思わない	147	15.9%	} 71.1%	16	19.8%
4.思わない	512	55.2%		45	55.6%
5.どちらともいえない	101	10.9%		5	6.2%
無回答	2	0.2%			
N=927				n=81	

(3) 兼業禁止（自治体と請負契約を行う組織への関与）

兼業禁止（地方自治法第 92 条の 2）規定が「立候補の弊害となっている」とする議長は全体の 26.0%であった。一方、60.3%の議長は「立候補の弊害となっているとは思わない」と回答している（表 2-21）。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

表 2-21. 議長の認識（兼業禁止）

《問い：兼業禁止（法第92条の2）が立候補の弊害となっていると思いますか。》

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)		町村数	割合(%)
1.思う	69	7.4%	} 26.0%	5	6.2%
2.どちらかといえば思う	172	18.6%		12	14.8%
3.どちらかといえば思わない	154	16.6%	} 60.3%	16	19.8%
4.思わない	405	43.7%		39	48.1%
5.どちらともいえない	125	13.5%		9	11.1%
無回答	2	0.2%			
N=927				n=81	

(4) 休職・復職制度

立候補・議会（議員）活動のための休職・復職制度、議員退職後の復職制度の導入より、38.5%の議長が「議員のなり手を確保できる」と回答した。一方、43.0%の議長は「確保できるとは思わない」と回答している。議長意識を問う調査項目中、賛成派と懐疑派とで最も意見が割れる結果となった（表 2-22）。

表 2-22. 議長の認識（休職・復職制度）

《問い：議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度を導入することにより、議員のなり手を確保できると思いますか。》

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)		町村数	割合(%)
1.思う	123	13.3%	} 38.5%	12	14.8%
2.どちらかといえば思う	234	25.2%		23	28.4%
3.どちらかといえば思わない	146	15.7%	} 43.0%	14	17.3%
4.思わない	253	27.3%		19	23.5%
5.どちらともいえない	170	18.3%		13	16.0%
無回答	1	0.1%			
N=927				n=81	

(5) 各種手当制度の導入

議員報酬のほかに各種手当制度（若者手当等）を導入することにより、議員のなり手を「確保できると思う」と回答した議長は全体の45.1%であった。「確保できるとは思わない」とした議長は36.7%である。休職・復職制度導入に次いで賛成派と懐疑派とで意見が割れる結果となった（表 2-23）。

表 2-23. 議長の認識（各種手当制度の導入）

《問い：議員報酬のほかに各種手当制度（若者手当等）を導入することにより、議員のなり手を確保できると思いますか。》

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)		町村数	割合(%)
1.思う	140	15.1%	45.1%	9	11.1%
2.どちらかといえば思う	278	30.0%		25	30.9%
3.どちらかといえば思わない	123	13.3%	36.7%	17	21.0%
4.思わない	217	23.4%		19	23.5%
5.どちらともいえない	167	18.0%		11	13.6%
無回答	2	0.2%			
N=927				n=81	

(6) 学校教育との連携

学校教育における地方議会の啓発により議員のなり手を「確保できると思う」とした議長は全体の48.8%であった。一方、27.5%の議長は「確保できるとは思わない」と回答している（表 2-24）。

表 2-24. 議長の認識（学校教育との連携）

《問い：学校教育における地方議会の啓発により、議員のなり手を確保できると思いますか。》

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)		町村数	割合(%)
1.思う	157	16.9%	48.8%	15	18.5%
2.どちらかといえば思う	295	31.8%		23	28.4%
3.どちらかといえば思わない	95	10.2%	27.5%	13	16.0%
4.思わない	160	17.3%		11	13.6%
5.どちらともいえない	219	23.6%		19	23.5%
無回答	1	0.1%			
N=927				n=81	

(7) 休日・夜間議会

休日や夜間に議会を開催することで、議員のなり手を「確保できると思う」とした議長は全体の9.8%であった。逆に、71.1%の議長は「確保できるとは思わない」と回答している。これは議長の意識を問う調査項目の中では最も賛同度合いが少ない結果である。

また、上記の(1)～(6)では「全体」と議員報酬検討への「住民参加あり」議会との違いはほぼなかったが、休日・夜間議会については、「住民参加あり」議会の議長のほうが“支持率”が低い結果となった（表 2-25）。

表 2-25. 議長の認識（休日・夜間議会）

「問い：議員のなり手確保対策の一つとして、議会の開催を主に休日や夜間に開催することが挙げられていますが、一方で、町村職員の負担が増えることや日中仕事をしながらでは議員活動が十分に行うことができないのではないとも言われています。休日や夜間に議会の開催することで、議員のなり手を確保できると思いますか。」

【全体】			【住民参加あり】		
	町村数	割合(%)		町村数	割合(%)
1.思う	19	2.0%	9.8%	1	1.2%
2.どちらかといえば思う	72	7.8%		3	3.7%
3.どちらかといえば思わない	206	22.2%		18	22.2%
4.思わない	453	48.9%		40	49.4%
5.どちらともいえない	177	19.1%		19	23.5%
無回答	0	0.0%			
N=927				n=81	

(8) 「無投票議会と非無投票議会」「報酬検討過程への住民参加の有無」での比較

以上で見た(1)～(7)を踏まえ、選択肢をスコア化(思う=2、どちらかといえば思う=1、どちらともいえない=0、どちらかといえば思わない=-1、思わない=-2)し、その「スコア平均値」を比較した。結果、「無投票議会」と「非無投票議会」との間(表 2-26)でも、「報酬検討過程への住民参加の有無」(表 2-27)で見た場合でも、各カテゴリー間にスコア平均値の有意な差が無かった(5%有意水準)。

「無投票議会」であるか否か、「報酬検討過程に住民参加手続きを実施」したか否かでは、「議員のなり手不足」問題への議長の意識(認識)に統計的に有意な差はないといえる。

表 2-26. 無投票議会と非無投票議会の議長認識の比較

議長認識 (調査項目)	直近選挙 の状況	度数	平均値	標準偏差	t検定
議員報酬の影響	無投票議会	191	0.61	1.33	t(280.133)=1.042, n.s.
	非無投票議会	736	0.72	1.23	
兼職禁止の影響	無投票議会	191	-0.98	1.33	t(925)=0.493, n.s.
	非無投票議会	736	-1.03	1.30	
兼業禁止の影響	無投票議会	191	-0.69	1.34	t(925)=0.162, n.s.
	非無投票議会	736	-0.71	1.39	
休職・復職制度の有効性	無投票議会	191	-0.09	1.46	t(925)=1.059, n.s.
	非無投票議会	736	-0.21	1.40	
各種手当導入の有効性	無投票議会	191	-0.06	1.41	t(925)=0.647, n.s.
	非無投票議会	736	0.02	1.40	
学校教育における議会の啓発の有効性	無投票議会	191	0.19	1.25	t(925)=0.244, n.s.
	非無投票議会	736	0.21	1.34	
休日・夜間議会の有効性	無投票議会	191	-0.97	1.13	t(925)=1.612, n.s.
	非無投票議会	736	-1.11	1.07	

出所：SPSS(Ver.23)にて筆者作成

表 2-27. 報酬検討過程における住民参加と議長認識の比較

議長認識 (調査項目)	報酬検討過程 への住民参加	度数	平均値	標準偏差	t検定
議員報酬の影響	住民参加あり	81	0.86	1.12	$t(100.810)=1.405, n.s.$
	住民参加なし	846	0.68	1.27	
兼職禁止の影響	住民参加あり	81	-1.06	1.30	$t(925)=0.298, n.s.$
	住民参加なし	846	-1.02	1.31	
兼業禁止の影響	住民参加あり	81	-0.89	1.32	$t(925)=1.253, n.s.$
	住民参加なし	846	-0.69	1.38	
休職・復職制度の有効性	住民参加あり	81	-0.06	1.42	$t(925)=0.825, n.s.$
	住民参加なし	846	-0.20	1.41	
各種手当導入の有効性	住民参加あり	81	-0.15	1.38	$t(925)=1.000, n.s.$
	住民参加なし	846	0.02	1.41	
学校教育における議会の啓発の有効性	住民参加あり	81	0.22	1.30	$t(925)=0.092, n.s.$
	住民参加なし	846	0.21	1.32	
休日・夜間議会の有効性	住民参加あり	81	-1.15	0.99	$t(925)=0.586, n.s.$
	住民参加なし	846	-1.07	1.09	

出所：SPSS(Ver.23)にて筆者作成

## 5. 小括

平成 23 年 4 月から平成 29 年 7 月の間において、全国の約 4 割の町村議会で議員報酬見直しの検討を実施済みか、または、実施中であった。直近の議員報酬条例改正の内容を見ると、条例で定める報酬額を増額した議会と減額条例が期限を迎えたため報酬額を元に戻した議会とを合算した“増額議会”が 29.0% (269 町村)、条例改正で“減額議会”が 6.9% (64 町村) となり、“増額議会”が“減額議会”のおよそ 4 倍となっていた。

次に、議員報酬検討における住民参加について、対象期間内で報酬改正の検討が終了した議会に限定してみると、その約 3 割の議会において、検討過程で何らかの方式での住民参加が実施された。その理由として、約半数の議会が「議会活性化・改革の一環」、次いで約 3 割の議会が「議会基本条例による定め」を挙げ、加えて、「前回の選挙で無投票当選」であったという“危機感”を示した議会が 1 割ほど存在した。

そして、以上で見た“直近の一般選挙で「無投票議会」であるか否か”を“議員報酬検討過程に住民参加を行っているか否か”との対応に着目して分析した結果、両者には統計的に有意な関係が確認された。

一方、議員定数の見直しについては、平成 23 年 4 月から平成 29 年 7 月の間において、31.0% (287 町村) にて議員定数条例が改正されたが、このうち、増員は 1 町のみであった。

つづいて、直近の一般選挙の状況を見ると、20.6% (191 議会) が無投票当選であり、かつ、その 5.2% (10 町村) では「定数割れの状況」が生じていた。

こうした「議員のなり手不足」問題に対して、現職議長の内、3分の2以上の議長が議員報酬が「なり手不足に影響している」とし、約半数の議長が各種手当制度(若者手当等)導入や、学校教育における地方議会の啓発の実施に問題解決への効果を期待していた。これに対し、休日・夜間議会の開催については7割を超える議長がその効果へ懐疑的な見方を示す結果となっていた。こうした意識は、“直近の一般選挙で「無投票議会」であったか否か”、そ

して、“議員報酬検討過程に住民参加手続きを実施したか否か”のいずれもの場合においても統計的に有意な差は観測されず、普遍的なものであることが確認された。

### 第3節 追跡調査から見る議員報酬検討過程への住民参加

#### 1. 調査対象区分

本節では「2018年追跡調査」結果より議員報酬検討過程への住民参加の内容を概観する。分析対象は2017年調査で議員報酬検討に住民参加手続きを行ったと回答した81議会である。この81議会中、「②直近の一般選挙で無投票当選であった議会」は30町村（該当比率：37.0%）、「③意思決定手続きを一般選挙前に実施した議会」が42町村（同51.9%）、そして、「④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会」、つまり、議員報酬検討に住民参加手続きを行い、方針決定後に選挙が行われたが、結果として無投票当選となった議会が15町村（同18.5%）であった（表3-1）。

表3-1. 住民参加実施と無投票当選

検討過程における住民の参加手続き	町村数	割合
①全体集計	81	100.0%
②直近一般選挙が無投票当選であった議会	30	37.0%
③意思決定手続きを一般選挙前に実施した議会	42	51.9%
④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会	15	18.5%

N=81

#### 2. 概況

##### (1) 意思決定・確認日時と直近の一般選挙との時期関係

直近の一般選挙の前に報酬改定についての意思決定を行った議会と、選挙後、つまり、次の選挙に向けた4年のサイクルに入ってから意思決定を行った議会の割合とでは、分布にほぼ差はなかった（表3-2）。

表 3-2. 決定・確認日時と選挙実施時期

直近の一般選挙日との関係		決定・意思確認時期	
		選挙前	選挙後
①全体集計	町村数	42	37
	割合	51.9%	45.7%
②直近一般選挙が無投票当選であった議会	町村数	15	15
	割合	50.0%	50.0%
③意思決定手続きを一般選挙前に実施した議会	町村数	42	—
	割合	100.0%	—
④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会	町村数	15	—
	割合	100.0%	—

(2) 意思決定・確認を行った組織

報酬改定は議会運営委員会よりも特別委員会の所管事項として決定されている傾向が読み取れる。このこと自体は第1節で確認した内容と差異はない。ただし、直近の一般選挙前に意思決定をおこなった議会では、特別委員会で扱った割合が高くなっている（表 3-3）。

表 3-3. 意思決定・確認を行った組織

議員報酬を改訂する議案を本会議に上程することまたは、議案上程はせずに現状維持とすることを決定・意思確認した組織		常任委員会	議会運営委員会	特別委員会	協議調整の場 (法100ⅩⅡ)	その他
①全体集計	町村数	0	16	35	10	23
	割合	0.0%	19.8%	43.2%	12.3%	28.4%
②直近一般選挙が無投票当選であった議会	町村数	0	6	14	4	9
	割合	0.0%	20.0%	46.7%	13.3%	30.0%
③意思決定手続きを一般選挙前に実施した議会	町村数	0	8	26	2	7
	割合	0.0%	19.0%	61.9%	4.8%	16.7%
④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会	町村数	0	2	10	0	4
	割合	0.0%	13.3%	66.7%	0.0%	26.7%

備考：表 3-2 と表 3-3 の合計町村数が一致していない理由は意思決定・確認を行った組織として複数の組織を回答する議会があったためである。

(3) 検討結果

報酬検討過程で住民参加手続きを行った議会では報酬額を上げた議会が約半数であった。④「直近の一般選挙の前に意思決定したが無投票当選であった議会」でも、全体の分布と同じく約半数が「報酬増額」の結果である（表 3-4）。

表 3-4. 検討結果

検討結果		報酬額を 上げる	報酬額を 下げる	現状の報酬 額を維持 する	その他
①全体集計	町村数 割合	37 45.7%	6 7.4%	28 34.6%	10 12.3%
②直近一般選挙が無投票当選であった議会	町村数 割合	15 50.0%	1 3.3%	8 26.7%	6 20.0%
③意思決定手続きを一般選挙前に実施した議会	町村数 割合	18 42.9%	3 7.1%	14 33.3%	7 16.7%
④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会	町村数 割合	7 46.7%	1 6.7%	3 20.0%	4 26.7%

## (4) 住民参加の理由

②「直近の一般選挙が無投票当選であった議会」では住民参加の理由に「前回の選挙が無投票当選」を挙げる議会の割合が高く、当然とも言えるが、前回選挙からの危機意識が読み取れる。ただし、定数割れという回答は無い。

また、「④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会」では、報酬検討過程に住民参加を行った理由として「活性化・改革の一環」という一般的な理由を挙げる議会が約3分の2であり、最も割合が高くなっていた。一方、「住民からの要望・要請」はどの類型でも限定的であった（表 3-5）。

表 3-5. 住民参加の理由

住民参加の理由		議会基本 条例による 定め	活性化・ 改革の 一環	住民からの 要望・要請	前回の選挙 で無投票 当選
①全体集計	町村数 割合	23 28.4%	37 45.7%	4 4.9%	8 9.9%
②直近一般選挙が無投票当選であった議会	町村数 割合	6 20.0%	15 50.0%	2 6.7%	7 23.3%
③意思決定手続きを一般選挙前に実施した議会	町村数 割合	14 33.3%	22 52.4%	3 7.1%	1 2.4%
④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会	町村数 割合	4 26.7%	10 66.7%	2 13.3%	0 0.0%
		無投票の 恐れ	定数割れ	定数割れの 恐れ	その他
①全体集計	町村数 割合	2 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	31 38.3%
②直近一般選挙が無投票当選であった議会	町村数 割合	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 30.0%
③意思決定手続きを一般選挙前に実施した議会	町村数 割合	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	13 31.0%
④直近の一般選挙前に意思決定かつ無投票当選であった議会	町村数 割合	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 20.0%



なお、住民参加の経緯（自由記述）では特徴的な回答として以下が挙げられた（表 3-6）。

表 3-6. 住民参加の経緯（特徴的な回答）

議会名	回答内容
北海道美幌町	自治基本条例第 29 条により住民参加を実施する旨を定めているため。
神奈川県葉山町	議員報酬の検討にあたって、調査依頼した山梨学院大学江藤俊昭教授から助言により実施。
長野県飯綱町	町民と議会が共に考える機会を設ける。
奈良県下市町	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月から施行されることに伴い、新教育長の報酬額決定のため開催された際に、町長、副町長及び議会議員についても議題にあがったため。
高知県禰原町	議会基本条例の中で住民との懇談会の開催について定めており、そのテーマとして扱った。

### 3. 住民参加の内容

#### （1）多様な住民参加手段の組み合わせ

「2018 年追跡調査」では報酬検討過程で実施した住民参加手続きの内容を調査している。複数の参加手段を組み合わせている事例は限定的であり（表 3-7）、該当方策としては調査票上の選択肢では「その他」に含まれる「特別職報酬審議会関係」関連の事項を挙げる議会が多い。

そうした中であって、複数の手段を多段階に組み合わせて丁寧な市民参加を実施した議会も存在する。最も多くの方策（6 個の手段）を組み合わせていたのが北海道栗山町であった。3 つ以上の方策を実施した議会を抽出すると栗山町、遊佐町、日高町、芽室町、飯綱町、庄内町と、議会改革で有名事例となっている町村が名を連ねる結果となった（表 3-8）。

表 3-7. 住民参加の実施方策数

実施方策数	町村数	割合
1	57	70.4%
2	18	22.2%
3	1	1.2%
4	3	3.7%
5	1	1.2%
6	1	1.2%
総計	81	100.0%

表 3-8. 住民参加手段の採用状況

都道府県名	町村名	参考人	議会設置 の第三者 機関	住民懇談会	議会報告会	住民アン ケート	パブリッ クコメン ト	議会モニ ター・ア ドバイ ザー	その他	実施 方策数
住民参加 実施議会	町村数	9	4	23	23	17	4	3	35	
	割合	11.1%	4.9%	28.4%	28.4%	21.0%	4.9%	3.7%	43.2%	
北海道	栗山町	○	○	○	○	-	○	○	-	6
山形県	遊佐町	○	-	○	-	○	-	○	○	5
北海道	日高町	-	-	○	-	○	○	-	○	4
北海道	芽室町	-	○	○	○	-	-	-	○	4
長野県	飯綱町	-	-	○	-	○	○	○	-	4
山形県	庄内町	○	-	○	-	-	-	-	○	3

N=81

(2) 議員報酬条例改正と報酬検討過程への住民参加手続き

議員報酬条例改正の内容と報酬検討過程への住民参加手続きで採用した実施方策数との関係を整理したものが表 3-9 から表 3-11 である。ここでは表 3-8 にある実施方策に該当した場合に各 1 点として、その合計（実施方策スコア）を計算している（なお、検討過程での参加手続きを「選挙前」「選挙後」の両方に該当すると回答した議会がわずかながらあったが、それらも「選挙前」「選挙後」の区分に含めて計算している）。

計算の結果、実施方策スコアの平均値は「報酬増額」の決定に至った議会でも高くなった。全体でみても、実施時期（選挙前・選挙後）別にみても同様であった。

2 番目にスコアの平均値が高いのは「報酬減額」とした議会であった。これも全体でみても、実施時期（選挙前・選挙後）別にみても同様であった。

表 3-9. 議員報酬条例改正と報酬検討過程への住民参加手続き（全体）

		(度数)								スコア 平均
実施方策数		0	1	2	3	4	5	6	総計	
議員報酬 条例の 改正状況	増額	106	19	8	0	2	0	0	135	0.319
	減額条例が期限を迎え 報酬額が元に戻った	125	6	2	0	0	0	0	133	0.075
	変更なし	562	21	8	1	1	1	1	595	0.092
	減額	53	11	0	0	0	0	0	64	0.172
	総計	846	57	18	1	3	1	1	927	0.128

表 3-10. 議員報酬条例改正と報酬検討過程への住民参加手続き（選挙前実施）

		(度数)								スコア 平均
実施方策数		0	1	2	3	4	5	6	総計	
議員報酬 条例の 改正状況	増額	116	14	4	0	1	0	0	135	0.193
	減額条例が期限を迎え 報酬額が元に戻った	125	6	2	0	0	0	0	133	0.075
	変更なし	579	11	2	1	0	1	1	595	0.049
	減額	58	6	0	0	0	0	0	64	0.094
	総計	878	37	8	1	1	1	1	927	0.077

表 3-11. 議員報酬条例改正と報酬検討過程への住民参加手続き（選挙後実施）

		(度数)								スコア 平均
実施方策数		0	1	2	3	4	5	6	総計	
議員報酬 条例の 改正状況	増額	123	9	2	0	1	0	0	135	0.126
	減額条例が期限を迎え 報酬額が元に戻った	133	0	0	0	0	0	0	133	0.000
	変更なし	578	10	6	0	1	0	0	595	0.044
	減額	59	5	0	0	0	0	0	64	0.078
	総計	893	24	8	0	2	0	0	927	0.052

## 第 4 節 無投票当選の発生と報酬検討過程への住民参加

### 1. 無投票当選発生議会の社会経済的特徴

無投票当選と非無投票議会との間で、自治体の社会経済変数、そして、当該議会の制度設計の状況を示す項目の平均値を観測したものが表 4-1 である。第 1 節で確認した「報酬月額（議員）」に加え、自治体政策を規定する最も基本的な項目のひとつである「国勢調査人口(H27)」、自治体の産業構造を示す「第 1 次産業従事者比率 (H27)」、自治体の財政状況を示す「財政力指数 (H27)」、そして、議会の制度条件を示す最も基本的な属性である「議員定数 (条例)」<sup>3</sup>において、無投票議会と非無投票議会との間で統計的に有意な差 (5%水準) が観測された。無投票議会は、“人口規模が小さく” “第 1 次産業の比率が高く” “財政力が低く” “議員定数が小さい”、ということになる。

一方、自治体の経済成長度合いの代理指標としての「人口増減率 (H22-27)」<sup>4</sup>、議員定数削減の議論で中心となりうる財政負担問題を測定する「一般会計予算に占める議会費割合」、そして議員の多様性を示す「女性議員比率」との間においては統計的に有意な差は観測されなかった。この 3 変数は、無投票当選議会の発生に直接の影響を与えてはいないといえる。

<sup>3</sup> 条例で定める定数を測定項目としている。

<sup>4</sup> 国勢調査人口で計測している。

表 4-1. 無投票議会と非無投票議会の社会経済変数比較

観測項目	区分	度数	平均値	標準偏差	t検定
国勢調査人口(H27) (人)	無投票議会 非無投票議会	191 736	9680.71 12373.17	8968.68 10125.81	$t(925)=3.349, p<.001$
人口増減率(H22-27) (%)	無投票議会 非無投票議会	191 736	-7.83 -6.75	10.74 9.33	$t(925)=1.377, n.s.$
第1次産業従事者比率(H27) (%)	無投票議会 非無投票議会	191 736	18.52 14.50	13.12 10.80	$t(260.89)=3.900, p<.001$
財政力指数(H27)	無投票議会 非無投票議会	191 736	0.34 0.39	0.27 0.27	$t(925)=2.683, p<.001$
一般会計予算に占める議会費割合(H27) (%)	無投票議会 非無投票議会	191 736	1.46 1.38	0.59 0.51	$t(925)=1.827, n.s.$
報酬月額(議員) (円)	無投票議会 非無投票議会	191 736	195495.50 217445.58	38515.33 41315.25	$t(925)=6.632, p<.001$
議員定数(条例) (人)	無投票議会 非無投票議会	191 736	11.16 12.38	2.81 2.87	$t(925)=5.279, p<.001$
女性議員比率 (%)	無投票議会 非無投票議会	191 736	8.72 9.36	8.48 8.84	$t(925)=-.903, n.s.$

出所：「国勢調査人口(H27)」「人口増減率(H22-27)」「第1次産業従事者比率(H27)」は国勢調査(2015年)による。「財政力指数(H27)」は総務省「平成27年度市町村別決算状況調」による。「一般会計予算に占める議会費割合」「報酬月額(議員)」「議員定数(条例)」「女性議員比率」は全国町村議会議長会「第62回町村議会実態調査」に基づく。出所：SPSS(Ver.23)にて筆者作成

## 2. 無投票当選発生と報酬検討過程への住民参加からみた議員報酬・議員定数の変化

### (1) 分析モデルの設定

表 2-15 で議員選挙の競争性<sup>5</sup>を示す“無投票当選であるか否か”と、報酬検討過程における住民参加の有無との間には統計的に有意な関係があることが確認された。また、表 3-9 で「報酬増額」という決定を行ったグループでの“住民参加スコア(平均値)”が最も高いことも確認された。しかし、実施時期(一般選挙前と後)と報酬増減パターンの統計的関係は明らかにできてなかった。

そこで、表 3-10 および表 3-11 で確認した一般選挙の前後で実施された住民参加の内容(実施方策スコア)を説明変数(「報酬検討過程への住民参加手続き(一般選挙前)」「報酬検討過程への住民参加手続き(一般選挙後)」)に組み込み、議員報酬条例の改正状況の選択肢を順序尺度化(増額=2、減額条例が期限を迎え報酬額が元に戻った=1、変更なし=0、減額=-2)した「議員報酬変化パターン」、議員の多様性を示す「女性議員比率」、そして、測定期間内での議員定数の「変化率」(増減率)を従属変数として、パス解析を実施し、有意なパス(5%有意水準)を析出した(図 4-1)<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 水面下のいわゆる「立候補調整」という苛烈な駆け引き(政治闘争)が行われた結果、無投票当選となった場合もあることが予想されるため、あくまでも選挙告示後における競争性を示す測定項目ともいえる。

<sup>6</sup> 析出された分析モデルは「当てはまりの良さ」を示す適合度指標は一定の水準を持つ(CFI=0.804, RMSEA=0.086, GFI=0.944, AGFI=0.895)が、決定係数は決して高いものではなか

## (2) 分析モデルの概略

結果、社会経済変数が議会の制度設計変数に影響を与え、そこからの作用が従属変数に影響を与えているという基本的な枠組みを共有しながらも、直接の因果効果では無投票当選であることと女性議員比率の高さの間で異なるメカニズムが作用していることが示された。また、前回の選挙で無投票当選であったこと（「無投票当選（直近一般選挙）」）を報酬検討過程への住民参加実施の理由とした議会が約 10%存在した（表 2-5）が、「無投票当選（直近一般選挙）」は「議員報酬変化パターン」に統計的に有意な作用は持っていなかった。「議員報酬変化パターン」へ直接プラスに貢献しているのは「報酬検討過程への住民参加手続き（一般選挙前）」の充実度（スコアの高さ）であり、マイナスの効果を持つのは「国勢調査人口（H27）」の大きさであった。報酬検討手続きの充実は報酬増額に結び付くが、その一方で、人口規模が大きい町村で報酬削減に向かう“減量型改革”が行われ、人口が少ない町村が報酬増額に取り組んでいるのである。

一方、議員定数の変化（率）へは議員定数の大きさが先ずもってマイナスの効果を与えている。議員報酬を巡る取り組みと同じ構図で定数が大きい議会で定数削減の“減量型改革”が行われているのである。同時に議員報酬の変化（パターン）も弱いながら定数変化（率）にマイナスの効果を持っていた。報酬を増やす代わりに定数を削減する選択が為されている状況を示すと言えよう。

なお、人口増減率（直近の国勢調査期間である平成 22 年から 27 年の 5 年間）は議員定数変化率に弱いながらプラスの効果を持っていた。人口減少が定数削減の理由となっていることが改めて確認されたと言える。

## (3) 社会経済変数の特徴

社会経済変数では、人口規模の大きさが財政力の高さに作用し、一方、人口規模にも財政力にも「第 1 次産業従事者比率」の高さは負の作用を与えている。個人住民税と住宅からの固定資産税歳入が有力な財源となる町村の財政構造と日本経済のサービス産業化という長期的動向を踏まえれば、この結果は直感的に理解できるといえよう。

こうした社会経済変数は議員報酬と議員定数という議会の制度設計変数に作用を与える。人口規模の議員定数への影響は地方自治法で 2011 年まで存在していた人口規模に基づく議員定数への規制からの経路依存といえよう。

また、人口規模が直接、報酬月額に作用しているということは、人口規模が中心的な要素になっている「格付け」に基づく“同格の”自治体間での「相互参照」<sup>7</sup>が議員報酬においても働いている可能性を示す。

次に、財政力の高さが報酬月額にプラスの効果を持つことは、“払える余裕がある”と議

---

った（「無投票当選（直近一般選挙）」は.05、「女性議員比率」は.09、「議員報酬変化（パターン）」は.01、「議員定数変化率」は.02）。モデルの改善は今後の課題である。

<sup>7</sup>伊藤修一郎（2006）『自治体発の政策革新—景観条例から景観法へ』木鐸社

会側が判断して報酬条例を改訂してきたとする解釈が可能だが、加えて、第2節で概観した「議員報酬改定の理由」の自由記述回答の動向をみれば、特別職報酬等審議会が、財政力を最も有力な判断基準として議員報酬についても答申を行ってきたことが作用している可能性が考えられる。

一方、財政力は弱い係数ながら議員定数にプラスの効果を持っていた。これは議員定数が財政負担問題の観点から、つまり、経費削減を目的に削減されてきたことと相互応答的である。財政力が低くなれば、議員定数が削減されるのである。

#### (4) 報酬・定数と無投票当選

以上で見た議会の制度設計変数（議員報酬と議員定数）は無投票当選であることに直接の因果効果を持っていた。係数がマイナスであることは、“議員報酬が低いほど”“議員定数が少ないほど”“無投票当選であること”につながることを示す。無投票当選であることを避けるのであれば、議員報酬と議員定数を一定の水準に保たなければならないのである。これは第1節で析出された議員報酬分布からの知見とも一致する。では、なぜ、議員報酬の低さと定数の少なさが無投票当選となることに結び付くのか。

議員報酬の少なさについては、まずもって、十分な所得が得られないために他の職業生活ならば得られたであろう所得を放棄しての立候補ができない、ということであり、本委員会のそもそもの問題意識でもある。

一方、議員定数の少なさについては、第1章で述べられたように当選ラインが上昇することを意味する。大選挙区制度を採用する日本の町村議会においては、政党による支援者組織化の誘因が働きにくい。小選挙区制度では、“政党対政党の戦い”が候補者選択の主たる要素となりえるのに対して、大選挙区制度では、同じ政党所属であっても候補者個人での差別化を図る必要があるからである<sup>8</sup>。従来から、町村議会議員の当選戦略は個人後援会の組織化による支持調達か、集落単位での候補者推薦による支持調達、および、その組み合わせであるが、これは大選挙区制度という選挙制度が要請してきた側面を持つ。当選ラインが上がることは、こうした支持集約方法で調達可能と予測される票数では当選に必要な得票数を得ることが難しいと認識させられることで立候補を断念させる力学となるのである<sup>9</sup>。

#### (5) 女性議員比率の拡充

女性議員比率の高さに対して報酬金額の高さからの統計的に有意な作用はなかった<sup>10</sup>。議

---

<sup>8</sup> 政党が支持者の「地区割」に成功すれば、この課題は回避される。ただし、こうした「地区割」は、小選挙区制度の下での規律化と比較すると、相対的に緩やかなものとならざるを得ないであろう。

<sup>9</sup> 「市場独占」のアナロジーを用いれば、プレーヤーが少ないほど、カルテル形成が容易となるため、水面下の立候補調整が生じやすくなる、という説明も可能である。

<sup>10</sup> 女性議員比率が報酬と統計的に有意な関係がない、ということは、女性議員が立候補する場合に議員報酬の低さが「負の誘因」とはなっていない構図を示す。現在の町村議会の

員定数が最も大きい直接効果を持つ。女性議員を増やすという政策目標を設定するのであれば、まずもって、定数削減は避けるべきといえる。

先述の大選挙区制度が要請する個人後援会の組織化と定数減による当選ライン上昇との相反関係問題の繰り返しとなるが、当選ラインが下がるにしたがって女性議員本人またはその支援者が負担する「当選可能性に十分な後援会組織」形成への組織化コストは下がり、相対的に小規模な後援会組織（集落単位での推薦の場合を含む）に留まったとしても当選の可能性は高まるのである。

次に、女性議員比率へは人口規模の大きさがプラスの効果を持つ一方で「第1次産業従事者比率」の高さがマイナスの作用を与えていた。サービス産業中心で人口が多い自治体で女性議員比率が高い、ということになるのだが、係数を見ると、人口規模よりも「第1次産業従事者比率」の高さ、即ち、“より農村的・漁村的であること”の方が効果を持っていた。

そして、「報酬検討過程への住民参加手続き（一般選挙前）」の充実度が直近の一般選挙の結果を反映した「女性議員比率」にプラスの直接効果を持っていた。これは女性議員の割合の高さが“町村議会が埋め込まれている地域の政治文化”を示す代替指標となっている可能性を示すものである。

こうした地域コミュニティの文化的要素については別途の分析を要するが、本調査のデータセットで見ると、参加手続きの充実による「議会の開放性」拡大は“次の選挙”を経て女性議員比率の拡充につながる可能性が一定程度あると言えよう。

なお、女性議員比率の高さと議員定数変化（増減）率の間には統計的に有意な効果は確認されなかった。既にみたように議員定数の大きさは女性議員の比率の高さに貢献する一方で定数削減率の大きさにも作用しているため、議員定数の削減が一層進んだ場合に女性議員の比率にどのような変化が生じるのか、は研究上の重要なテーマとなろう。長期的な観測を要する研究課題である。

#### （6）議員報酬変化の構造

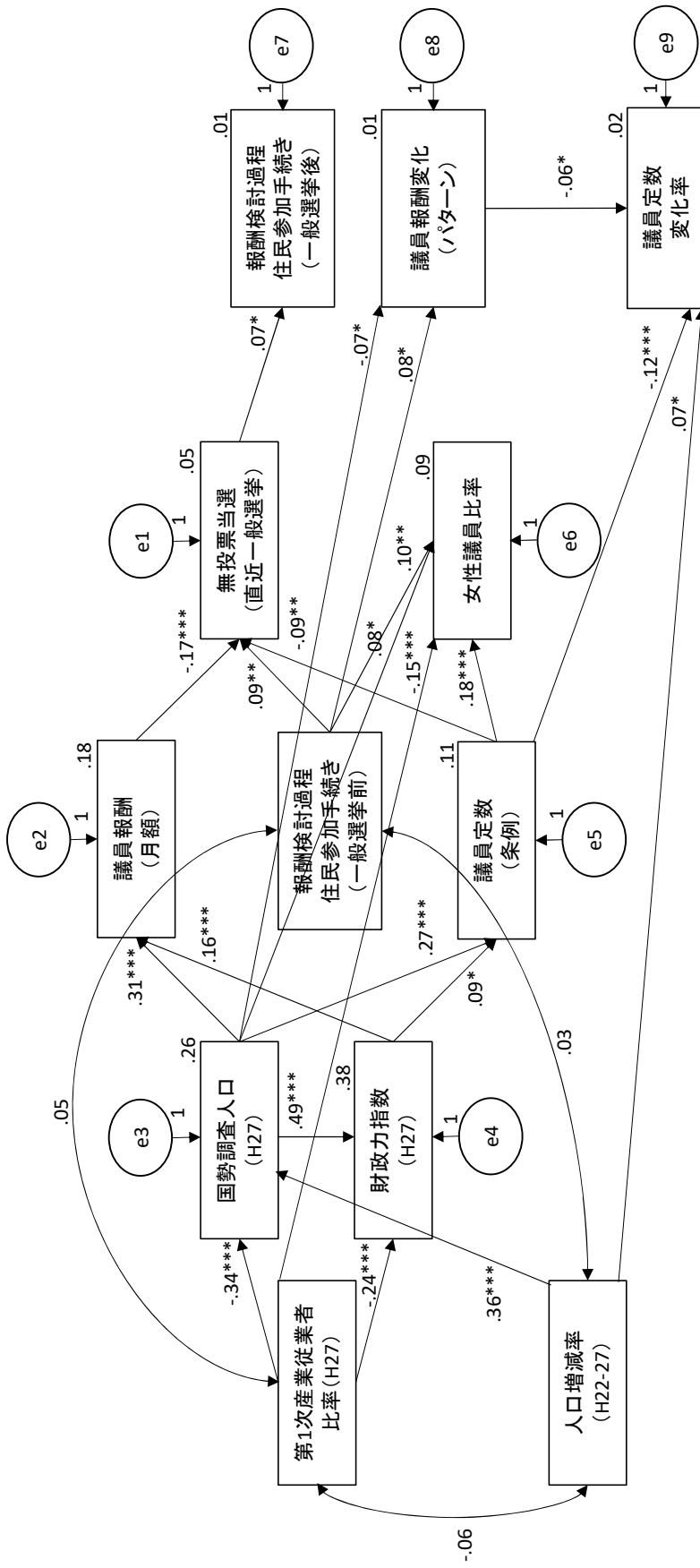
報酬検討手続きスコアの高さが報酬増額に結び付いていることは、参加の手続き充実による住民からの理解、換言すれば、正当性調達が行われ、それが一定程度成功していることを示すと言えよう。しかも、人口が少ない町村で報酬増額の取り組みが行われていることを踏まえると、人口規模の少ない小規模町村で、そうした住民参加の丁寧な取り組みが行われ、“減量型改革”とは異なる方向性での議会の基盤を支える改革が行われようとしているといえる。

ただし、一般選挙前に行われた参加の取り組みは無投票当選であったことへも正の効果を与えていた。これは本モデルで採用した変数以外の未測定項目の作用の強さの存在を示

---

女性議員においては配偶者の所得（年金収入の場合を含む）で世帯所得が担保されている場合が多いという可能性が考えられる。

図 4-1. 無投票当選発生と報酬検討過程への住民参加そして議員報酬・議定数変化



\*\*\*p<.001, \*\* p<.01, \*p<.05 n = 927,  $\chi^2=328.192$ , df=42, p=.000,

CFI=0.804, RMSEA=0.086, GFI=0.944, AGFI=0.895

出所: Amos20.0にて筆者作成



すものである。また、一般選挙後に行われた住民参加の取り組みは報酬変化のパターンと有意な関係を示さなかったことは、変化が生じるまでの時間が経過していない可能性もあり、こうした議会の動向についても今後の研究課題である。

## 第5節 まとめと今後の研究課題

本章の分析の知見のひとつは議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながるものであり、無投票当選の発生を避けるのであれば、議員報酬と議員定数を一定の水準に保たなければならない、ということになる。これは第1章で示された議員のなり手不足の「その原因の1つが議員報酬の低さにある。また、定数の減少により当選ラインが上昇することも議員のなり手不足問題の原因の一つである」とする命題を支持するものである。

そして、もう一つは、全体の動向として、議員報酬検討過程における住民参加手続きの充実が「議員報酬増額」にプラスの作用を与えており、中でも人口が少ない町村で報酬増額の取り組みが行われる構造が出現しているということである。景気回復があったとしても、相対的には財政制約が強く作用すると一般的には思われる小規模町村で“減量型改革”からの反転が為されようとしている。これは町村議会を取り巻く自治体民主主義に構造変容が生じようとしている可能性を示唆するものである。

ただし、議員報酬を増額する代わりに議員定数を削減する力学も作用しており、上記で示された構造変容（仮説）の妥当性については、より長期にわたる定点観測調査によって分析されることが求められよう。

なお、本研究では、議員報酬のあり方を規定する重要な場である各町村の特別職報酬等審議会の審議過程やその答申書の分析は行っておらず、どのような過程を経て報酬増額または減額に至ったのかを十分に分析出来てはいない。分析モデルの精緻化と合わせ、こうした過程追跡研究からの知見の蓄積も今後の研究課題である。

## 第3章 議員報酬をめぐる現状と町村議会の取り組み

### 第1節 町村議会をとりまく環境

#### (1) 地方分権と町村議会の課題

地方分権改革によって、自治体の権限・財源を拡大する試みは、2000年の分権一括法施行によって具体的な政策課題として取り組まれ、法制度面での整備が行われた。その結果、自治体の自主的な政策立案や地域課題の解決に向けた取り組みを進めることが可能になったといえる。しかし、そうした自治体行政権の権限拡大は、あわせて自治立法権をもつ自治体議会によってコントロールされねばならず、強力な権限を保持することとなった首長を民意に基づいて統制する議会の役割は大きくなっている。

その一方で、自治体議会をめぐる環境には厳しいものがあり、政務活動費の不正使用や議員による犯罪やスキャンダルが報道されるたびに、議会への風当たりは強くなっており、一部には、議会不要論まで語られる状況がある。また、そうしたことに加え、とくに町村議会をめぐるのは、選挙のたびに立候補者が現れずに無投票になることが課題であると指摘され、いわゆる「なり手不足」が深刻な課題となっている。高知県大川村において検討された町村総会は、今後の議会の存続が危ぶまれる状況をふまえて提起されたものであり、こうした問題は、人口減少・少子高齢化が進行する日本の地方においては、どこでも生じる可能性がある。

地方分権をふまえ、自治体議会には行政統制、自治立法などを広範な住民の民意を反映しながら実行し、広範な自治体政策についての合意形成を行うことが求められるはずである。さらに、2000年の地方分権推進関連法案（分権一括法）にともなう機関委任事務の廃止等により、自治体の権限は拡大し、議会の活動量も増加せざるをえない。機関委任事務については、自治体の条例制定権は及ばないと解されることが一般的であり、また自治体議会がこれについてチェックをかけ、審議を行うことは想定されていなかった。しかし、機関委任事務の廃止により、それらは自治事務と法定受託事務に振り分けられ、両者はいずれも自治体の事務として議会の権限が及ぶこととなった。自治体においてかなりの割合を占めていた機関委任事務が廃止され、自治体の事務として処理されることとなった結果、それを統制する議会の役割も拡大したといえることができる。

しかし、限られた予算の中で、議員の活動量に見合った報酬を確保することや、活動をサポートする事務局の体制を確保することは困難であると同時に、町村議会議員が十分な議員としての知識や能力を身につけるための研修や学習、視察を行うための費用確保などにも課題が多い。地方分権改革にともなう議会、議員の活動量の増大、関連する取り組みの充実という点をふまえ、議員の活動のあり方を考えると議員報酬が低水準のまま固定化される、あるいは減額されていくということには、問題があるだろう。その一方で、厳しい財政危機とそれが人口減少で加速されている町村の現状をふまえると、町村議会は、体制整備を進めねばならないにも関わらず、対応に苦勞しているというのが現状であろう。とくに、「な

り手不足」を誘発する低水準の報酬については、課題が多いのである。

## (2) 町村議会議員の「なり手不足」

こうした状況の中、大川村をはじめとする多くの町村の状況からもわかるように、議員の「なり手不足」の問題は議会の存立に関わる深刻な課題となっている。議員に立候補する人が出てこない背景については、さまざまな要因があることはいうまでもない。そもそも、地方自治や自治体行政、自治体政治に対する関心が低いという側面もあろうし、あいつぐ不祥事により議会に対して住民が魅力を失っているという指摘もできよう。そして、本報告書においても議論を重ねてきたように、議員になる、議員活動を続けていく上でのさまざまな困難があることに留意する必要がある。

まず、現状において議員ないしは議員になろうとしている人が直面している課題としては、議員報酬が低く、そのために兼業議員が多い現状の中で、仕事と議員活動との両立が難しい面がある。現状では、基本的に平日の昼間に会議が開催されており、一般的には仕事をしながら兼務で議員活動を行うことはほとんど不可能である。企業のオーナーや経営者などの他、自営業などで時間が自由になる場合であれば議員として活動できるかもしれないが、議員として活動し、多くの民意を代表することが期待される勤労世代にとっては、仕事と議員の活動を両立させることが難しいことは想像に難くない。

それでは、こうした活動の実態に即した形で、専業議員として活動し、議会活動を活性化させることは可能であろうか。町村議会についてみると、それは極めて困難な状況にある。後に見るように、町村議会議員の報酬は極めて低い状況にあり、専業議員では生活ができない現状にある自治体も多い。例えば、東京都御蔵島村の議員報酬は月額 10 万円で、議員専任で活動し、生活していくことは不可能な金額に思われる。一部の町村を除き、町村議会議員の報酬は低いものとなっているのが現状であり、とりわけ若い勤労世代の「なり手不足」に拍車をかけている。

そこで以下では、「なり手不足」の問題について、町村議会議員の報酬をめぐる現状と町村議会の取り組みの状況について検討してみたい。

## 第 2 節 町村における議員報酬

### (1) 町村議会の議員報酬

町村議会がおかれている状況については全国町村議会議長会が調査を行っており、2018 年 2 月に「町村議会実態調査結果の概要」を公表し、2017 年 7 月現在の町村と町村議会の現状について整理している。これによると町村数は、927 (町 744, 村 183) で、議員定数は 11,197 人、1 町村あたりの平均定数は 12.1 人となっているが、現議員数は 11,028 人と定数を満たせていない現状がみてとれる。女性議員は全体の 9.9% となっており、市議会の 15.2% (全国市議会議長会調べ, 2018 年 8 月) を下回る。一方、専業議員は 21.9% で、これも市議会の 43.9% (同調べ) を大きく下回っている。ただし、町村議会の女性議員の場合、

専業議員は 50.5%となっており、市議会の女性議員のそれが 68.1%となっている。

表 1 議員報酬

(単位:円)

職名	平均議員報酬月額		人口段階別 平均議員報酬月額				
	28年	29年	A	B	C	D	E
			5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 20,000人未満	20,000人以上
議長	290,234	290,944	252,214	283,908	298,854	311,998	342,894
副議長	234,986	235,636	200,356	229,809	241,212	255,239	283,277
議員	213,141	213,726	178,270	207,575	220,146	234,505	260,478
常任 委員長	219,124	219,763	185,325	213,383	224,485	239,052	265,706
議会運営 委員長	219,383	219,894	185,373	212,944	224,343	238,908	265,553
(参考) 町村長 給料	716,827	717,845	668,334	710,936	731,317	741,123	780,604

注) 日額報酬制の福島県矢祭町を除く。

全国町村議会議長会「町村議会実態調査結果の概要」2017年

議員報酬の状況はどのようになっているのであろうか。表 1 は、町村議会の議員報酬について、実態調査にもとづいて全国町村議会議長会が整理したものである。人口段階別については、A 区分（5千人未満）、B 区分（5千人以上1万人未満）、C 区分（1万人以上1万5千人未満）、D 区分（1万5千人以上2万人未満）、E 区分（2万人以上）で整理されているが、当然のことながら、人口規模が小さくなるにしたがって、報酬は低くなっていく。報酬の最も低い町村議会は先に触れた東京都御蔵島村の10万円で、最も高いのは神奈川県葉山町の40万円である。議長でも町村長給料の4割程度となっており、首長とならんで二元的代表制の一翼を担う自治体議会とはいっても、その金額には大きな開きがあることがわかる。

一方、表 2 は、町村議会議員の年齢構成について調べたものであるが、これを見ると議員が高齢化していることがわかる。全議員の平均年齢は63.6才で、60才以上の議員が8,305人おり、全体で11,028人の議員のうち約75%を占めており、前年調査よりもその割合は多くなっている。もちろん、議員は年齢の若い方がよいと一般的にいえるものではないし、社会的な経験や見識を考えると、一概にこれが悪いとはいえないかもしれない。しかし、このデータからは、町村議会議員の年齢構成に偏りがあり、多くの世代が自治体政治に参加しづらくなっている現状がみてとれる。選挙によって議員が選出される現状を考えるとやむを得ないことかもしれないが、やはり議会の存在意義を考えると、多様な年齢、性別、職業、地域等を代表する議員による広範な民意反映が実現される必要がある。

町村議会議員の年齢構成は表2のように高齢に偏っており、一方で議員報酬は自治体の人口段階別に差はあるものの、多くの町村で20万円前後となっている。その結果として、専業で議員活動を担うことは難しくなり、多くの勤労者や若い世代の政治参加が損なわれている。

一方、女性議員の場合は専業率が高くなっている資料もあり、男性議員とは異なる傾向が現れている。女性には、専業で町村議会議員として活動することに有利な環境があると考えてよいのか、あるいは男女共同参画の観点から見たときに肯定的に評価できるのかといった点については、女性の政治参加のあり方とも関連して検討する必要がある。

表2 議員の年齢構成

(単位:人)

性別	年齢構成							平均年齢(歳)
	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	
男性	4	205	614	1,524	5,213	2,244	128	63.8
女性	3	19	83	271	533	179	8	61.7
合計	7	224	697	1,795	5,746	2,423	136	63.6

全国町村議会議長会「町村議会実態調査結果の概要」2017年

## (2) 議員報酬のあり方

こうしたことをふまえ、議員報酬のあり方について考えてみよう。議員の報酬を上げることについては、住民から多くの批判が存在することも事実である。後に触れるような議員報酬の再検討を行った自治体のパブリックコメント等を見ても、住民からは厳しい意見が寄せられている。また、マスコミ等において、議員報酬は低く設定してよいし、議員定数も少ない方が望ましいという論調も多く見られる。大川村の町村総会をめぐっても、住民の直接参加の機会ととらえ、インターネットなどを使えば可能であるという主張や、議会の廃止のチャンスと唱える議論すら存在している。しかし、上記のような調査結果や第2章で示されている状況を見ると、「なり手不足」解消のためには、議員報酬等について自治体のあり方に関わる重要な問題として再検討する必要があるように思われる。また、地方分権にともなう自治体の権限拡大や民意反映の重要性を考えると、議員報酬が現状のままでよいのかを考えなくてはならない。

ここで、町村議会議員の置かれている状況について、整理しておきたい。まず、現状の報酬では専業で議員活動に専念するには不十分である町村が多く、兼業議員が多くなる点に留意する必要がある。本来であれば、分権時代に対応した議会づくりのために町村議会の活性化を進め、住民から信頼され、一定の報酬を確保することに理解を得なくてはならないと

考えるが、現状では議会活動に専念する報酬を確保できず、不十分な活動では、住民からの支持を得られない「負のスパイラル」が生まれる可能性がある。とくに、若い世代は、仕事や子育てに時間もお金もかかる中、なかなか議員活動に携わることが難しく、低い報酬で議員になることにはリスクがともなうこととなるだろう。

また、自治体においてとられている二元的代表制の下では、議会と首長は機関競争型のシステムとなっており、分権化で強大化した首長権限を点検し、政策を提起する役割を果たすことが求められる。そのためには、議員の報酬が首長の給料に比して低く設定されている現状や、議会事務局、議員活動のための予算などを充実させていくことも検討されねばならない。議員の活動が活性化し、やりがいのあるものにならなければ、「なり手」は増えてこないであろう。

こうしたことから、「なり手不足」の解消には、議員が専業で活動に取り組み、生活していけるための一定の報酬を確保することが求められる。ただし、生活を保障できる金額がどの程度のものかという点では多くの議論があろうし、議員であることの位置づけや意味についての検討も必要である。以下では、町村議会がどのような姿勢で、この報酬の問題に向き合っているのかを検討していきたいと考える。

### 第3節 町村議会における「なり手不足」への対応

#### (1) 町村議会議員報酬についての検討

それでは、町村議会における「なり手不足」解消のために、どのような検討を行っているのでしょうか。本報告書に資料として示されているのは、議員報酬について検討し、報告書を作成した5町の取り組みをまとめたものである。これらは、それぞれの町議会における議員の活動を把握し、その内容と町長給与との比較などによって議員の報酬額に根拠を与えようとするものである。これらの検討の意義としては、議員活動の内容を見直し、検討することで議会の活性化への取り組みを検証し、住民に議会のあるべき姿や報酬のもつ意義を再確認したことであるといえる。

まず、これらの報告書で示されている議員活動の範囲について見てみたい。一般に、議員活動といっても、その範囲を厳密に確定するには難しい面がある。議会開会中に本会議や委員会で審議を行うことは議員活動の中心であろうが、町村主催の行事への参加や地域での住民からの要望聴取、議会における自らの活動の住民への報告など、その活動は多岐にわたっており、これも議員の活動である。しかし、これらの中には、場合によっては、議会活動なのか政治活動なのかの区別や、公務と公務外の区別がつけにくいような場合もある。それらについて、5町では、どのように考えたのでしょうか。

北海道福島町と北海道浦幌町では、議員活動の区分方法について「表に現れる」「現れない」と区別し、それをふまえた報酬額の検討を行っている。浦幌町の報告書の例を見てみたい。浦幌町では、「表に現れる」議会活動として、定例会・臨時会、委員会や議員協議会等への出席日数に加え、各種研修会への出席日数、さらには、その他の活動（消防団出初式、

成人式などへの出席)をそれに加えて議員活動日数を算出している。一方、「表に現れない」議員活動日数としては、①本会議に付随する活動、②常任委員会に付属する活動、③その他の会議に付属する活動をあげ、それぞれに必要な資料の調査・精読や質疑、討議の準備を算出根拠として示している。また、④住民接触、⑤議長用務などをあげ、これを議員活動日数に加算している。一方、北海道芽室町では、議員活動を「公務」と「公務外」に分けて整理している。その整理は、先に見た福島町、浦幌町に類似した方法であり、本会議や委員会などに参加した日数を「公務」として算定し、それに付随する活動や要望聴取、情報収集などの活動を「公務外」として整理している。

一方、神奈川県葉山町や京都府精華町では、議員活動を領域 A、B、C、X と 4 つに分けて整理した。例えば、葉山町では、A 領域として「本会議、委員会・全員協議会等」「議員派遣・委員派遣」、B 領域として「法定外会議・研修会等」、C 領域に「本会議・委員会の付随活動」「町民との会議の付随活動」といった付随活動や「政務活動」、さらには X 領域として「町主催行事等への出席」、「住民からの各種相談」に議員活動を分類している。精華町でも類似の分類を行っており、福島町、浦幌町、芽室町の規定に比べ、分類する領域を増やしているものの、基本的には、分類の考え方に大きな違いはない。

5 町では、こうした議員活動についての整理をふまえて時間を換算し、議員報酬を算出しているのであるが、算定に用いる町の給与としては、福島町を除く 4 町で町長の給与を参考にしており、福島町のみが、町長、副町長、教育長の 3 役平均給与を用いている。全体的にみると、およそ町長活動日数の 3 割から 5 割程度が議員活動日数とされ、町長給与 3 割から 5 割程度で議員報酬を設定しているようである。

これらのことから導かれる点として、議員報酬を検討し、「なり手不足」解消のために報酬増を見据えた場合、議会活動を活性化し、議員の活動量を増やすことが必要であることがわかる。活動量を増大し住民の議会活動への理解を促進させるために、議会報告会や住民との討論の場の設定など、より住民の意見を自治体行政に反映させるための活動が求められるであろう。

## (2) 「なり手不足」解消に向けた町村議会の取り組み

そして、それらに加え、議会を住民に身近なものにするため、住民が参加しやすい議会をつくるための試みも進められている。例えば、長野県喬木村では、議会報告会の開催、議会モニター制度の導入といった「住民に開かれた議会」を目指すなど、議会活性化のための幅広い取り組みをしてきたが、それでも無投票当選になる事態も生じていた。これに対して、喬木村議会は、年間を通じて夜間・休日議会を試験的に実施することとなった。これによって、議員が活動できる時間帯や日程を把握することで柔軟な議会運営日程を計画することができ、議員のなり手となる者の幅が広がることが期待されている。夜間・休日議会については、職員の夜間手当や残業代の増額といった課題があり、それによって本当に傍聴者が増えるのか、夜間・休日を使うことで近年議論されてきているワークライフバランスなどとの

関係をどうするのか、といった課題も残る。しかし、議会を身近なものとし、住民が参加しやすいものとするための試みとして注目できる。自治体の置かれた環境によって、その評価は分かれるかもしれないが、本来の議会の位置づけを確認し、議会活性化につながるものができるかについて、今後の推移を見守る必要があるだろう。

また、長野県飯綱町議会が取り組んだ改革では、議会が行政監視や政策立案といった機能を拡大していく取り組みが行われており、「報酬の増額」についても、議員のなり手不足が深刻化する中、とくに町村議会における低い報酬がそれを助長する側面を指摘し、報酬増額を検討している点、議員活動を保証する報酬の水準をさぐっている点は興味深い。またそれが議員活動とは何か、活動はどうあるべきか、といったことに深く関連している点は注目に値する。

さらに、先にもふれた北海道浦幌町は、平成 28 (2016) 年 12 月に「議員のなり手不足検証報告書」を発表し、議会活動のあり方や議員の活動について検討した上で、議員のなり手不足解決に向けた検証を行った。その中では、独自の「浦幌方式」を基準とした報酬のあり方等を提言するといった意欲的な試みが見られるなど、広範な議会のあり方を検討している。自治体議会のあり方を考察し、活性化に向けた方向性を示すための積極的な取り組みを行うものである。浦幌町は、平成 31 (2019) 年 1 月に、「総務省一町村議会のあり方研究会報告書の検証－浦幌町議会の実態に即して－」を発行した。ここでは、そのように議会のなり手不足への取り組みを重ねてきた浦幌町の状況をふまえ、研究会が提起する議会改革案について批判的に検証をしている。総務省が学識者による検討を行うことも必要ではあるが、地域の実情は様々である。こうした検討を浦幌町議会が行ったことは、今後の制度改革や「なり手不足解消」に向けた取り組みに大きな示唆を与えるものであろう。こうした検証が、多くの町村議会で行われることによって、地方分権にふさわしい自治体議会のあり方が模索される必要がある。

このように全国各地における町村議会の取り組みは、議会基本条例の制定等の議会活性化の動きをふまえた、次のステップを指向するものであるといえよう。そして、先にも触れたように、住民からの議員報酬増額に対する厳しい目線が存在する中で、客観的な状況を分析して住民に示す取り組みが行われたことにも大きな意味がある。こうした取り組みが全国の町村議会に拡大し、住民との積極的な意見交換を行うことが期待される。取り組み自体が議会への関心を喚起し、議員の「なり手不足」を解消することにもつながる効果をもつのではなかろうか。ひいては、地方自治の活性化にもつながることになるだろう。

#### 第 4 節 議員報酬の今後と町村議会

このような町村議会の取り組みや検討をふまえ、今後の町村議会における議員報酬のあり方を考えてみたい。まず、日本の自治体における地方分権の状況や強大化する首長権限をふまえると、議会の存在と役割は非常に大きくなっている。また、憲法上も地方自治法上も、議会は自治体に必置とされており、地域デモクラシーを確保する上でも不可欠な存在であ



る。したがって、現在の議員の「なり手不足」や無投票当選の増加は、地方自治のあり方に関わる大きな問題である。

「なり手不足」の要因としては、ここまで見てきたように低い議員報酬や定数減による議員への「なりにくさ」がある。とくに若い世代にとっては、生活保障がなされず、兼業でなければ議員になれない状況は立候補を躊躇させる大きな要因となっている。したがって、議員の報酬の問題は、今いる議員の問題にとどまらず、住民が自らの町村の議会をどうするかという問題なのである。議員になっても地域で生活していくことができる報酬と、あわせて議員活動を保障していく政務活動費の確保が必要である。

もともと、生活を保障できる報酬がどの程度の金額かということについては、地域によって異なるものであろうし、また、議員の活動次第というところもある。ただ、行政職員の給与とは異なり、議員の報酬は労働の対価とは言えない面もあり、その決定方法については、課題も多い。先に見た5町の報告書では、全国町村議会議長会の検討事例、会津若松市などの先行事例をふまえた考え方を示したものであり、議会のあり方を考える上で多くの示唆を与える有意義なものであろう。

町村議会の現場の状況をふまえると、分権化に対応し、議会の活動を活性化しようとしても、報酬不足によって生活に追われてしまい、十分な活動ができないという課題がある。また、行政の活動をチェックし、住民の多様な意見を政策としてとりまとめるにしても、十分な予算やサポートが期待できず、結果として住民の期待に応えられないことに忸怩たる思いを抱いている町村議会議員も多い。低報酬による議員活動の停滞と結果としての議会の魅力の低下、それに対する住民の不満や議員の「なり手不足」が繰り返される負のスパイラルから脱却しなければ、地方分権も危ういものになる。

結論としては、議会活動活性化に向けて、「報酬のあり方」について再検討する必要がある。報酬は「低ければよい」という発想に立たず、議員の役割と活動に重点をおいた報酬のあり方を、各町村の状況に応じて具体的に検討することが求められる。いずれにしても、議員報酬の再検討を進める上で前提となるのは、議会の活性化を図り、住民に身近な議会を構築することが必要だということである。熟議を通じて自治体住民の意見を集約し、合意形成を図ると共に、それを政策立案に役立て、また行政が立案・執行することに対する行政統制を機能させることが必要であろう。そうしたことを実現させてこそ、町村議会に対する住民の支持が得られ、また魅力ある議会にすることで立候補者が増加し、「なり手不足」解消への展望が開けるのではなかろうか。

## 第4章 先駆議会（5町）の報酬額の算定方式

### 第1節 議員報酬を考える基準と留意点

#### （1）議員報酬の基準の原則

今日、報酬削減を行っている議会とともに、増額する議会も増えている（群馬県みなかみ町、同榛東村、北海道芽室町、長野県飯綱町など、市でも白山市、滝沢市などがある）。議会の役割の高まり、多様な人材確保という理由からである。たしかに、報酬増額の理由である。しかし、その基準は明確ではない自治体もある。そこで、役務の対価といわれる議員報酬の基準を考えることにしたい。

議員報酬を考える場合、原価方式、比較方式（類似団体比較）、収益方式（成果重視）が想定できる。比較方式は、参考にはなるが根拠としては弱い。収益は重要であるが、その算定方法は確立しておらず、それと報酬とを関連づけることは困難である。もちろん自己評価であれ議会としての収益を住民に発信することは必要である。

そこで、このうち町村議会モデルに基づき原価方式を基礎に算定し住民に説明するエビデンスを策定した試みが広がっている。会津若松市議会や神奈川県葉山町議会の試みは体系的で意欲的な実践である。

なお、市議会と都道府県議会の報酬を考える際の基準も、活動量を念頭におくことでは一致している。執行機関の給料を基準とすることでは、全国市議会議長会が示した基準額（および都道府県議会議員の報酬基準として自治省が知事に出した内かん）も全国町村議会議長会の標準額も同様である（表4-1参照）。その際、全国市議会議長会は、議長と市長を対等として議員を市の執行幹部と同等とみなしている。

それに対して、全国町村議会議長会（町村議会モデル）は、首長を基準とする。首長との比較は重要である。議員とともに住民から直接選挙される「公選職」という意味とともに、首長の給料は、当該自治体住民の所得とも間接的にはあれ（執行機関の職員給料を媒介にして）連動している意味があるからである。全国町村議会議長会は、議会活動日数に日常の議員活動日数（住民接触、調査研究）を加味して、首長の活動日数と比較して、その割合に首長の給料月額を乗じて議員報酬を割り出している。重要なことは、この案を活用して、それぞれの議会が具体的に改定する際の留意点として、「当然議会側においても議員の活動状況等についての所要資料の提供」が必要なことがあげられている。そして、議員報酬問題は「議員の住民代表としての諸活動がどう行われるべきか、現実はどう行われ、これをどう評価するかの問題である。そして、これを最終的に評価判断するものは、地域住民に他ならない」ことが強調されている。いままさにこの視点が重要である。

表4-1 各レベルの議員報酬の基準

<全国市議会議長会>「大都市は市三役給の平均給に相当する額、局・部長制を施行している市にあっては、局・部長給に相当する額、課長制を施行している市にあっては、課長
--

給に相当する額をもって議員の報酬基準額とすることを原則とし、これに依られない都市については、その都市の財政状況等を考慮して係長給に見合う額をくだらない額とする。」(「市議会議員の報酬基準額について」1969年2月5日)

〈全国町村議会議長会〉公選職である首長の給料を元にした上で、議員の実働日数と比較して求めるものである。一応示された全国標準としては、首長の給料月額議長は40%ないし54%、副議長は33%ないし37%、議員は30%ないし31%とされた。(全国町村議会議長会政策審議会『議員報酬のあり方について』1978年)。

〈参考：都道府県議会議員〉「都道府県の議会議員報酬月額については、当該都道府県の部長(東京都では局長)に適用される等級の号級のうち、その中間程度を基準として定めることを適当と考える」(自治省による都道府県知事宛の内かん(1962年11月))。

注1：全国町村議会議長会政策審議会『議員報酬のあり方について』(1978年)には、全国市議会議長会の基準も資料として掲載されている。なお、自治省による内かんは、星野光男「地方議会議員の報酬——その問題点と考え方——」『都市問題』(主集 地方議会議員の報酬)第45巻第5号(1963年5月号)15頁、を参照した。

注2：全国町村議会議長会の標準は、それまでに2つ作成されている。1959年(「町村議会議員の報酬の適正化に関する決議」2月2日)、1970年(「議員報酬適正化」会長会議での申し合わせ、11月10日)で示されている。ちなみに、1970年基準は、議長は首長の35%、副議長は29%、議員は26%となっていた。全国町村議会議長会編集発行『全国町村議会議長会20世紀の歩み』2002年、参照

原価方式を精緻化した会津若松市議会モデルは、議会活動(A領域)、議員活動(B領域)、議会活動・議員活動に付随した活動(質問や議案に関する調査等)(C領域)、それ以外の議員活動(議員としてかかわる住民活動等)(X領域)を中心にそれぞれ時間数を選定する。選挙・政党活動(政党助成金の対象)はこの限りではない。そこで算定された時間数(正確には1日8時間でカウントした日数)を、首長(それだけではなく副首長、教育長の平均を採用している自治体もある)の活動日数と比較する。その割合に基づき、首長の給与から議員の報酬を割り出すというものである。

表4-2 議会・議員活動の検証の可能性(領域A、B、C、Xから考える)

領域	事例	検証(時間についてのエビデンス)	検証の妥当性	備考
A	本会議・委員会における議員活動(議員派遣を含む)	議事録・報告書等	○	実質時間でカウントする場合と、見込み(4時間以内は半日、それ以上は一日)でカウントする場合がある。

B	協議調整の場における議員活動、および議会基本条例等によって規定（議会報告会等）された議員活動	議事録等	○	同上
C	領域 A・B に付随する議員活動（任意の協議会、政務調査、議案の精読、質問の作成、視察（個人）等）	議事録、報告書、アンケート等	△	視察などの場合の往復時間、宿泊の場合のカウントは困難。アンケートの妥当性は検証困難。
X	住民から受ける各種相談、各種団体への出席、自治体主催行事への参加	アンケート、記録	△	公務性の線引きが困難。ただしすべてを議員活動ではないとは断言できない。

注1：政党活動・選挙活動は議員活動とは異なる。ただし、政治活動と政党活動の線引きは困難である。

注2：領域 X にかかわる活動でも、議会からの政策サイクルにかかわるものもある。また、公職者として参加が期待されるものもある。消防団出初式、成人式等、議長が主であるが議員にもいえる。

注3：検証の妥当性の○は妥当性が高く、△は低い項目である。ただし、その中でも高低差があるし、まったく妥当性がないというわけではない。アンケートの妥当性は低い（検証不能）。

もちろん、首長給与と連動させる根拠の説明が必要である。選挙で選出される公職者であるという共通性ととも、首長の給与は当該自治体の民間（そして一般の公務員）の給与水準と連動しているためである。

なお、すでに何度も強調しているが、会津若松方式によって導き出された数値は、住民と議論する際の素材であって、科学的な基準ではない。また、議員活動を示しただけでは、「だから何」と住民から言われるだけである。住民福祉の向上につながったのかを自己評価であっても説明することが必要である。

報酬のことなど問題とせず「政治のために生きる」ことが崇高で、報酬をとやかく問題にすることは（「政治によって生きる」）、政治を墮落することにつながると主張する人がいる。議会・議員活動が活発化し「名誉職」では成り立たなく中で、裕福な人か、年金生活者か、いま裕福でなくとも議員になることでそれを目指す者である。その人たちが俗世間の誘惑に絡めとられない保障はない。「政治のために生きる」ことと「政治によって生きる」ことは矛盾しない。

## (2) 原価方式の活用の原則

### ①原価方式の揺れ

原価方式を採用するとしても、議会によって特性があつてよい。その意味は、議員の活動とみなされる領域の相違だけではない。現行の活動なのか（原価方式を採用する多くの議会）、それとも今後の期待値（北海道芽室町議会）なのか、といった相違も存在する。さらに、前者でも全数調査なのか（アンケートによる、神奈川県葉山町議会、京都府精華町議会（17人中14人））、それともサンプル調査なのか（会津若松市議会）、でも分かれる。

そもそも、この原価方式にはグレーゾーンが存在している。再度、表4-2を参照していただきたい。検証の妥当性の欄の△は、妥当性が希薄な項目である。

そこで、原価方式を採用する際の原則を確認しておこう。原価方式を採用するが、検証可能だけを考慮した厳格な原価方式ではないことには注意を喚起しておきたい。

#### <原価方式を採用する際の原則>

原則1：新たな議会を創り出す上で、議員活動の現状把握とさらなるバージョンアップを考える素材として活用。公式的な議会への参加の活動に限定しない。

原則2：グレーゾーンがあるので、この原価方式は今後の議会・議員活動を考える素材であつて、報酬額に直結しない。つまり、新たな議会を創り出す上での議員が活動すべき水準、あるいは期待値である。

原則3：検証可能だけを考慮した厳格な原価方式を踏まえて報酬額を考える場合、グレーゾーンを排除するために明確な活動、したがって公式な会議への参加だけといったように議員活動を狭めることになる。同時に、事後的に報酬が確定するという極めて煩雑な作業が議会事務局に課せられる。したがって、新たな議会を創り出す上では、現時点では検証可能だけを考慮した厳格な原価方式を報酬額に直結させる手法は馴染まない。グレーゾーンを含み込んだ原価方式がのぞましい。

\*補足：活動日数が多くなれば、当然生活給的な額が必要になるという論理も内包している。

つまり、議員活動には、グレーゾーンがあること、少なくともこの程度は活動してほしいという現状および期待を込めた活動を念頭に置いた、議会・議員活動の時間を便宜的に提示している。

もちろん、葉山町議会のように、全数、しかも複数年の調査を採用すれば、体系的な議会・議員活動が明確になる。これは、すぐ後に検討するように、時間給・日当制、さらに進めて個人別報酬額算定の根拠ともなる。しかし、原価方式を現在採用している議会は、

この方向に舵を切っていない。グリーゾーンの存在とともに、新たな議会を全議員が創造する意思があるためである。

## ②グリーゾーンを判断する浦幌方式

北海道浦幌町議会は、原価方式を活用しながらも、グリーゾーンを踏まえて、仮説としてその時間を半分としてカウントして議員報酬の水準を確定している。町村議会モデルの基準（首長の30%）を踏まえつつ、独自に議員の活動時間をカウントする。そのモデルの基準は、そもそも全国の動向を踏まえたものであり、それぞれ独自の調査によって報酬額を決めると謳われていたことからすれば、それに即したものである。その際、議会活動や議員活動の範囲が増大していることを踏まえている。

浦幌町議会は、グリーゾーンについて総時間の半数にカウントしている。これが浦幌方式である。本来全時間を含めてカウントすることも想定できるが、「表に現れない活動時間日数をどう評価し参入するかが課題」であるというように、グリーゾーンについて説明責任の観点からこの方式を採用している<sup>1</sup>。

### （3）報酬の基準の留意点

報酬の基準を確認してきた。いくつかの留意すべき事項がある。

＜時間給ではない——常勤的に活動することが求められるが職業ではない——＞

この方式は、容易に時間給の発想と結びつく。しかも、活動する議員とそうでない議員との差も肯定される（成果主義）。しかし、実際にそれぞれの議員の類型化は困難であるという消極的な理由だけではなく、少なくともその水準で活動してほしいという規範的な意味がある。そして、会津若松市議会の年間169日の活動を考慮すれば、パートタイム的な発想では困難であり、常勤とは言わないがそれに近い活動をせざるを得ず、兼業なく生活できる「ある程度」の額を想定することになる。ようするに、昼間に活動せざるを得ないとすればある程度の報酬が必要だという論理につながる。ここから常勤職＝給与という意見もある。しかし、議員活動の現実と住民感覚（活動が見えない）からすれば妥当ではない。むしろ、公選職の議論を巻き起こしながら、年俸制（議員歳費）の議論を進めたい（北海道福島町）。

---

<sup>1</sup> この浦幌方式は、この議員報酬のカウント方式に限定されるものではない。選挙制度改革の提案（補欠選挙の要件緩和、被選挙権年齢の引き下げ、公営選挙制度設置等）、その検討（推薦枠、義務投票制度等）、若者チャレンジ奨励金（厚生労働省）の類似制度の創設、なども含めて検討されている。議員報酬に限定しない、広く地域民主主義を考える中で提起されている。意欲あるものである。北海道浦幌町議会議会運営委員会『第2次議会活性化検討項目 最終報告』2017年3月（「議員のなり手不足の検証」検証報告書）（中間報告、2016年12月）。これを踏まえて、提案を衆参議長、首相その他に意見書として提出している（2017年3月15日）。

#### <変化する報酬額>

現状の活動を踏まえた調査に基づく提案になっているために、今後の地域経営の責任を考慮すると、報酬増額の可能性を内包している。そうであるがゆえに、議会力のアップの際に住民と議論しながら水準を決めることが必要である。

そして、この議論で多様な属性を有する議員を登場させることができるかという重要な論点が浮上する。会津若松市議会の場合、年収約 700 万円となっている。兼業も多いが、専業もいる。この額でならば多様な属性が議員となる道が開けるであろう。しかし、町村議会の多くの場合、現状では困難な場合も多い。

#### <夜間議会の可能性>

諸外国の例を参考に、継続的な夜間議会の開催をという極めて乱暴な提案もみられる。しかし、日本の地方自治の活動量（財政規模・権限など）を考慮すれば、その監視や政策提言を議会が行うがゆえに安易な導入は議会力をダウンさせる。ただし、山形県庄内町議会が行ったように夜間議会は検討してもよい。しかし、現状では夜間議会開催によって議会の政策提言・監視機能を強化することは難しい。議会・議員活動は会議に出席することだけではない。昼間活動できる労働法制等が整備されなければ、拙速な夜間議会の導入は議会力・自治力をダウンさせることになる。

なお、夜間議会は多様な住民を議会に登場させることを念頭に設計されている。しかし、今日職務形態は多様化し、夜間勤務の職場も増えてきた。夜間休日議会が一概に議員の属性を多様化させるとは限らない。また、夜間議会は必然的にボランティア議員に結び付くわけではない。夜間議会開催でも高額な議員報酬による競争率を高めることは理論上可能だからである。現時点では、夜間議会の導入は慎重に検討すべきである。

#### <期末手当、その他の手当、および退職金制度>

議員の期末手当は、条例に基づいて支給できる（自治法 203③）。しかし、議員報酬と同様にその額の根拠は明確ではない。民間企業の期末手当は業績の反映であるのに対して、同様な業績評価は行政職員では困難であるとはいえ、行政職員の給与（それに基づく期末手当）の根拠は定められている（自治法 204②、地公法 24）。議会は、報酬の議論の中に期末手当も含めて議論する必要がある。実際には実施されてはいないが、北海道芽室町議会の議会改革諮問会議は、年俸制の導入に伴い期末手当の廃止を答申した（支給総額では増額）。

期末手当といっても、その前提が給与（首長や職員等）と報酬（議員）とでは同列では扱えない。そこで、議員に期末手当を支給する根拠と、支給する場合その額の根拠を提示しなければならない（自治法上「できる」規定となっている）。会津若松方式の場合、首長の給与および期末手当と連動させているために、この論点はクリアできる。

報酬以外に、期末手当、費用弁償、政務活動費の支給はできるが、育児手当、若者手当などは支給できない。子育て世代を議員とするためには、役務の対価としての議員報酬の議論

ではなく、手当の議論を進めるべきではないだろうか。現行の法体系では困難であるが（自治法 204 の 2）、非常勤という誤解をあたえなくするために「公選職」規定の導入を急ぐべきだろう。

なお、常勤的に活動するならば給与および退職金が必要という意見もあるが、何度も指摘するように、職業としての常勤ではないことから、給与や退職金の支給はできない。

#### <報酬を区分する発想>

議員報酬を区分することの試みは、議会内に恒常的に活動する、議長・副議長を一般議員と区別することは必要である。また、委員会、そしてその委員長の役割が高まっていることに鑑み、委員長には十分な額（手当ではなく報酬）が現状では必要である。

筆者は、条例に基づいて議員報酬を区分することは、役務の対価を前提とすれば、客観的な基準（議長・副議長、委員長などを超えた基準も）を採用すれば可能だと考えていた。以下、時々聞かれるあるいは実践されている議員ごとに異なる報酬額の発想を確認したい。ただし、現状では妥当性は低いか、あるいは慎重な議論が必要だと考えている。

##### a. 日当制の是非

矢祭ショックといわれるように、福島県矢祭町において「日当制」が導入された。日当交付の対象を、議会活動（本会議、委員会等への出席）に限定して議会・議員活動を狭めたこと、日当制への移行に伴いその他の条件（政務活動費、議会事務局など）の充実を行わなかったこと、これらによって議会力を低下させるものである。ただし、これらを是正すれば、議会力をアップさせる方向でも日当制導入は理論上可能である。しかし、基準を設定すること（対象や額）は難しいことも考慮すべきである。これを踏まえて議論してほしい。

##### b. 個々の議員の成果報酬は民主主義には馴染まない

熊本県五木村議会で、個々の議員の成果に基づく成果報酬（全額ではなく一部）が実施されたが、すでに廃止している。出欠の評価はありうるが、政治的な活動の評価（質問・質疑内容、政策提案、地域活動の参加、議会改革の取り組み）である。これは評価者の価値が入る。価値の評価は、住民、NPO が行うことは可能であるが、あくまで素材である。その評価を議会として正式に行いそれを報酬と連動させるわけにはいかない。選挙こそが議員の公的な評価となる。なお、五木村の議員の成果報酬方式は、その決め方にも問題（審議委員メンバー・会議が非公開）があった。

##### c. 次善の策としての年齢別報酬

長崎県小値賀町は、年齢によって議員報酬額を区分する条例をはじめて制定した。月額 18 万円の議員報酬を、50 歳以下に限り 30 万円に引き上げるものである（2015 年 4 月の町議会議員選挙当選者から適用）。まちづくりには働き盛りの人たちの視点が重要という理由からである。議員の高齢化や無投票当選の増加を考慮した、意欲的な試みといえる。ただし、これは役務の対価の論理とは異なる理由に基づいている。

なお、50 歳以下の議員は先頭に立って活動する自覚と、50 歳を超える議員も同様に活動



する自覚なしには、新たな議会の作動は難しくなる。50歳を超える議員が年金生活者かあるいはある程度の兼業による収入の確保という条件がないかぎり不公平感も広がる。議長自身も「次善の策」と語っているように、議員報酬の意味を抜本的に考える機会を提供したといえよう。同時に、すでに指摘したように子育て世代に対しては育児手当等の手当の支給の議論と並行してもよい。

小値賀町では、報酬のために議員になるのかといった批判を考慮して、この条例は改正されて年齢別報酬は廃止された（2018年）。

#### d. 問題のある期数別報酬

期数によって報酬を区分する見解も聞かれる。しかし、表決権等の議員の権限は、平等である。期数といった経験が加味されてはいない。そもそも、期数の多い議員すべてがより住民の福祉向上を進めているとは断言できないし、1期であってもそのように行動すべきである。

## 第2節 議員報酬をめぐる新たな議会の動向

### （1）住民への説明責任を意識した議会の試み

議会が住民に説明するための素材として、調査研究を行う議会がある。エビデンスを住民に示しながら住民と議論する試みである。北海道福島町議会、同浦幌町議会、同芽室町議会、神奈川県葉山町議会、京都府精華町議会などである。

#### ①基本的視点

議員活動日数を計算し、首長の活動日数・給与を算出し、その関数から議員報酬を算出する。首長活動日数：首長給与＝議員活動日数：議員報酬（X）、という計算式である。

#### ②相違（何を選択するか：住民に説明するための基準）

- i 議員活動日数：議員活動日数か、時間を選出し1日8時間として日数に換算
- ii 議員活動日数における条例に基づく会議日数・時間以外の活動時間のカウント：議案の精読・住民との接触時間という表に表れない時間、および視察の際のカウント
- iii 首長の活動日数：休日分の算定の仕方
- iv 議員活動時間のサンプル（全議員か、抽出か）

これらの動向とともに、議員活動を住民に知らせ、その中で議員報酬をあげる方向を提示し住民と議論はするが、増額する金額そのものは特別職報酬等審議会に委ねた長野県飯綱町議会の動向をこれに加えてよいであろう。

### （2）報酬を考える留意点

議員報酬を考える視点、現状、最近の報酬をめぐる議会の動向、およびそれが依拠する発想と留意点を確認してきた。そこで、報酬を考える場合の注意しなければならない3つの論点を確認しておこう。

#### <議員の資質・能力>

専門性を有した人材と多様な（市民性を有した）人材とを対立して捉える議論も見受けられる。しかし、そもそも住民は今日専門性を有する（多様な職業や子育てなどを念頭においていただきたい）とともに市民性を有している。議員と住民とを隔てるのは、情熱と選挙に当選するネットワークの有無である。この延長に、議員は、議決責任の自覚とコミュニケーション能力が必要になる。

#### <議員の身分（性格）>

「非常勤の特別職」だと専門家が強調することを聞いたことがある。「特別職」という規定はある（地方公務員法3③I）。しかし、非常勤という規定はどこにもない。たしかに、誤解を与える規定はあった。非常勤の特別職と一緒にの条文で、報酬が規定されていたことである。それも改正されている（自治法203）。ただし、常勤職とも規定されていない（筆者は現時点では給与と直結するこの規定は必要ないと考えている）。そこで、非常勤という誤解を払しょくするためだけではなく、議員の役割を明確にする意味で自治法に公選職等の規定が必要である。それ以前に条例で規定することは可能である。とはいえ、その規定によって、定数・報酬が自動的に決まるわけではない。

#### <セットとしての支援策>

新たな議会を担う議員を支援するのは報酬だけではなく、手当等、政務活動費、議会事務局・議会図書室の充実強化などとともに総合的に考えなければならない。たとえば、議会事務局・議会図書室の充実強化によって、政務活動費をより有効に活用することができる（時には削減も可能）。また、議会不信が蔓延している状況では実施するべきではないと考えているが、使い勝手が悪い（事務量の増大を招く）政務活動費を削減し報酬に上乗せすることなどは想定できる。こうした議員を支援する条件のセットとして考えることが必要である。

これら3つの留意点を考慮しつつ、8原則の議論を巻き起こしてほしい。以下、定数・報酬を具体的に考えることにしたい。筆者が考える最適基準、とはいっても議論する際の基準を提示するに過ぎない。何度も強調するが、科学的な根拠ではなく、あくまで住民と、あるいは議員間で考え討議する素材として活用してほしい。

これら3つの論点を踏まえつつ、議員報酬を決めるモデルの提示とともに、定数や政務活動費の関係等についても議論を進めていきたい。

## 第5章 議員報酬を検討する上での留意点

### —議会力をアップさせる議長報酬等、政務活動費、期末手当、費用弁償—

今日、従来とは異なる議会運営が行われている。その運営は、条件が整備されていなければ作動できない。議員報酬はその重要な要素である。従来とは異なる議会運営には、当然従来とは異なる議員報酬が不可欠である。そのために議員報酬の算出方法を提案してきた。

その運営の作動の条件は、なにも議員報酬だけではない。現行自治法では、議員報酬とともに期末手当、費用弁償（以上自治法 203②③）、政務活動費（自治法 100⑭～⑯）が支給できる。

#### 【自治法の議員報酬、費用弁償及び期末手当の規定】

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

○2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

○3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

○4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### 【自治法の政務活動費の規定】

##### 第百条

○14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

○15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

○16 議長は、第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

議員報酬は、自治法改正によって（2012年）、非常勤の特別職とはその性格が異なることが明確になった。非常勤の特別職の報酬は、自治法第203条の2に移動して議員の報酬とは分離された。しかも、議員の場合単なる報酬ではなく議員報酬となった。

従来議員を非常勤特別職として規定する誤解も払しょくされるであろう。議員が特別職であることは明確だが（地方公務員法3③）、議員を非常勤としてみなす論者もいた。たし

かに、改正前には条文の理解も難しかったが、改正後の今日、非常勤とは誤解されない条文となっている。

とはいえ、議員は非常勤職と対をなす常勤職かといえ、そうともいえず不安定な身分である。そろそろ議員も身分規定を明確にする必要がある。全国町村議会議長会は、全国市議会議長会、全国都道府県議会議長会とともに、「公選職」を提案している（資料：議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する重点要望1参照）。

なお、議員報酬はすでに検討したように個人別の格差を想定しているわけではないし、そうした発想から報酬額を算定すれば、会議等の表（おもて）に現れる活動のみが算定基準となる。個人別報酬の発想とはまったく異なり、議会のリーダーに特別の報酬とすることは必要である。役割の相違による報酬額の差違も必要である。機関としての議会を作動させるには、議長のリーダーシップがいままで以上に重要となっているし、議会運営では実質的に委員会が重要な役割を果たさなければならず、その際委員長はいままで以上の活動が期待される。また、議長、委員長はそれぞれ副議長や副委員長とともに活動する。そこで、議長、委員長、さらに副議長や副委員長の役割を考慮して報酬額も確定する必要がある。

同時に、条例に基づき議員報酬だけでなく費用弁償、期末手当も支給できる。これらの検討は必要である。また、政務活動費の支給も条例に基づき可能となった。

こうした視点から、議員報酬とともに政務活動費、期末手当、費用弁償について以下検討する。なお、これ以外の支給は法定されていない。したがって、若者手当、育児手当等の要望は議会・議員から聞かれるが、現行法上支給は困難である（自治法204②）。若者手当、育児手当という項目が法律上ない以前に、自治法による手当規定では議員は対象外となっている。これらの趣旨を活かすには、自治法等の改正の検討も必要である（「むすび」で検討）。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

○2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

○3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 1. 議長・副議長、委員長・副委員長のリーダーシップ

### (1) 議長・副議長、委員長・副委員長のリーダーシップ

#### ①新たな議会におけるリーダーシップの重要性

新たな議会運営では、議会を機関として作動させることが重要である。そのためには、いままですら以上に議長のリーダーシップが求められる。また、実質的に監視や政策提言で大きな役割を果たすのは委員会である。その委員長のリーダーシップもいままですら以上に重要である。さらに、これらがそのリーダーシップを発揮するには、補佐役が必要である。そこで、副議長や副委員長の役割の重要性が浮上する。

#### ②選出方法

今日、議長・副議長、委員長・副委員長は極めて重要な役割を果たす。「次第書」を読むだけの、また公式行事に出席し事務局が用意したあいさつ文を読むだけの議長ではその役割は果たせない。議長選出にあたって会派間などによる水面下での調整によって、期数や会派の数だけで「選出」される議長では、新たな議会のリーダーの役割を担えるとはいえない。

そこで今日、議長選出にあたって、立候補制、所信表明、質疑を導入している議会も増加している（表1、参照、ただし質疑の項目はないが、一連の過程として理解していただきたい）。町村議会では、3分の1がこうした制度を導入するに至っている。今後これらとともに、議長のリーダーシップを保障する制度を模索すべきである。

なお、議長選出にあたっての立候補制、所信表明、質疑の導入では、当然議会改革が表明される。そこで、こうした制度の導入により議会改革は進化する。

議長のリーダーシップとともに、委員長のリーダーシップを保障する制度も重要である。議長や委員長を補佐する副議長や副委員長も同様である。それぞれ単独ではなく、補佐役と調整しながら運営するからである。

表1 議長選出時の公約・所信表明の有無（2017年（2009年））

議長選出に先立って、議長になろうとする議員が、本会議、全員協議会等、全議員の前で、公約や所信を表明する機会を設けていますか？

項目	市	町村
本会議で、公約や所信を表明する機会を設けている。	4.3 (1.3)	9.5 (3.9)
全員協議会等本会議以外の場（休憩中を含む）で、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けている。	39.9 (17.1)	28.3 (17.9)
議長選出に先立って、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けていない。	55.8 (81.0)	61.9 (78.0)

注1：数値は2017年調査のものである。なお、括弧内は2009年のものである。

注2：自治体議会改革フォーラムによる調査結果を活用した。無回答があるので100%にはならない。また、2009年は当該項目での調査の初年である（全員協議会等本会議以外となっているが、2009年ではそれには全員協議会、および全員協議会・本会議以外の場を含めている）。

## (2) 議長・副議長、委員長・副委員長の報酬の実態

議員報酬額は一律ではない。議員報酬額の平均を示したのが表2である。議長と副議長は一般の議員より加算されている。ただし、副議長は若干の加算額である。

委員長は、一般の議員とほとんど差はない。副委員長は調査対象となっていない。

表2 議員・議長・副議長・委員長の報酬額（平均）

職名	平均報酬月額	議員報酬との比較
議員	213,726	1.0
議長	290,944	1.36
副議長	235,636	1.10
常任委員会委員長	219,763	1.03
常任委員会副委員長	————	————
議会運営委員会委員長	219,894	1.03
議会運営委員会副委員長	————	————
(参考) 町村長給与	717,845	3.36

注：全国町村議会議長会『第63回町村議会実態調査結果の概要（平成29年7月1日現在）』2018年2月。

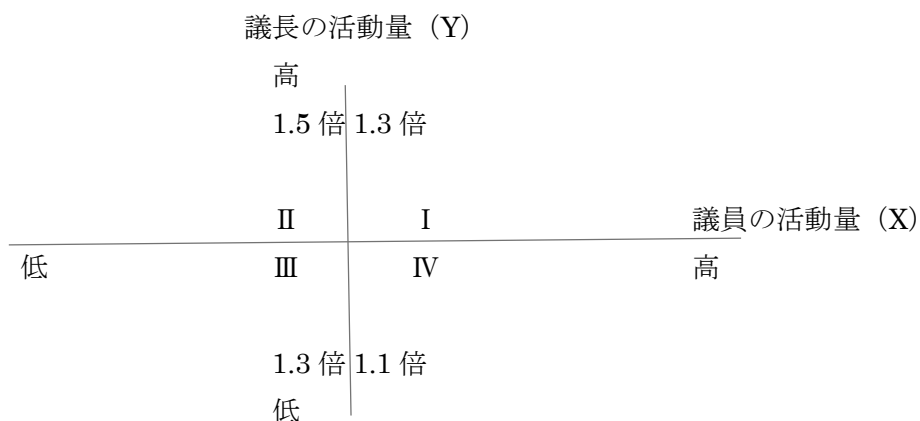
## (3) 議長・副議長、委員長・副委員長の報酬等の課題

今日の議会運営では、議長と委員長のリーダーシップ、議長と副議長の間での調整、委員長と副委員長の間での調整、さらには議長・副議長、委員長・副委員長の間での調整が重要となっている。そのためにはその条件整備が重要である。それらの役割に応じて議員報酬を加算することも必要である。

そのためには、すでに指摘した積算方式から算出されるべきものである。こうした問題意識に基づいた調査やその額の確定は見当たらない。活動量や今後の期待値を考慮して算出することになる。本報告書では、原価方式を採用している。ただし、本報告書では一般議員と議長などのリーダーとの活動を明確に区分していない。正確を期すためには、それらの活動を区分して、報酬額を算出すべきである。一括して算出する場合、議員の活動量はリーダーの活動量も含まれ実際よりも増大して評価されるために報酬額も増大する傾向がある。この点は留意していただきたい。

議長の報酬額には、いくつかのパターンが考えられる。議員の活動量を X 軸、議長の活動量を Y 軸として考えよう。ここでは、議長と一般議員について説明するが、副議長、委員長、副委員長も同様に考えてよい（図 1 参照）。

図 1 議員と議長等の報酬比較（概念図）



注：数値は便宜上入れているもので、それぞれの自治体で現実に即して算定されるものである。

第 1 象限（Ⅰ）：議員の活動量が増加し、議長の活動量が増加するパターン。議員の報酬額と議長の報酬額はともにアップする。そのためにその差は 1.3 倍などが想定できる（経験値（現行））。

第 2 象限（Ⅱ）：議員の活動量が低く、議長の活動量が増加するパターン。議員の報酬額は現行のままであるが、議長の報酬額は増加する。たとえば、1.5 倍などを想定できる。

第 3 象限（Ⅲ）：議員の活動量が低く、議長の活動量も低いパターン。議員の報酬額、および議長の報酬額は現行を維持する。したがって、1.3 倍などを想定できる。

第 4 象限（Ⅳ）：議員の活動量が増加し、議長の活動量が低いパターン。議員の報酬額はアップするが、議長の報酬額は現行どおりである。たとえば、1.1 倍などが想定できる。

ここで強調したいのは、議員報酬との単純比較でそれらの報酬額加算率が確定するわけではないことである。活動量を比較して加算率が確定する。これらの数値は、便宜上入れているもので、それぞれの自治体で現実に即して算定されるものである。

以上、議長報酬を検討しているが、副議長、委員長・副委員長も同様に報酬額を加算する必要がある。つまり、一般議員の活動量を踏まえた報酬額と、その活動量と比較したそれらの活動量から、それらの報酬額加算を算出する。したがって、ここでも議員報酬との単純比較でそれらの報酬額加算率が確定するわけではない。もちろん、厳格な数値化は困難である。そこで、概算や期待値での算定の場合もある。

本報告書において特に強調したいのは、一般議員の活動量の増加とともに、リーダーシッ

プを担う議長・副議長、委員長・副委員長の役割を認識して、報酬額を算出すべきことである。

## 2. 政務活動費交付条例制定とその支給額の増額を

### (1) 政活費をめぐる状況

新たな議会を創造するための条件整備を考えている。そこで、政務活動費（以下、政活費と略記）についても検討すべきである。政務調査費は、第 2 報酬と揶揄されることもあるが、地方分権一括法とほぼ同時に制度化された。その後、政活費に自治法が改正されている（2013 年 3 月施行）。

政活費を考える際に難しいことは、その交付条例が制定されていない自治体もあるし、制定されていても月額約 55 万円の自治体もあれば（横浜市会）、約 1 万円以下の自治体もある（町村議会の平均は約 9,500 円）といったように、大きな格差があることである。

政活費の不正使用についての兵庫県議会議員の号泣記者会見をはじめとした議員の不祥事が報道されている。また富山市議会では、政活費の不正使用が発覚しドミノとも揶揄される議員辞職が相次いでいる。偽装や組織的といった極めて悪質なものもある。政活費の不正受給は、明らかに議会不信を広げている。

### (2) 政活費をめぐる法改正

政活費の前身の政務調査費が条例で定めれば支給できるようになったのは 2000 年である。地方分権一括法施行の年である。地方分権改革の申し子である。条例、予算・決算など地域経営の重要な権限は議会にある。その役割を担うには監視・政策提言機能の強化が不可欠であり、それを作動させる道具の 1 つが政務調査費だった<sup>1</sup>。使い勝手が悪いという声におされて、対象範囲がひろがり「上京しての陳情」も、住民との会合も含めることができるようになっている。

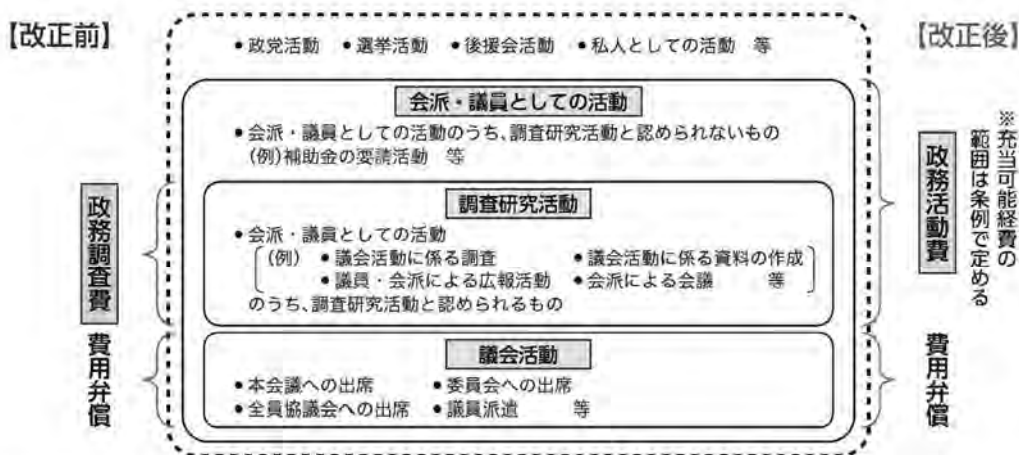
政務調査費と政活費の相違は、図 2 のようなものである。政務調査費は条例で定めることになり、報告義務はあった。政活費は条例で定めることは同様であるが、「経費の範囲」を広げた。要請陳情活動、住民意見聴取、会派の会議にも活用できることになっている。同時に、透明性を確保するための議長の責務が明記された。

---

<sup>1</sup> 政務調査費の導入にあたって、交付要綱により会派に交付していた「調査研究費」の違法性を是正することもその理由の 1 つだった。



図2 政務調査費と政活費の対象経費（イメージ）



◆地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

改正前	改正後
<p>第百条</p> <p>14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p> <p>15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>	<p>第百条</p> <p>14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p> <p>15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>

出所：総務省資料

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会（三議長会）は、それぞれ「政活費の交付に関する条例（例）」「会派に交付する政活費に要する経費」「議員に交付する政務活動に要する経費」「政活費の交付に関する規程（例）」等を発表している。

(3) 政活費の現状

政活費はすべての議会で交付しているわけではない。町村議会では、2割だけが交付条例を制定し、その額は平均して約9,500円である（表3,4参照）。また、市でも交付条例を有する場合もあればない場合もあるし、額にも大きな開きがある。なお、町村議会では、交付している自治体は、すべて収支報告書に領収書を添付している。

表 3 政務活動費の交付状況

(単位:団体)

交付状況	
交付している	交付していない
190	737
収支報告書への領収書の添付	
添付している	添付していない
190	0

出所：全国町村議会議長会『第 63 回町村議会実態調査結果の概要（平成 29 年 7 月 1 日現在）』2018 年、18 頁（表 36）

表 4 政務活動費の一人あたり交付額（月額）

(単位:団体)

交付額 交付対象	5,000円 未満	5,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上 20,000円未満	20,000円以上	合計	平均 交付額 (円)
議員	6	42	35	7	13	103	9,761
会派	0	10	9	5	3	27	10,549
会派及び議員	7	16	18	1	4	46	8,769
会派又は議員	4	5	4	0	1	14	7,214
合計	17	73	66	13	21	190	9,445

注) 交付方法が、四半期、半年、1年、その他については、月額に換算している。

出所：全国町村議会議長会『第 63 回町村議会実態調査結果の概要（平成 29 年 7 月 1 日現在）』2018 年、18 頁（表 38）

#### (4) 町村議会に政活費交付条例制定を広げよう——留意点の確認

町村議会のほとんどは（約 8 割）、政活費交付条例を制定していない。また、制定していても、交付額が市と比べてあまりにも低額である。新たな議会を創出するためにも、政活費交付条例はぜひとも必要である。これは立法趣旨に即している。新たな議会の条件整備の 1 つとして、積極的に制定すべきである。また、すでに条例制定をしている自治体では、現状に即して額を再検討する必要もある。他の自治体を考慮した比較方式では、悪循環、つまり負のスパイラルとなる。

なにも、都道府県議会議員や市議会議員だけが住民福祉の向上のために、活動しているわけではない。町村議会議員は、地道な活動を続けている。議員報酬の議論とともに、監視力・政策提言力を高めるためには、政活費が必要である。また、政活費交付条例がある町村では、その増額の検討も必要であろう。

いくつかの留意点を確認しておこう<sup>2</sup>。

- ① 議会・議員活動の説明が前提。
- ② 議員報酬を考慮して政活費交付条例制定（あるいは支給額を増額）。
- ③ 透明性の制度化（領収書の公開とともに、成果の報告書の作成）。

これらの留意点を踏まえて、町村議会は積極的に政活費交付条例を制定し、すでに制定している自治体であれば現状に即して増額の検討も必要である。

### 3. 期末手当・費用弁償

#### (1) 期末手当

期末手当は、条例に基づき支給することができる（自治法 203）。首長等、行政職員にも支給できる。本報告書では、積算方式によって首長の給与との比較から議員報酬を算出していることから、当然期末手当も支給することになる。この意味で、自治法に基づき期末手当支給を積極的に活用できる。

すべての議会が期末手当を支給しているわけではない。6月支給 98.7%（平均支給率 161/100）、12月支給 99.6%（平均支給率 181/100）である。しかし、積算方式から議員報酬を考えるとすれば、積極的に期末手当支給を活用する必要がある。積算方式を踏まえて首長の給与・期末手当と連動させ議員の報酬・期末手当が考慮されるべきである。

その際、期末手当の額については人事院勧告を考慮した首長の期末手当の算定方式（月額給与に対する割合）を活用するとよい。なお、報酬額の算定にあたって、年額を想定している場合は、月額報酬と期末手当に分けることも想定できる。

「住民自治の根幹」としての議会を創り出すための新しい議員活動を踏まえてそれに対応する議員報酬、期末手当、政務活動費の支給が必要である。

#### 【年額報酬を増額しながらも期末手当の廃止を検討した議会】

年度全体の議員への報酬額を増額させながら、期末手当の廃止を模索した議会もある。つまり、期末手当を議会活動全体との関連で検討した議会である。北海道芽室町議会議長は、住民 5 名によって構成される議会の附属機関である議会改革諮問会議に、議員定数、委員会数、議員報酬、政務活動費、議会改革・活性化策、議会基本条例の適宜改正といった 6 項目を諮問している。この答申（2014 年 6 月）を踏まえて、議会としての意志を示し住民への説明を行っている（2014 年 8 月、11 月、12 月、15 年 1 月）。住民とともに

<sup>2</sup> 議会事務局職員の少なさによる政活費のチェックの難しさがあ、政活費分を報酬額に算入させることも想定できる。とはいえ、その透明性が強調される今日、政活費として支給する方がベターである。

なお、活動している議員とそれほど活動していない議員の支給額を差別化したい、そのために報酬額のアップではなく、政活費を支給したいという見解がある。しかし、気持ちはわからなくはないが、政活費の活用と議員活動は比例しているわけではない。別途考えるべきものである。

議会が期末手当を含めた議会改革を考えようとする姿勢は明確である。

その答申では、期末手当の廃止が宣言される。しかし、議員が受け取る支給額は年で見れば実質的に増額となっている。期末手当の廃止は提案されているものの、議員報酬を年俸制としてその総額は現在の支給額よりも増額させる提案である。

この論理は、議会活動の「あるべき姿」（次期選挙後の活動を念頭に置く）から出発する。そのための活動範囲やその量、および委員会数の削減に伴う議員活動の量の増大（1.16倍）を予想する。そのために必要な支給額（1.1倍）を提案するというものである。新たな議会を創り出すための条件として議員報酬を考える。議員活動のための議員報酬が重要である。ここでは、職員の給与を前提とした期末手当は議員報酬の要素に含めない。

なお、実際には地方議会議員年金共済給付費負担金（公費）の増額を伴うことになるために、年俸制は採用されなかった<sup>3</sup>。議員定数16名の維持、委員会数を3から2に削減、議員報酬アップの住民説明が行われている（2014年12月議決）。

芽室町議会が検討したような、議員活動の実態（あるいは期待される活動）から議員報酬を算出しようという発想の下で、すでに北海道福島町では年俸制と結びつく歳費が行われている（2009年より、ただし月額、期末手当支給の変更はない）。

芽室町議会や福島町議会はともに、住民と歩む新たな議会を創り出している先駆的な議会である。その活動を住民に示し、議員報酬（歳費）を住民と考えようとしている。活動量の増大に伴って議員報酬は増額されることもある。実際にはほど遠いとはいえ、こうした議論の中から生活給的なものへと到達することが可能となる。

## （2）費用弁償

費用弁償は条例に基づき支給することができる（自治法203②）。費用弁償は、表5のように、会議等への出席（狭義の費用弁償対象）、および派遣にかかわるものである（両者を含めて費用弁償対象）。設置を明確にすることで、公務災害の対象となる。その設置の意味を有効に活用するには費用弁償支給が不可欠である。

### ①会議等への出席への費用弁償

町村議会では、会議等への費用弁償支給条例制定自治体数は少ない（表5）。

---

<sup>3</sup>期末手当支給という手続きではなく、議員報酬額に算定することはできる。たとえば、年俸制としての支給である。ただし、自治体が負担する税率増を考慮して、期末手当を別途支給した方が自治体の負担を考えれば現行制度の下では合理的である。

表 5 費用弁償の支給方法及び支給額

区分	支給方法	団体数 (町村)	平均支給額 (円)
本会議	定額	194	1,470
	実費	63	—
	支給なし	670	—
委員会	定額	220	1,500
	実費	63	—
	支給なし	644	—
協議調整の場	定額	180	1,472
	実費	57	—
	支給なし	690	—

出所：全国町村議会議長会『第 63 回町村議会実態調査結果の概要（平成 29 年 7 月 1 日現在）』2018 年、16 頁（表 31）

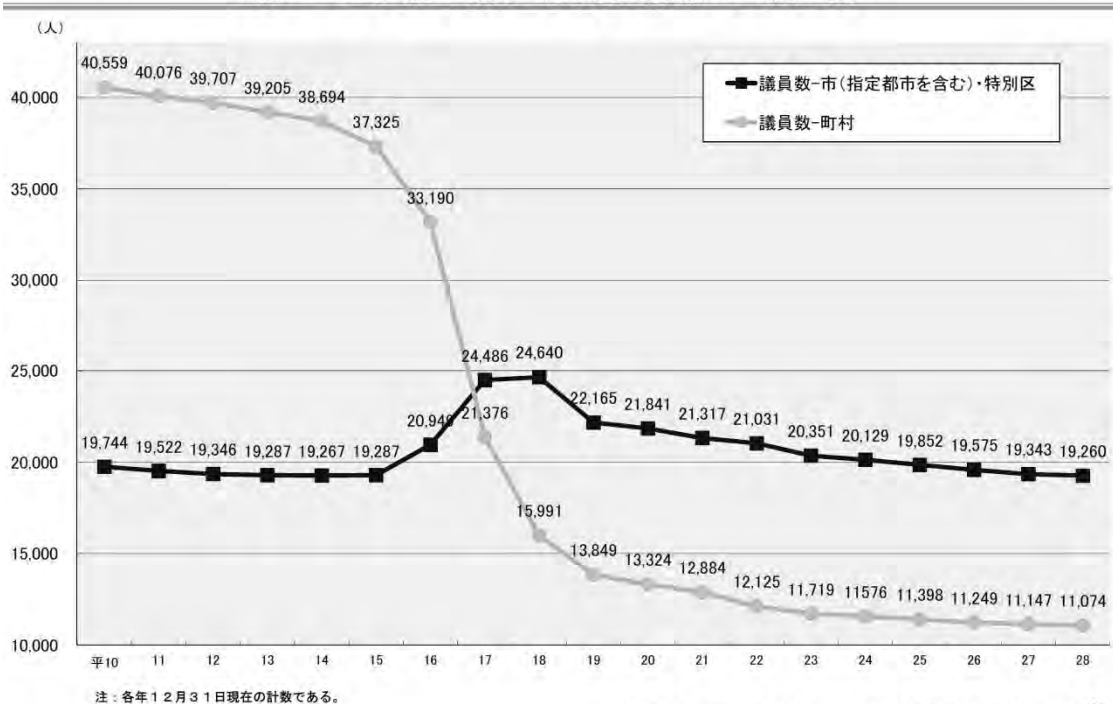
当然、会期中や議員派遣による交通費の支給は考慮されるべきであろう。町村の場合、会期中等における膨大な日当制支給・宿泊代（宿泊しないにもかかわらず）を加味した合算額が支給され「第 2 報酬」と揶揄された「問題ある支給」はほとんどない。会期中の日当支給は議員報酬の趣旨から適切ではない。なお、出張（議員派遣等）にあたっての経費（交通費・宿泊代）はもちろん支給されることになるが、出張の際の日当については、町村長と同様な取扱いとなる。

## 第6章 町村における議員定数をめぐる現状と課題

### 1. 議員定数をめぐる状況

自治体議員の各自治体における定数の推移については、市町村の規模にかかわらず、概ね減少傾向にあり、とくに町村においては際だって減少しているといえる。全国の市区議会議員数の推移を見ると、平成10年（1998年）の19,744人から、一時期の25,000人程度への増加を経て、平成28年（2016年）には、19,260人となっている。市区議会議員が平成15年（2003年）から平成18年（2006年）にかけて増加したのは、「平成の大合併」による市の数の増加および合併特例が用いられたことによる一時的な議員数の増加によるものである。一方、町村議会議員数は、それまでも暫時減員が続いてきていたが、さらにこの「平成の大合併」の期間、大幅な減少を見ることとなった。図に見るように、市区議会議員が増加した同時期、町村議会議員は37,325人から15,991人へと半数以下へと激減している。そして、「平成の大合併」が一区切りした後も、減少を続け、平成28年（2016年）には、11,074人と平成10年に比べると4分の1程度の人数となっているのである。

### 市区町村議会議員数の推移



こうした定数削減の傾向は、議会の存在価値にかかわる重要な問題であると同時に、近年の自治体議会に対する住民の厳しい目線の反映でもある。「平成の大合併」による影響を除いてみても、市区、町村共に、じりじりと定数を削減している状況が見られ、このことがもつ意味や影響について考えてみる必要がある。

いうまでもないが、議員定数については地方自治法第91条において「条例で定める」こ

ととされており、「一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない」（同条 2 項）。ただし、同条第 3 項においては、合併等により「著しく人口の増減があった市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる」こととされている。平成 23 年（2011 年）以前は、議員定数の上限が定められていたが、改正自治法によってこの規定は削除された。第 29 次地方制度調査会答申（「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（平成 21 年））では、議会の定数について「議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべきである」とされたことを受けての改正である。また、「各地方議会が議員定数を定めるに当たっては、住民の理解をえられるものとなるよう十分に配慮すべきである」ことも記されている。なお、この答申では、「議会の議事定足数について緩和又は撤廃すべきであるとの意見」について、「議会は本来できるだけ多くの議員が出席して十分な議論がなされることが期待されるとの意見」があったことが付記されている点にも留意したい。

本章では、議員定数をめぐる法的状況もふまえ、市区町村共に議員定数が減少している現状を考慮しながら、町村議会議員の状況について整理する。そして、そうした状況下で議員定数の減少がもたらす地方自治への影響や課題について考えてみたい。

## 2. 町村における議員定数条例の状況

### (1) 議員定数条例を改正した自治体数

議員定数については、先に見たように自治体条例で定めることとされている。そこで、まず、各町村における議員定数条例の改正状況を見ていきたい。ここでは、全国町村議会議長会がまとめた「議員報酬・定数に関する調査」から、「議員定数条例の改正状況」についてまとめた資料を概観しておきたい。この調査は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から平成 29 年（2017 年）7 月 1 日までの間に議員定数条例を改正した町村を取り上げたものである。全町村数 927 のうち、条例改正を実施した町村は 287 町村（全町村の 31.0%）あり、それらの町村においてどのような定数の変更があったのかを調べたものである。

表 1 議員定数条例の改正内容の内訳

改正内容	町村数 (%)
増員	1 (0.3%) ※増員は沖縄県与那国町のみ
減員	286 (99.7%)
計	287 (100.0%)

表 1 で明らかなように、議員定数条例を改正した町村については、与那国町の 1 件を除いては、99.7%の町村で減員の条例となっており、ほとんどの町村で議員を減らすことが指

向されていることがわかる。いわば、町村議会議員の数を減らすことが当たり前のこととなっており、こうした減員によって、住民の意思を政治・行政に反映すべき議会の役割を果たすことができるのかどうか検討すべきであろう。

## (2) 議員定数の増減員数と分布

それでは、このように圧倒的に減員を指向している町村議会が多い状況について、もう少し詳しく見ていこう。表 2 は、先にみた全国町村議会議長会の調査した資料にもとづいて議員定数の増減員の数について整理したものである。先に述べたように、増員しているのは与那国町のみで、4 人の増員を行っている。これについては、後に見ていくこととするが、残りは全て減員である。

減員数を見ると、2 減が最も多く、182 町村と減員した町村のうち全体の 63.4%を占めている。1 減の 66 町村 (23.0%) と合わせると全体の 86.4%を占めており、6 年間で 1~2 の議員数を減員している町村が多くを占める。4 減も 23 町村 (8.0%) と 1 割近くあり、3 減 (12 町村、4.2%) と合わせると 12.2%を占める。

表 2 議員定数の増減員

増減員数	町村数 (%)
4 増	1 (0.3%)
1 減	66 (23.0%)
2 減	182 (63.4%)
3 減	12 (4.2%)
4 減	23 (8.0%)
5 減	1 (0.3%)
6 減	1 (0.3%)
7 減	0 (0.0%)
8 減	1 (0.3%)
計	287 (100.0%)

大きく議員を減らしている町村は、8 減の中之条町 (群馬県)、6 減の越前町 (福井県)、5 減の湯梨浜町 (鳥取県) となっている。それぞれの理由を見ておこう。8 減と大きく議員数を減員している中之条町は改正理由について、「平成 22 年 3 月 28 日に中之条町と六合村との合併が行われ、旧六合村の議員は中之条町議会の議員の残任期間 (平成 23 年 5 月 21 日) に限り在任することとなっており、議員定数は 26 人(16+10)となっていた。合併後、最初に行われる選挙では、旧六合村に選挙区を設け、定数を 2 名とし、中之条町議会の議員定数 16 名に、六合選挙区の定数を 2 名加えた 18 名を定数とすることとした。平成 26 年 3 月に六合地区の選挙区を廃止、議員定数を 18 名とした」と記している。すなわち、町村合



併にともなう在任特例を利用したことにより、一時的に議員数が増員しており、その後、それを解消する段取りを踏んだため、8減となったものである。

一方、減員幅が大きい町村では、6減となった越前町では、減員の理由として「行政改革」と「人口減少」があげられている。また、5減となっている湯梨浜町は、「議会改革を進める中で定数削減を行い、より一層の行政改革の取り組みにつなげていくため」という理由をあげている。また、湯梨浜町では、平成23年（2011年）に区長や団体代表ら、住民によって構成される「湯梨浜町議会改革検討委員会」を設置して、議員の「定数と報酬」についての検討を行っている。その意見書<sup>1</sup>では、現状維持という意見も少数ながら存在し、委員の多くから定数を1～2名減員していくべきという意見が多く出されていた。そして、議会改革特別委員会の議論を経て、平成24年度第2回定例会において湯梨浜町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が議員提出議案として提案され、議員定数を17人から12人に変更することとなったものである。

これら比較的大幅な減員を行った3町には合併等の個別事情もあるものと思われるが、定数削減を行ったいずれの町村においても、定数削減の住民圧力が存在したことが推測できる。削減理由に財政的な負担の軽減があげられると同時に、議員のなり手不足を防ぐためには現行の報酬を維持または引き上げることが求められていることも、定数削減の理由に挙げられている点は注目すべきである。財政難と定数削減がリンクし、報酬問題から定数が議論される現状には課題もある。

唯一、定数増を行ったのが与那国町（沖縄県）である。2016年度9月定例本会議において、与那国町議会は議員定数を6人から10人に増員することを決めた。これは与那国町に自衛隊が配備されたことによる人口増に対応したものである。与那国町では、財政難を背景として12人から6人へと議員を半減させていた。

### 3. なぜ、議員定数減なのか

#### (1) 議員定数減条例制定の理由

それでは、上記で比較的大幅な議員数減を行った町村の個別理由についてみてきたので、あらためて、減数条例を制定した町村議会の回答に見られた改正理由の状況についてみてみよう。

まず、議員定数減の理由<sup>2</sup>として最も多くあげられたのは①「財政の悪化（行財政改革の一環）」で、107町村と全体の37.4%をしめ、次いで②「人口減少・将来人口の動向」が104町村で36.4%となっている。いずれも全体の4割に迫るものとなっており、町村を直撃している財政難に加え、地方創生で語られる将来人口の減少についての危機感が定数減につながっている現状が見て取れる。

<sup>1</sup> 湯梨浜町議会改革検討委員会「意見書」2011年11月4日

<sup>2</sup> 自由記述のため、無回答及び複数の選択肢に当てはまる回答があり、これらを合わせた総数は議員定数条例を改正（減員）した町村数（286）と一致しない。

それらの要因とも重なるが、次いで多いのが、74 町村（25.9%）の回答に記載された③「住民からの批判・意見」である。深刻な議員のなり手不足や議会活動の停滞につながりかねない定数・報酬の削減に対し、議会活性化の観点からそれらの増員・増額を試みる自治体も存在しているが、住民からの厳しい批判に直面している町村も多く、先に見た湯梨浜町「意見書」でも、ほとんどが減員・減額を求めるものであり、それらに配慮した決定をせざるをえない状況がある。

また、4 番目に多いのが全体の 2 割程度から回答されている④「他自治体（近隣自治体・類似団体）との比較」である。こうした答えは 58 町村（20.3%）に及ぶが、なんらかの客観的な基準を示すと同時に、横並びであることを示すことによって、住民の批判に対応しようという配慮が見られるところである。しかし、その一方で、近隣自治体との間で横並びで議員数の減員を指向することは、定数減の負のスパイラルに拍車をかける可能性があることにも留意しなくてはならない。

回答の中には、減員しても議会活動に支障をきたすことはない、という視点からのものもある。例えば、⑤直近の選挙が無投票（9 町村；3.1%）、⑥欠員の状況でも運営に支障が出ていない（6 町村；2.1%、他に「定数を削減しても議会の機能維持ができる」が 4 町村で 1.4%）といった回答があり、そもそも定員を満たす立候補がない状況や欠員がある現状でも議会活動が継続可能であるという状況をもつ議会も散見される。その一方で、⑦議員の担い手不足の懸念（8 町村；2.8%）という観点から議員定数を減ずる他はないと答える町村議会も存在している。

その他の回答としては、⑧特別委員会等での検討の結果（39 町村；13.6%）⑨議会改革の一環（33 町村；11.5%）といった手続きや取り組みの結果を回答する町村議会もある<sup>3</sup>。また、⑩議員自らが身を削るべき（16 町村；5.6%）という答えも見られるが、これも厳しい財政状況をふまえ、議員もその改善に努めるべきであるという姿勢が見られるものである。

なお、議員提案の条例ながら、委員会での審議結果に対して、議員提案が行われて減員の逆転議決がなされた自治体もある。遊佐町（山形県）では、平成 26 年度 12 月定例会において、「遊佐町議会定数条例の一部改正」が議員提案されて審議が行われたが、特別委員会での採決で、定数削減賛成が 5、反対が 6 で一旦否決された。その理由としては、遊佐町議会の定数については、「定数 20 人から 14 人になったことでゆとりがなく、あまり減らしたくない」など、現状維持が大半の声だったとされている。その一方で、議論を重ねる中で「欠員 2 人、病気で 2 人の議員が休んでもなんとかやってこられた」等の意見も出され、減員を求める意見もあったという。それらのやり取りの後、採決では現状維持と報告することが決定された。しかし、その後、定数 2 減の条例改正案が議員発議にて提出され、逆転可決した。

---

<sup>3</sup> 「住民からの直接請求を契機として」といった経過に関する回答もある。こうした直接請求は 3 件存在するが、うち 1 件は否決されたため、首長提案に至っていない。

## (2) 議員定数改正条例の提案者

このように、さまざまな理由が示されているものの、ほとんどが議員の減員を実施した条例になっているが、その提案者は誰なのだろうか。条例提案には、首長提出議案、議員提出議案、住民からの直接請求があり、議員定数条例を改正した 287 町村のうち、議員提案が 99.7%と大半を占めているが、きわめて僅かながら首長提案の条例改正も行われている（3 件;約 1%）。うち 2 件は、住民からの直接請求によるものである。いうまでもないが、住民からの直接請求に基づく条例提案については、それを受けて首長が意見を付して議会に提案することとなるため、必然的にこれらは首長提出議案となる。川俣町（福島県）と長与町（長崎県）では、共に住民の直接請求の結果、首長によって定数減の条例が提案されたものである。また、もう 1 件は中之条町で、先に触れたように、町村合併にともなう在任特例、選挙区特例を解消するものであり、これら 3 件は、制度的に首長の提案とならざるをえない案件である。

表 3 議員定数改正条例の提案者

提案者	町村数 (%)
議会	284 (99.0%)
首長	3 ( 1.0%) ※住民からの直接請求（福島県川俣町） 一般選挙（無投票）の後、住民からの直接請求（長崎県長与町） 合併後に旧村の選挙区廃止（群馬県中之条町）
計	287 (100.0%)

このように、議員定数の決定について、議会が主体的に取り組み、住民の声をふまえながら決定することは好ましいことであろう。基本的に二元的代表制を採り、機関対立主義をとる制度になっている以上、議会のあり方については議会主導で決定がなされるべきである。基本的には、議会のことは議会が決めるという姿勢がとられることが望ましく、議会運営の実務に基づいて議論がなされ、十分な審議が担える定数を追求するべきであろう。一方で、首長が議員定数を提案することは、場合によっては意図的に自治体議会を弱体化させることにもつながる可能性があり、制度的に避けることができない上記の様な事例を除き、議員提案による方が望ましいといえよう。

## 4. 町村の議員定数をめぐる法的沿革

ところで、日本の町村議会議員の定数について、法的にはどのように定められてきたのだろうか。日本の市町村制度が確立されたのは、1888 年に制定された市制町村制によるも

のであるが、その中で市町村議会の議員定数については、以下のように法定化されていた<sup>4</sup>。市制においては、人口 5 万人以上の市で 30 人、人口 10 万人以上の市においては人口 10 万人を加えるごとに議員 3 人を増し、60 人を上限とした。また、町村制では、町村の議員を以下のように定めていた。すなわち、人口 1,500 人未満 8 人、人口 1,500 人以上 5,000 人未満 12 人、人口 5,000 人以上 1 万人未満 18 人、人口 1 万人以上 2 万人未満 24 人、人口 2 万人以上 30 人とし、全国画一的に人口を基準として議員定数が算出されていた。町村議会議員については、条例を定めることにより、議員を増減することができた。なお、市の議員数が 3 の倍数に、町村の議員数が 2 の倍数になっているのは、市会が三級選挙制、町村会が二級選挙制を採用していたためであるという。

1913 年の市制町村制の全部改正では、市会議員の定数について設けられていた上限が撤廃され、町村会議員と同様に人口段階別に定数が決められた。すなわち、人口 5 万人以上が 30 人、人口 5 万人以上 15 万人未満 36 人、人口 15 万人以上 20 万人未満 39 人、人口 20 万人以上 30 万人未満 42 人、人口 30 万人以上 45 人であり、人口 30 万人を超える市では 10 万人ごとに、人口 50 万人を超える市では 20 万人ごとに、議員を 3 人増やすこととした。この市議会の議員定数は、1921 年の市制の一部改正で、人口 15 万以上 20 万未満のところは 40 人に、人口 20 万人以上 30 万人未満が 44 人に、人口 30 万人以上が 48 人に変更された。これは、市会議員の三級選挙制が二級選挙に改められたことに伴う措置で、人口 15 万人を超える市では、法定定数が増員された。

1926 年の町村制の一部改正では、町村議会の議員定数が変更された。従来の規定では、人口 1,500 人未満では議員定数は 8 人とされていたものが、12 人に増員されたものである。これは、「町村自治の発展」にともなう町村事務の増加等をふまえると、8 人は少なすぎると思われたことによる。自治体の権限拡大によって、議員の役割も増大すると考えられ、その定数も増加することとなったものであろう。

1943 年の市制町村制の一部改正では、市会議員定数の上限が再び設けられ、また、人口 30 万人を超える市の人口に応じた議員定数の増え方が少なくなっている。これは、戦時下における国策の浸透徹底を目的として、地方制度の「根本的刷新強化と高度の能率化」を図ろうとするものであったとされている。

戦後の 1946 年に行われた市制町村制の一部改正では、市議会議員についての上記改正による増員の縮小を行うと共に、町村議会の定数も増員し、人口 2,000 人未満 12 人、人口 2,000 人以上 5,000 人未満を 16 人に、人口 5,000 人以上 1 万人未満を 22 人に、人口 1 万人以上 2 万人未満を 26 人に増員している。この改正では、府県会、都議会、市町村議会ともに、議員定数を増加させるものとなっており、町村議会では人口 2,000 人未満を新設し、人口 2 万人以上の町村を除き、それぞれの人口段階の議員定数が増加されている。

1947 年に制定された地方自治法は、第 91 条で市町村議会の議員定数について人口段階

---

<sup>4</sup> ここでの記述は、地方自治総合研究所監修『逐条研究 地方自治法Ⅱ』（2005 年）の内容に基づいている。

別に議員定数を定めていたが、市についても、町村についても市制町村制の規定をそのまま引き継いでおり、変更はなされていない。ただし、同年末に行われた地方自治法の一部改正では、議員定数の変更は、原則として減少する場合にのみ条例で定めることができることとなった。1952年には、地方自治法の一部改正に伴って、議員定数を減少させる政府原案が示されたが、自治体議会の猛反対などにより修正され、実現しなかった。

これらを見てくると、自治体議員の定数は、地方自治の実現や強化の動きとも関わりをもっており、分権の動向に対応して議員定数が拡大されてきたことがわかる。自治体の権限が拡大するのに応じて、そこに民意を反映する議会の役割が拡大してきていると考えることが可能であろう。

## 5. 議員定数はどうあるべきか

先に見たように、全国町村議会議長会が行った調査と整理によれば、全国の町村で議員定数の削減が積極的に行われており、その多くが財政難や人口減少を理由として進められていることがわかる。また、自治体議会の定数についての法的沿革を見ると、地方自治の強化や民主化と議員定数の間の関係も考える必要があるだろう。議会の本来の役割と意義は、地方自治の本旨に基づいて民意を政治・行政に反映し、それによって民主的な自治行政の運営を図ることであろう。そういった意味で、自治体における民主主義の実現にとっても議員定数の一方的な削減は問題がある。

そういった意味では、行政改革と同様の理由で、ここまでみてきたようにジリジリと定数減が繰り返される現状は好ましいものではない。全国町村議会議長会のアンケート結果を見ても、定数を減らして報酬を維持、ないしは増額する町村がほとんどであるが、両者は本来、別々な問題として考慮されるべきものであり、両者をリンクして考えることは好ましいことではない。

議員定数をめぐる論点としては、どのように議員定数を決するべきか、合理的な根拠はどこにあるのかということであろう。ここまで見てきた議員定数削減の根拠は、明らかに財政難であり、将来的な人口減少がそれを加速することに対する危惧であろう。多くの議員を擁することには財政的な限界があり、またその結果として定数を減らすか報酬減を実施しないと議会を維持できなくなってしまうというものであろう。

また、先に見たように第 29 次地方制度調査会はその答申において、「議員の定数を定めるにあたっては住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮しなければならない」と述べている。住民の理解を得られるものにするのは当然であるが、住民の議会批判や定数削減圧力によっても議会の定数は削減される傾向にある。結果として、定数削減や報酬削減によって議会活動への関心の低下や「議員のなり手不足」が深刻化している現状にも留意しなくてはならない。また、自治体議会が果たす自治体の民主的統制という面から考えることも重要である。

本報告書では、議員の報酬について検討を行うことで「議員のなり手不足」を解消し、町

村議会の活性化を促進することが目的とされている。その点に鑑みて、定数の問題にも報酬問題が関係している面がある。すなわち、全国町村議会議長会調査の中で見られたように、報酬を増額するために定数を減らす、定数を減らすから報酬を上げるといった理由も散見され、両者が関連する問題として議論されている。両者は、本来別な問題として議論されるべきものであろう。

議員の定数は、民意の反映に必要なさまざまな集団、階層、職業、性別などからの代表選出可能性に関わるものであり、多様な民意を的確に反映するために必要な定数を確保することが求められる。必要な定数がどの程度のものかについては、自治体の人口規模や人口密度、産業比率などに関わるという見解があり<sup>5</sup>、まずは財政や人口減少によらない、議会の機能が果たせるか否かといった視点での議論が深められる必要がある。また、報酬のあり方については、二元的代表制の下での議員の活動量や活動内容についての検証や議会の活性化の度合いなどが関わってくるであろう。

以上、本章においては、議員定数をめぐる近年の状況をふまえ、定数減ありきで議論が進むことに対して、疑問を呈してきた。もちろん、議員の定数が多ければそれでよいというものでもないし、一方で上限を設定してきた歴史的経過もある。ここでみてきたような法的沿革もふまえて、議員の定数について検討を続ける必要がある。

---

<sup>5</sup> 井田正道「市議会議員定数に関する分析」『政経論叢』74巻第1-2号,185-206p.p.

## 第7章 議員定数をめぐる論点

### (1) 定数をめぐる基本的な視点

議員定数を考えていきたい。すでに指摘しているように議員報酬とともに議員定数を考えるにあたって8つの視点を示してきた(第1章)。再度確認していただきたい。その際、議員定数の基準についての明確化の必要性を強調している。この基準を考えていこう。

なお、議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近いことを踏まえて、定数議論は慎重に、より正確に言えば新たな議会を創出するための定数議論をすべきである。従来人口を基準に定数を算定していた。しかも、自治法での法定数、あるいは法定上限数を踏まえていた。前者は減数条例で法定数を削減することもでき、後者の場合は法定上限数を踏まえて定数条例を制定していた。定数が自由に条例で定めることができる今日、議会力アップのために定数を定める必要がある。本報告書の立場は以下の通りである。

- ①以前から用いられている人口基準(法定数・法定上限数)により定数を確定する場合もある。
- ②本報告書では、その相関関係の科学的根拠は希薄である。そこで、人口基準を採用する場合は、仮説であってもその根拠を明示することが必要である。
- ③その上で、議会の存在意義である討議できる人数を根拠に定数を模索する(本報告書で提示する)。
- ④その際、今後の議会運営において委員会が重要な役割を果たすことから、委員会における討議できる人数を基準とすることを提案する。
- ⑤委員会の設置の仕方(委員会数等)が重要な論点となる。極めて少ない定数の場合、増加もあるが現状での対応も考慮する。
- ⑥その他の論点(たとえば、多様性、議長のカウンターの仕方等)も考慮する必要がある。

まず、定数の変遷を確認しておこう。

### (2) 人口基準による定数基準の誤解

今日、定数はそれぞれの自治体で条例に基づき自由に決めることができる。「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める」(自治法91、都道府県についてもほぼ同様な規定である(自治法90))。

従来は、人口によって議員定数が決められていた。法定数、法定上限数によって定数が縛られていた(表1参照)。つまり、定数と人口との相関を想定していた。

表1 (市) 町村議会議員定数の変遷

年	事項	定数				
		5,000人未満		5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上 20,000人未満	20,000人以上
明治22年	町村制制定	1,500人未満 8	1,500人以上 5,000人未満 12	18	24	30
明治44年	町村制全部改正	同上	同上	同上	同上	同上
大正15年	町村制一部改正	12		同上	同上	同上
昭和21年	町村制一部改正	2,000人未満 12	2,000人以上 5,000人未満 16	22	26	同上
昭和22年	地方自治法制定	同上	同上	同上	同上	同上
平成11年	地方自治法一部改正	同上	14	18	22	26

出所：全国町村議会議長会『二十世紀のあゆみ』190頁

戦後人口増が続いているにもかかわらず、地方議会議員は減少してきた。町村議会議員については、町村数の減少、人口の減少がある。そこで、代表性という視点から2つのデータをみよう。議員一人当たりの住民数、つまり住民何人で議員1名を見れば、1959年には520.4人だったのが、今日(2015年)には998.2人にまで増えている。議員数を人口(1000人当たり)で除した数、人口1,000人につき議員を何人送り出しているかを見ると、1959年には1.9人だったものが、今日(2015年)では1.0人と大幅な減少傾向である(表2参照)。住民との関係では、代表性の希薄化だといえる。つまり、人口で定数を考慮することは絶対ではない。



表2 人口比に対する議員数の変遷（定数）

年	全町村数	人口 (A)		議員定数 (B)			A/B		B/A×1000	
		回答町村数	住基等人口	回答町村数	法定	条例	法定	条例	法定	条例
1955年	4,407	4,271	37,791,287	3,584	77,158	—	489.8	—	2.0	—
1959年	2,998	2,650	30,540,368	2,650	64,020	58,681	477.0	520.4	2.1	1.9
1963年	2,853	—	—	2,367	56,964	50,590	—	—	—	—
1967年	2,735	2,735	30,712,881	2,735	63,974	54,925	480.1	559.2	2.1	1.8
1971年	2,645	2,645	28,475,958	2,645	60,762	50,916	468.6	559.3	2.1	1.8
1975年	2,609	2,607	27,373,260	2,608	59,523	48,746	459.9	561.5	2.2	1.8
1979年	2,609	2,608	28,017,044	2,608	59,187	47,964	473.4	584.1	2.1	1.7
1983年	2,604	2,604	28,354,323	2,604	59,060	46,832	480.1	605.4	2.1	1.7
1987年	2,599	2,599	28,443,597	2,599	58,916	44,651	482.8	637.0	2.1	1.6
1991年	2,582	2,582	28,251,767	2,582	58,160	43,136	485.8	654.9	2.1	1.5
1995年	2,571	2,571	28,025,655	2,571	57,696	42,204	485.7	664.1	2.1	1.5
1999年	2,558	2,558	27,562,026	2,558	57,002	40,677	483.5	677.6	2.1	1.5
2003年	2,508	2,508	26,567,218	2,508	51,332	38,141	517.6	696.6	1.9	1.4
2007年	1,022	1,022	13,444,045	1,022	20,326	14,375	661.4	935.2	1.5	1.1
2011年	932	932	11,898,940	932	18,194	11,930	654.0	997.4	1.5	1.0
2015年	928	928	11,312,025	928	—	11,332	—	998.2	—	1.0

また、法定数（1947（昭和22）年）との基準に基づき現在の自治体の定数を比較してみると、議員数は大幅に減少している（表3参照）。また、法定数に対する現状の定数はどのくらい削減したかを削減率とすれば削減率は高い（表4参照）。927町村のうち11～15も定数（1947年法定数）が減っているのは392町村もある、16～20も定数が減っているのは75町村もある。また、削減率で見れば、半数（51～70%）にも上っているのは、234町村に及んでいる。11～20%を維持しているのは、7自治体に過ぎない。

表3 1947年（自治法）基準（法定数）に基づく減員数の状況  
(N=927)

減員数（人）	0	1～5	6～10	11～15	16～20
自治体数	0	91	369	392	75

注：自治体名は資料：議員定数データ参照

表4 1947年（自治法）基準（法定数）に基づく削減率の状況  
（N=927）

削減率(%)	61～70	51～60	41～50	31～40	21～30	11～20
自治体数	29	205	403	262	21	7

注：自治体名は資料：議員定数データ参照

数度にわたる市町村合併により、面積が拡大しているにもかかわらず、議員定数は少なくなっている。もちろん、かつての基準から現行の定数を考えることには問題もある。住民と議会とを結びつける媒体・チャンネル（議会だより、議会報告会等）の拡大を考慮すれば、一様に理解することは無謀である。とはいえ、従来の法定数・法定上限数の基準から考えても、今日の定数は圧倒的に少ない。

人口に比べて議員数が減少しているとはいえよう。

議員数の大幅な減少は民主主義の危機である。それにもかかわらず、日本ではさらなる定数削減が叫ばれ、進んでいた。住民自治にとって異常な事態である。もちろん、削減がすべて問題だと主張したいわけではない。人口とは別の住民自治を作動させる定数の論理を確定する必要がある。

### （3）定数を考える論点

8つの視点を踏まえて定数を考える基準を考えたい<sup>1</sup>。

従来の発想は、住民何人に対して議員一人、といったように住民の代表性を中心に設計されていた。すでに指摘したことを含めて人口基準の問題点を確認しておきたい。

1つは、戦後一貫して人口（有権者数）は増大してきたにもかかわらず、議員数は減少した。平成の大合併では、約6万人から3万人強へと激減している。発想は、住民代表性であっても、その実数は大幅に少なくなっている。もう1つは、住民参加の充実により、住民代表性を担う主体やチャンネルは議会・議員だけではなくなっている（定数減の場合、住民参加制度の充実の必要性）。

新しい議会像から定数の基準を探ることが必要である。住民参加を豊富化し、それを踏まえて首長等と政策競争する。このためには機関として議会が作動する必要がある。それには議員間討議が不可欠である。新しい議会に適合する定数は、討議できる人数を基本として、その討議を豊富化させるために住民が議会運営にかかわる手法を想定している。

一般に、定数について両極からの議論がある。一方では、多様性を重視する議論＝住民代

<sup>1</sup>討議できる人数を基準とすることは、基準を住民代表性（人口比）から討議にシフトさせる。討議できる人数については、常任委員会では6～10人もあるが（江藤俊昭（2006）『自治を担う議会改革』イマジン出版）、その後の展開もあり、少なくとも7, 8人（江藤俊昭（2011（原著2008））『地方議会改革』学陽書房）を採用している。したがって、一常任委員会の人数に委員会数を乗じたものとするものである。

表性と直結する議論がある（増加・維持重視）。しかし、多様性の範囲が確定できないとともに、議会への住民参加の充実はその代表性の意義を減少させている。他方で、機動的に動ける人数という議論もある（削減重視）。しかし、機動性は執行機関に求められる。議員定数を考える場合、第一義的にはこの議論は採用すべきではない。また、削減の理由として、少数精鋭にするためといわれることがあるが、少数ではあっても精鋭になる保障はない。

そこで、定数の原則を確認しよう。討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）。これに委員会数を乗ずる数が定数となる。

なぜ、討議できる人数がこれか。科学的な根拠があるわけではない。委員長（および副委員長）がいて、両脇に3人ずつ委員が配置されることで積極的な討議ができるという経験知である。この提案の理由の1つは、自由な討議する公共空間を創り出すことである。人数の少なさは自由な討議を可能にするが、少数意見を出しにくいという課題もある。少数ではあろうとも、それに賛同する意見が出て討議は展開する。

また、今日、自由な討議空間の創出の手法としてワールド・カフェが実践されている。これは1グループごと、6人以下が条件となっている。討議するにあたって他者を気にしない人数であることがその理由となっている。議会は、常に住民を意識する恒常的な討議であるならばその人数を超える必要がある。

以上のように、定数の基準は討議できる人数を提示してきた。それに加味する要素も考えたい。多様性である。この多様性は、住民参加の充実があれば、議会の中で再生され、討議できる人数の基準でも可能である。しかし、議員が均一化すれば、その多様な住民の声は議会の場では開花しない。少数派が多数派になれることが民主主義である。そのためには、少数派が一人ではなくそれに同意するものが少なくとももう一人いることが必要である。たとえば、中山間地域出身議員は、いなくなるか少数になっている。そこで、少なくとも1常任委員会に2、3人は配置されるように、面積要件なども考慮してよい。常任委員会数自体は変えず、1常任委員会の定数7、8人を超えて配置するものである。討議できる人数という基準の修正というより加味する要素である。

なお、監視や政策提言を重視するために1常任委員会あたり少なくとも7、8人説を提案しているが、科学的な数値ではない。そこで、少なくとも6人は必要であるとする見解も否定するものではない<sup>2</sup>。意欲がある議会では可能かもしれない。すでに定数を削減している議会では、これ以上の削減は慎重に行うべきであること、また定数を削減しても監視や政策提言が可能な議会を創出する可能性を探ることは必要である。

---

<sup>2</sup> 議会改革を進めている、北海道栗山町議会、同福島町議会は、定数12名である。なお、定数は少ないが、現実の定数を直視し、これ以上定数削減をしないことを議会基本条例に明記している議会もある。「議員定数は、別に条例で定める。ただし、定数は10名を下らないものとする。」（岡山県奈義町議会基本条例第15条）

#### (4) 定数を考える論点の留意点

定数を考える論点を確認してきた。その上で、6つの留意点を確認しておこう。

##### <委員会数の確定>

一般には、一般会計規模、および執行機関の組織体系によって委員会数およびその所管が決まる。とはいえ、これについてもそれぞれの議会の役割によって異なる。予算の提案、正確にはその素案を提案するようになれば、所管の対象領域は狭まり委員会数が増加する。まず、現行の委員会数から出発して、所管事務調査の充実をはかりながら、委員会数を議論することから始めたい。経験則的に言えば、一般会計規模100億円以下の多い町村議会では本会議中心主義とするか（それらの場合でも委員会（1常任委員会）を設置し閉会中でも動ける体制は必要）、あるいは2～3常任委員会の設置から議論を出発させるとよいのではないだろうか。

##### <常任委員会の複数所属は慎重に>

委員会の複数所属によって原則を修正することも不可能ではない（自治法改正によって可能）。つまり、委員会数は同じであっても、複数所属により議会全体の定数を削減することは理論上可能である。しかし、複数所属を実践した飯田市議会では、それではしっかりと審議は難しいとして、1つの委員会に所属することに戻している。議会力をダウンさせないで複数所属が可能かどうかは慎重に検討する必要がある。

なお、京都府精華町では複数所属を採用しているが、議会運営の支障はないという評価である。予算決算常任委員会の設置はこの限りではない。

もちろん、複数所属の制度化にあたってその根拠となった小規模議会の場合、全議員が参加した常任委員会の設置は検討してよい。その際、複数所属の設計もある。すぐ後に検討しよう。

##### <定数11人以下の議会の対応>

すでに、定数を削減している議会は、定数について根本から議論する必要がある。その際、定数増を模索することもある。ただし、実際には困難である。定数12以上は複数所属しなくとも、2つの常任委員会が可能である。それ以下の場合、たとえば11人では複数所属しないで委員会を設置すれば各5人となる（議長は委員会に属さない）。なお、定数8人で、4人の常任委員会を2つ設置する議会もある（たとえば山梨県早川町議会）。4人では充実した討議は困難である。これでは、議会の審議機能を弱体化させる。

そこで、議会力をダウンさせないためには、次の2つの手法が想定できる。閉会中審査も可能となるし、機動的に動きやすい委員会の設置を前提とする。

1つは、全議員による委員会を1つ設置し、議長とは異なる議員が委員長となり、議案審査等を行う。

もう1つは、すべての議員がそれぞれ所属する少なくとも2つの常任委員会を設置して、

所管を分けて審議する。当然複数所属となる（たとえば山梨県小菅村議会）。メンバーは同じでも委員長は異なる。

この2つのうち後者をベターと考えるのは、緊張感を創り出すためである。

どちらも、本会議メンバーと委員会メンバーが重なる（全議員）。本会議と委員会との差異が問題となろうが、後者は、所管事務調査と議員間討議を重視する設計である。

#### <面積要件の加味を>

すでに指摘したように、討議できる人数を基準に多様性を考慮すべき要素として加味することを提唱した。住民参加の充実によって不必要となる要素ではあるが<sup>3</sup>、現行では必要である。とりわけ、市町村合併によって成立した自治体では、1 常任委員会あたり、2、3人は中山間地域出身議員が必要だと思われる。それを考慮した委員会人数、したがって全体の議員定数となる。

#### <定数が少ない議会では住民参加によって議会力の充実>

議員間討議は重要ではあるが、住民参加を踏まえた上でのことである。出前議会（住民との意見交換会）や、議会本体への住民参加（公聴会・参考人制度、請願・陳情の代表者の意見陳述）が必要なことは常に指摘していることである。それを超えて、議員間討議の支援を住民が行なうことも考慮すべきである。委員会審議の補完である。実際に長野県飯綱町議会で行なっているように（政策サポーター制度）、特定のテーマを住民と議員が参加した研究会を設置して調査研究し提言することを想定するとよい。議員15人を2つに分けてそれぞれに住民が参加した研究会を立ち上げている（たとえば、それぞれ議員8人（議長は両方に参加）、住民6人）。それは、予算要望や条例制定に直結した。また、委員会的なものを設置しそこで討議を行うこともできる。町村議会ではないが、会津若松市議会の議会制度検討委員会（政策討論会分科会）には、議員7人のほか公募委員（住民）2人が恒常的に参加している。

住民の恒常的で積極的な参加により、委員会的なものに住民が参加することによって、少ない定数での議会運営も理論上は可能である（当然ではあるが議決は議員権限）。ただし、その場合には住民側の覚悟も必要である。

#### <議長のカウンターの仕方>

議長は、委員会の人数には含めないことが必要である。委員会に出向き発言することは必

---

<sup>3</sup> 町村議会の事例ではないが、議会改革のトップランナーである飯田市議会議長は、「市議会では市民視線を大事にしている。〔出身議員が少ないかない——引用者注〕中山間地の問題に関心のない議員は辞めたほうがいい」と述べている（『朝日新聞』（長野版）2015年9月11日付）。住民の人数も議員数も少ない中山間地域を全議員が関心を待たなければならぬと強調している。飯田市議会は、従来から「人格を持った議会（機関としての議会）」を作動させ、自治体内分権を実施し、20地区の住民の声を吸収しているがゆえに、こうした発想が議会に浸透している。

要である（自治法105）。議長は1議員ではなく、大所高所から議会を運営するからである。したがって、＜常任委員会数×少なくとも7、8人＞といった計算式に基づけば、原則その合計数のプラス1になる。

大所高所という議長の役割を考えれば、めったにないとはいえ可否同数の場合には「現状維持の原則」とすることには理由がある。可否同数となるような重要な争点は慎重審議が不可欠だからである。ただし、スピードが要請される地域の重要な争点にあたって、議長であっても1議員として表決の権限を取り上げるべきではない。つまり、議員としての賛否を明確にすることは考慮すべきである。

こうしたことを考慮すれば、定数を奇数とすることも必要だろう。また、激しい政治的対立が存在する地域では、定数が偶数の場合議長が長期に決まらない場合もある。こうした状況はめったにないとはいえ、その防止にも定数の奇数が有用である。定数の法定数や法定上限数の例示では定数は偶数となっていることも考慮されて偶数が多い。それを踏まえつつも、議員定数を考える場合にそろそろ奇数についても想定しておく必要もあるのではないか。

## むすび — 現状とさらなる改革の留意点

### (1) 報酬等をめぐる動向の確認

本報告書では、報酬等の「等」には、報酬だけではなく、費用弁償や政務活動費とともに議員定数についても対象としている。

本報告書では、それらの現状とそれらを考える上での論理（基準）を検討してきた。議会力アップの視点からである。報酬や定数をめぐる今日の動向は次の通りである。

- ①議員報酬を増額する自治体も広がってきた（特に第2章）。
- ②定数は、すでに減少傾向にあり、一度削減すれば戻せない（特に第6、7章）。
- ③議員報酬等は、議会力アップの条件であり、慎重に議論する必要がある。同時に、議員のなり手不足にもその削減は影響を与えている（特に第1、2章）。
- ④これらの議論には説明責任を伴い、住民と考えることが望ましい。

本報告書で確認してきた報酬等について最後に再確認しておこう。

#### <議員報酬の算定方式の再確認>

議員報酬の現状、議員にとっては低い報酬という意識、報酬の低さが議員のなり手不足と連動していること、そして、議会の新たな試みについて検討してきた。

議員報酬をめぐる考え方を再確認しておこう。

- ①議会活動は従来よりも多様化し活動量も増加している。それに適する報酬額が必要である。
- ②住民からは議会はみえない、したがって議員報酬（定数）削減の意識は強い。それに応える説明責任が求められている。
- ③報酬額と議員のなり手不足は連動している。（なお、報酬を増額すればなり手不足が解消するとはいえないこと、つまり議会・議員の魅力を示さない限り、報酬が増額しないし、なり手不足も解消できない）

こうした議員報酬をめぐる考え方を踏まえて、報酬額を確定する手順を暫定的ながら提示する。なお議員報酬額は、科学的に算定できるものではなく、あくまで説明責任を果たす素材を提供するためのものである。それに基づき住民に説明し議会・議員活動の理解を広げることも目的の重要な1つである。また、特別職報酬等審議会委員に対しての説明の素材にもなる。したがって、報酬額算定にあたっての手順を提示することが重要と考えている。

**【議員報酬算定にあたっての手順】**

**【手順1】** 現行の活動か、あるいは期待値（空想ではない）を含めたものかを確定する。

**【手順2】** 1年間の議員活動日数を算定するために、全議員を対象とするか、抽出とするかを確定する。

**【手順3】** 議会活動として活動する日数の算出については、基準を明確にする（表に現れる活動）。

①議員活動の範囲の確定。本会議・委員会等の正式な会議のほか、どこまで会議を広げるか。

②議員派遣・視察等の会議ではない議会活動を確定する。

③それらを時間から日数を割り出し詳細に算出するか、活動時間は考慮せず活動した日数を目安に約で（アバウトに）算出するか、項目では視察の交通時間をカウントすべきかしないのか、あるいは半分でカウントするか等。

**【手順4】** 議案の精読、住民との接触等の個々の議員・会派で行う活動の範囲と算定にあたっての基準を明確にする（表に現れない活動）。

①この日数を半数でカウントするか（浦幌方式）、全部か、あるいはカウントしないか。

②政党活動・選挙活動は対象外であるが、重なる部分のカウントの仕方（カウントしないか、按分か）。

**【手順5】** 議員活動日数と首長活動日数・給与との比較から議員報酬を算定する（首長、副首長及び教育長の平均を採用する自治体もある）。

①上記の総計を算出。

②首長給与及びその年間の活動日数の比較から議員報酬を算出する。

<定数の再確認>

議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近いことを踏まえて、定数議論は慎重に、より正確に言えば新たな議会を創出するための定数議論をすべきである。

**【原則1】** 討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）。これに委員会数を乗ずる数が定数となる。議論できる人数として6人は下らないのではないだろうか。

**【原則2】** いくつかの留意点を確認する。委員会数の確定、常任委員会の複数所属は慎重に、面積要件の加味を、定数が少ない議会では住民参加によって議会力の充実、議長のカウントの仕方、といった論点について議論する必要がある。

こうした状況を念頭におき、議会力アップのための報酬等を検討してきた。ぜひそれぞれの自治体で本報告書が提起する報酬等の基準を参考に再検討していただきたい。その上で、それを確実にし、進める上での留意点を確認しておこう。



## (2) 報酬・定数の審議の作法

### ①報酬をめぐる審議の作法

報酬の条例案提出者について確認する。最終的には、議会が議決するがゆえに、どこからでも、提出可能である（議員・委員会、首長、住民（正確には首長が意見を付して提出））。とはいえ、議会運営にかかわる事項である。

報酬については、特別職報酬等審議会の答申を経る自治体が多い。それは、自治省の通達を踏まえて、設置されている。報酬が議会によって増額される「お手盛り」への批判からのものである。

審議会委員の選任にあたっては、その妥当性、いわば説明責任が問われる。一度も議会を傍聴したこともない者が、あるいは議員と真摯に議論をしたこともない者が選任されることは滑稽である。

当然提出は、原則首長からの提案となる。審議会答申を経た提出となるからである。その場合、議会は審議会委員の選任の妥当性を問うとともに、それらの委員と意見交換等を行う必要がある。なお、首長と議会とが融合する場合は、報酬等を増額しやすいが、住民からは不透明の批判を浴びる。十分注意したい論点である。

報酬額の変更には審議会を経ることになってきたために、首長が変更に意欲的な場合のみ審議される（副首長等の特別職の給与・報酬と連動して審議される場合もある）。そこで、定期的な見直しも必要である。たとえば、少なくとも2年毎に見直しを義務づける条文を審議会設置条例に規定することも必要である。

### ②定数をめぐる審議の作法

定数については、議会運営と密接にかかわるので、原則議員・委員会提案となる。「原則」と記しているのは、住民による議員定数条例改正案が提出され、首長提案となる場合があるからである。前者の場合は、議会として専門的知見の活用、参考人制度の活用、あるいは住民との意見交換を経ることが望ましい。後者の場合も、議会として積極的に同様のプロセスを経ることが望ましい。

原則議会側からの提案だと思われるが、住民の直接請求を経ずに首長側からの定数条例改正案が提出されることもある。自治法上禁止されているわけではないし、住民自治にかかわる事項だからである。その際にも、すでに指摘した同様のプロセスを経ることが望ましい。

なお、住民投票については慎重に扱うべきである。より正確に言えば、定数（そして報酬等）を単独のテーマとして住民投票を行うべきではない。定数削減をめぐって住民投票が行われたこともある（山陽小野田市、2013年4月7日）。定数は、議会運営上きわめて重要である。そこで、議会基本条例に定数を明記して住民投票を行うならば理解できる。また、自治基本条例に定数等を含めた多数の議会条文を規定し住民投票を行うならば理解できる。しかし、定数（報酬も同様）だけを切り離して住民投票を行うことは、住民自治全体を考えない断片的志向を蔓延させる。

### (3) 議会力アップが行財政改革を進める視点を

行政改革の論理（効率性重視）と議会改革の論理（地域民主主義実現）はまったく異なることを繰り返し強調してきた。とはいえ、行政改革の論理が議会改革の論理に浸透してきたのは事実である。財政危機の時代（平成の大合併の時代と重なる）、議員報酬・定数の大幅な削減に向かっていた。財政危機の時代に、住民にも職員にも「痛み」を伴うのだから、議員にもという論理であった。

議員は、住民や職員の「痛み」を痛切に感じることは必要だろう。それらの「痛み」に共感することは必要であるとしても、それが報酬・定数削減に結びつくとは限らない。むしろ、報酬・定数を維持・増加することにより議会力アップをはかることで、行政改革を推進することも想定できる。住民や職員の「痛み」を防ぐ役割を議会・議員は担うことを宣言することもできる。「痛み」の共感が必要だとしても、報酬・定数の削減によってその役割を放棄することは本末転倒である。

議会改革を推進することこそが行政改革を推進することになる視点を再確認したい。

### (4) 恒常的な夜間・休日議会の限界

会期中の1日のみ一般質問等を行うといったような議会開催するイベントとしての夜間・休日議会は広がっている。研究者の中には恒常的な夜間・休日議会開催を提案している者も少なくはない。それによって、多様な住民が議員になれるという理由からである。たしかに、多様な住民が政治行政にかかわるだけでなく、議員となることは地域民主主義にとって重要である。抽選制により議員を選出することは理念としてはありうるとしても実際には困難である。同様に、恒常的な夜間・休日議会についても慎重な議論が必要である。

1つは、日本の自治体は膨大な活動量があり、したがって議会の責任は重い。議会がその役割を担うためには、日常的な議会・議員活動が不可欠である。会期中に議会に出席することだけが、議会・議員活動ではない。閉会中にも議会・議員活動がある。そのための条件を整備する必要がある。

もう1つは、地域を担う住民にとって夜間・休日議会は適合的かどうか慎重な議論が必要である。地域を担う住民は地域活動を担っている。第一線で地域活動をしている住民にとって夜間・休日はその活動時間・活動日である。地域活動はこうした時間帯に活動することが多い。若年・中年層は仕事と地域活動に目一杯である。その上で、議員活動を加味することは困難である。こうした若年・中年層の住民が議員になり夜間・休日が議員活動に費やされれば地域活動が衰退する可能性がある。地域活動は属人的だからである。

若年・中年層の地域活動を衰退させないとすれば、どうしても高齢者の役割が重要となる。地域のことを考え行動する高齢者議員である。本報告書の立場は多様な議員の創出を目指している。とはいえ、地域によっては地域を担う高齢者議員の役割を再評価することも必要である。ただし、高齢者議員ではやはり夜間・休日での議会・議員活動は困難である。こうした文脈での恒常的な夜間・休日議会の慎重な検討が必要である。

(5) 育児手当・若者手当等をめぐる論点（不利益を補てんする所得損失手当、世話手当（仮称）の創設）

いくつかの議会から議員のなり手確保をめぐって育児手当・若者手当の制度化が提案されている（北海道浦幌町議会等）。また、全国町村議会議長会では「期末手当のほか、例えば子育て世代への手当として、育児手当等の支給を可能とすること」が要望されている（資料：議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する重点要望3参照）。たとえば例示されている育児手当を含めて、次の手当も想定したい。議員活動による不利益を補てんする視点から、条例に基づき次の手当の支給を可能とする地方自治法改正が必要である。

①所得損失手当（所得損失補てん手当）：議員が職務遂行に際して生じる収入源の補てん。

地方議員が正当な報酬を受け取るとはいうまでもない。同時に、事業所等で就労している議員が、休暇取得等により所得損失を被る場合がある。その損失を補てんする手当の創設が必要である。

条例に基づき、支給する制度である。日割り計算によって数値化は可能である。なお、上限を設定するなどの考慮は必要である。

留意点として、次の事項を考慮する必要がある。事業所に勤務するいわゆるサラリーマンが対象となる。個人あるいは家族経営の自営業者や農林漁業者は、所得損失が明確な場合は、対象を広げる必要がある。また、非常勤で就業している者への配慮も必要である。

また、議員報酬とともに、給与等を別に受け取ることについて「二重取り」という意見もでるかもしれない。現在の報酬では生活するにはあまりにも少ない報酬であり、報酬額を上げることは重要であるとしても、生活できる水準にまで一気に増額することは困難である。いままで議員になっていない若年・中年層の拡大を狙う制度である。兼業は従来も行われていた（自営業や農林水産業）。その層を広げる制度でもある。

\*議員に立候補する場合には、「公民権行使の保障」（労働基準法第7条）により、解雇や降格の処分は禁止されている。

\*「議員活動に要する時間が著しく長期にわたる場合などについては、現行法制上、解雇や降格などの処分をすることは必ずしも禁止されないと解されている」。そこで、「議員活動に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益な取扱いを禁止することが考えられるが、企業側の負担にも配慮した検討が必要である」<sup>1</sup>。

所得損失手当は、こうした状況を踏まえ、企業側の負担を考慮し、議員活動による休暇が長期に及ぶ場合などの賃金カットを補てんする制度である。

---

<sup>1</sup> 総務省「町村議会のあり方に関する研究会」2018年、15頁。なお、不利益取り扱いが禁止されている裁判員活動の平均職務従事日数が約7日程度であり、これとの均衡への配慮も指摘されている。

②世話手当（子ども手当・介護手当）：通常ならば議員が行う子供や扶養家族の世話を外部に委託する場合の経費の補てん。

議員活動を行うことによって、子どもや扶養家族の世話を外部に委託する場合の経費を補てんする手当を創設する。

子育て世代だけではなく、介護を主体的に行っている世代からも議員になることを奨励する制度である。具体的には、ベビーシッター経費、介護経費（たとえば介護サービス使用料）などの補てんである。

現状では、子育てや介護は、女性に大きな負担がかかっている場合が多い。このことを考慮すれば、女性議員を増加させる施策でもある。

留意点として、上限を設けることは合理的である。

#### （6）議員のなり手不足と報酬・定数

##### ①議員のなり手不足と議員報酬

議員のなり手不足が深刻になっている。町村議会の無投票当選率は20%を超えている。報酬の低さ・削減はなり手不足問題を増幅させる（第2章参照）。町村議会議長の認識でも「議員のなり手不足は議員報酬が影響している」と「思う」29.7%「どちらかといえば思う」38.7%と全体で68.4%となっている。実際、17.6万円未満では無投票当選率が高まる。報酬増も考慮すべきである。

##### ②議員のなり手不足と議員定数

議員のなり手不足が深刻だから、定数削減をしようとする論理がある。町村議会の平均議員数が減少しているにもかかわらず、無投票当選者の割合が高まっている（表1参照）。削減によってなり手不足の解消が行われるわけではないといった傾向が読み取れる（第1章、第2章参照）。

表1 統一地方選挙における改選町村議会の平均議員定数と無投票当選者割合との関係

	2007年	2011年	2015年
平均議員定数	12.6	11.8	11.5
無投票当選者割合	13.2	20.2	21.8

##### ③議員のなり手不足の要因と議会・議員の魅力創出

このように考えれば、議員報酬や定数の削減はなり手不足問題を増幅させる。ただし、報酬増や定数増によってなり手不足問題が解消されるわけではない。そもそも、議員のなり手不足には、「ならない要因」と「なれない要因」がある。

- ・「ならない要因」：議会・議員の魅力の減退、条件の悪さ（低い報酬等）
- ・「なれない要因」：地域力の低下（選挙時にいわゆる「みこしに乗る人」も「みこしを担ぐ人」

も少なくなる)、法律の規制の強さ(兼業禁止(自治法92の2))

報酬は条件の中心的なものである。とはいえ、報酬増をして条件がよくても議会・議員の魅力が住民に伝わらなければ立候補者は増えない。また、条件を整備するには住民に納得してもらおうような議会改革を進めることが必要であり、それは議会・議員の魅力向上につながる。報酬などの条件を整備するためにも議会改革を推進する必要がある。また、仮に定数増をして「みこしに乗る人」「みこしを担ぐ人」が増え活発に活動できる条件が整備されたとしても、魅力がなければ「みこしに乗る人」は立候補には至らずなり手不足問題は解消しない。

住民自治を進める議会改革を報酬・定数等と連動させること、より正確に言えば議会改革の中にその不可欠な条件として報酬・定数を組み込むことが必要である。



## 資料

- ・ 議員報酬・定数等に関する調査結果 概要
- ・ 先駆議会（5町）の議員報酬算定基礎データ
- ・ 議員報酬・定数等に関する追加調査結果 概要
- ・ 議員定数データ（地方自治法施行時の法定数との比較）
- ・ 議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する重点要望





## 議員報酬・定数等に関する調査結果 概要

平成29年11月20日現在

- ◇ 調査対象：平成29年7月1日現在の927町村議会（744町、183村）
- ◇ 回答数：927町村
- ◇ 対象期間：平成23年4月1日～平成29年7月1日現在（設問Ⅰ～Ⅲ）
- ◇ 設問Ⅳは議長の意識を調査。
- ◇ 法・・・地方自治法

### I 議員報酬の検討状況

#### 1 検討の状況

○回答数 927町村

検討済み	271町村	29.2%
検討中	98町村	10.6%
検討していない	558町村	60.2%

#### 2 検討を実施・検討中の組織

○回答数 369町村（1検討の状況にて「検討済み」「検討中」と回答した町村）

常任委員会	8町村	2.2%
議会運営委員会	56町村	15.2%
特別委員会	145町村	39.3%
協議調整の場（法100条第12項）	86町村	23.3%
その他	106町村	28.7%

※「その他」の主な回答

特別職報酬等審議会、任意の全員協議会、任意の委員会

#### 3 検討過程における住民の参加<sup>1)</sup>

○回答数 271町村（1検討の状況にて「検討済み」と回答した町村）

有	81町村	29.9%
無	190町村	70.1%

#### → 住民の参加の方法（複数選択）

○回答数 81町村（3検討過程における住民の参加にて「有」と回答した町村）

参考人	9町村	11.1%
議会設置の第三者機関	4町村	4.9%
住民懇談会	23町村	28.4%
議会報告会	23町村	28.4%
住民アンケート	17町村	21.0%
パブリックコメント	4町村	4.9%
議会モニター・議会アドバイザー	3町村	3.7%
その他	35町村	43.2%

※「その他」の主な回答

特別職報酬等審議会、有識者・各種団体代表からの意見聴取

#### 4 検討結果

○回答数 271町村 (1 検討の状況にて「検討済み」と回答した町村)

報酬額を上げる	95町村	35.1%
報酬額を下げる	30町村	11.1%
現状の報酬額を維持する	84町村	31.0%
その他	62町村	22.9%

※「その他」の主な回答

減額条例により期間を限定して報酬額を減額、減額条例の廃止

#### 5 検討結果の住民への報告・周知

○回答数 271町村 (1 検討の状況にて「検討済み」と回答した町村)

有	176町村	64.9%
無	95町村	35.1%

#### → 住民への報告・周知の方法 (複数選択)

○回答数 176町村 (5 検討結果の住民への報告・周知にて「有」と回答した町村)

ホームページ	52町村	29.5%
議会広報紙	144町村	81.8%
住民懇談会	12町村	6.8%
議会報告会	23町村	13.1%
CATV	8町村	4.5%
インターネット録画配信	15町村	8.5%
その他	22町村	12.5%

※「その他」の主な回答

執行部側が発行する広報紙

## II 議員報酬・議員定数の改正の状況

### 1 直近の議員報酬条例の改正

○回答数 927町村

増額	139町村	15.0%
減額	64町村	6.9%
無	594町村	64.1%
減額条例が期限を迎え報酬額が元に戻った	130町村	14.0%

※「増額」の主な理由

- ・特別職報酬等審議会の答申
- ・近隣町村との比較
- ・町村財政の改善
- ・なり手の確保

※「減額」の主な理由

- ・町村財政の悪化
- ・特別職報酬等審議会の答申

#### → 提案者

○回答数 203町村 (1 直近の議員報酬条例の改正にて「増額」「減額」と回答した町村)

議会	78町村	38.4%
町村長	125町村	61.6%

## 2 直近の議員定数条例の改正

○回答数 927町村

有	287町村	31.0%
無	640町村	69.0%

### → 増員・減員の内訳

○回答数 287町村（2直近の議員定数条例の改正にて「有」と回答した町村）

増員	1町村	0.3%
減員	286町村	99.7%

※「増員」の理由

- ・人口の増加及び町財政の回復

※「減員」の理由

- ・人口の減少
- ・町村財政の悪化

### → 提案者<sup>2)</sup>

○回答数 287町村（2直近の議員定数条例の改正にて「有」と回答した町村）

議会	284町村	99.0%
町村長	3町村	1.0%

## Ⅲ 無投票当選の状況

### 1 直近の一般選挙

○回答数 927町村

無投票当選であった	191町村	20.6%
無投票当選ではなかった	736町村	79.4%

### → 定数割れの状況

○回答数 191町村（1直近の一般選挙にて「無投票当選であった」と回答した町村）

定数割れであった	10町村	5.2%
定数割れではなかった	181町村	94.8%

### 2 直近の補欠選挙

○回答数 280町村（補欠選挙を実施した町村）

無投票当選であった	99町村	35.4%
無投票当選ではなかった	181町村	64.6%

### → 定数割れの状況

○回答数 99町村（2直近の補欠選挙にて「無投票当選であった」と回答した町村）

定数割れであった	11町村	11.1%
定数割れではなかった	88町村	88.9%

#### IV 議員のなり手不足に関する意識調査

##### 1 議員のなり手不足は議員報酬が影響していると思いますか。

○回答数 927町村

思う	275町村	29.7%
どちらかといえば思う	359町村	38.7%
どちらかといえば思わない	82町村	8.8%
思わない	91町村	9.8%
どちらともいえない	120町村	12.9%
無回答	0町村	0.0%

##### 2 兼職禁止（法第92条）が立候補の弊害となっていると思いますか。

○回答数 927町村

思う	60町村	6.5%
どちらかといえば思う	105町村	11.3%
どちらかといえば思わない	147町村	15.9%
思わない	512町村	55.2%
どちらともいえない	101町村	10.9%
無回答	2町村	0.2%

##### 3 兼業禁止（法第92条の2）が立候補の弊害となっていると思いますか。

○回答数 927町村

思う	69町村	7.4%
どちらかといえば思う	172町村	18.6%
どちらかといえば思わない	154町村	16.6%
思わない	405町村	43.7%
どちらともいえない	125町村	13.5%
無回答	2町村	0.2%

##### 4 議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度を導入することにより、議員のなり手を確保できると思いますか。

○回答数 927町村

思う	123町村	13.3%
どちらかといえば思う	234町村	25.2%
どちらかといえば思わない	146町村	15.7%
思わない	253町村	27.3%
どちらともいえない	170町村	18.3%
無回答	1町村	0.1%

##### 5 議員報酬のほかに各種手当制度（若者手当等）を導入することにより、議員のなり手を確保できると思いますか。

○回答数 927町村

思う	140町村	15.1%
どちらかといえば思う	278町村	30.0%
どちらかといえば思わない	123町村	13.3%
思わない	217町村	23.4%
どちらともいえない	167町村	18.0%
無回答	2町村	0.2%

6 学校教育における地方議会の啓発により、議員のなり手を確保できると思いますか。

○回答数 927町村

思う	157町村	16.9%
どちらかといえば思う	295町村	31.8%
どちらかといえば思わない	95町村	10.2%
思わない	160町村	17.3%
どちらともいえない	219町村	23.6%
無回答	1町村	0.1%

7 議員のなり手確保対策の一つとして、議会の開催を主に休日や夜間に開催することが挙げられていますが、一方で、町村職員の負担が増えることや日中仕事をしながらでは議員活動が十分に行うことができないのではないかととも言われています。

休日や夜間に議会を開催することで、議員のなり手を確保できると思いますか。

○回答数 927町村

思う	19町村	2.0%
どちらかといえば思う	72町村	7.8%
どちらかといえば思わない	206町村	22.2%
思わない	453町村	48.9%
どちらともいえない	177町村	19.1%
無回答	0町村	0.0%

【注】

1) 本項目の集計値については「議員報酬・定数等に関する追加調査」（2018年度実施。第2章参照）により、データの誤りが判明したため、修正後の値を掲載している（平成30年8月22日修正）。

2) 本項目の集計値については当該自治体への聞き取り調査により、データの誤りが判明したため、修正後の値を掲載している（平成30年12月28日修正）。

## 先駆議会（5町）の議員報酬算定基礎データ

	北海道福島町	北海道浦幌町
	議員定数と議員歳費に関する答申 (平成22年12月)	議員のなり手不足検証報告書 (平成28年12月)
① 議員活動日数	116日	110日
② 町長職務遂行日数	301日	330日
③ 比率(①/②)	30%	33%
④ 町長給料	580,000円	700,000円
⑤ 結論となる議員報酬額(④×③)	174,000円	231,000円
⑥ 議員活動の区分方法	表に現れる/現れない	表に現れる/現れない
⑦ 議員活動日数の算出方法	日数で積算	日数で積算
⑧ 議員活動日数の調整	議員の活動日数において、標準とすべき活動日数163日から48日(表に現れない活動日数95日の2分の1)を減じた。	表に現れない活動日数を2分の1とし、30日を標準とすべき日数とした。
⑨ 移動時間の算定	—	—
⑩ その他活動あるいは領域Xの範囲	各種行事(学校関係、議員会、林産業活性化議員連盟、消防・自衛隊関係、町主催行事、その他団体行事)の出席及び行政視察受入れ	消防団出初式、各種団体主催の交礼会、成人式、表彰式、視察対応
⑪ 算定に用いる長の給料	町長65万円、副町長57万円、教育長53万円の三役平均給料	町長
⑫ 町長の活動日数	—	休日祝日の半分 35日とした。
⑬ その他	—	—
⑭ 議員報酬額 (平成29年10月時点)	187,000円	175,000円
	報酬条例別表にて、町長、副町長及び教育長の給料月額の前平均額×0.3報酬条例別表にて、計算式により算出した議員歳費の額が、全道類似団体の議員報酬額の最低額を下回るときは、全道類似団体の議員報酬額の最低額としている。	—

北海道芽室町	神奈川県葉山町	京都府精華町	5町平均
議会運営委員会答申 (平成26年11月)	議員報酬のあり方について (平成27年3月) 所管事務調査報告書 (平成29年5月)	地方議会(町村議会)における 議員報酬のあり方 (平成28年10月)	—
89日	139日	170日	125日
330日	269日	350日	316日
27%	51.7%	48.5%	38.0%
787,000円	823,000円	825,000円	743,000円
204,000円※	425,491円	400,000円	286,898円
公務/公務外	領域A/B/C/X	領域A/B/C/X	—
時間単位で積算後、1日8時間として 日数に換算	時間単位で積算後、1日8時間として 日数に換算	時間単位で積算後、1日8時間として 日数に換算	—
3委員会及び2委員会それぞれで活動 した場合の時間を算定した。	—	—	—
—	町外で実施される研修会や視察に 係る移動時間を見込んでいる。	—	—
—	団体意思の決定、監視、政策形成 などを行うために必要となる町民 相談、意見交換など、町民との接 触活動を行うこと。 町が主催・共催する記念式典その 他の公的行事に出席すること。 各種団体行事等への出席について は除外。	町主催・共催行事への出席。 町主催行事ではないが、町長が公 務として出席する行事(例えば、 民間企業主催の記念式典など)。	—
町長	町長	町長	—
—	休日は1日3時間活動したものとみ なす。	—	—
※ ④×③の計算結果は212,490円 であるが、地方議会議員年金の給 付に要する費用である共済費につ いて、議員報酬を増額した場合の 影響を考慮した結果、204,000円を 採用した。	①～⑤は「所管事務調査報告 書」、⑥～⑫は「議員報酬のあり 方について」を参照している。	—	—
204,000円	400,000円	263,500円	—
—	—	報酬条例では287,000円と定めてい るが、特例条例により、平成29年5 月20日から平成30年3月31日ま での間において、上記金額としてい る。	—

## 議員報酬・定数等に関する追加調査結果 概要

平成30年8月22日現在

- ◇ 調査対象： 前回調査「議員報酬・定数等に関する調査」において、  
I-3「検討過程における住民の参加」を「有」と回答した町村
- ◇ 回答数： 83町村
- ◇ 対象期間： 平成23年4月1日～平成29年7月1日現在
- ◇ 注 記： 調査対象とした2町村より報酬検討過程へ住民参加を実施していなかった旨の訂正報告があったため、母数を81町村とした。

### 1 調査対象における住民参加の状況

(前回調査から「I-3 検討過程における住民の参加」を再掲)

参考人	9町村	11.1%
議会設置の第三者機関	4町村	4.9%
住民懇談会	23町村	28.4%
議会報告会	23町村	28.4%
住民アンケート	17町村	21.0%
パブリックコメント	4町村	4.9%
議会モニター・議会アドバイザー	3町村	3.7%
その他	35町村	43.2%

※「その他」の主な回答

特別職報酬等審議会、有識者・各種団体代表からの意見聴取

### 2 住民参加を実施した理由

議会基本条例により住民参加を実施する旨を定めているため。	23町村	28.4%
議会活性化や議会改革の一環として実施しているため。	37町村	45.7%
住民からの要望・要請があったため。	4町村	4.9%
前回の選挙で無投票当選であったため。	8町村	9.9%
前回の選挙で無投票当選ではなかったが、無投票の恐れがあったため。	2町村	2.5%
前回の選挙で定数割れとなったため。	0町村	0.0%
前回の選挙では定数割れではなかったが、定数割れの恐れがあったため。	0町村	0.0%
その他	31町村	38.3%

※「その他」の主な回答

特別職報酬等審議会の定めによるもの、自治基本条例の定めによるもの

### 3 決定・意思確認した組織

常任委員会	0町村	0.0%
議会運営委員会	16町村	19.8%
特別委員会	35町村	43.2%
協議調整の場（法100条第12項）	9町村	11.1%
その他	23町村	28.4%

※「その他」の主な回答

町村長



# 議員定数データ(地方自治法施行時の法定数との比較)

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時点の人口を昭和22年の人口区分に当てはめて算出した法定数 B	差 A-B	削減率
北海道	当別町	16,452	15	26	-11	42.3%
北海道	新篠津村	3,196	8	16	-8	50.0%
北海道	松前町	7,614	12	22	-10	45.5%
北海道	福島町	4,289	10	16	-6	37.5%
北海道	知内町	4,492	10	16	-6	37.5%
北海道	木古内町	4,343	10	16	-6	37.5%
北海道	七飯町	28,549	18	30	-12	40.0%
北海道	鹿部町	4,028	10	16	-6	37.5%
北海道	森町	16,049	16	26	-10	38.5%
北海道	八雲町	17,121	16	26	-10	38.5%
北海道	長万部町	5,651	10	22	-12	54.5%
北海道	江差町	7,962	12	22	-10	45.5%
北海道	上ノ国町	5,033	9	22	-13	59.1%
北海道	厚沢部町	4,013	10	16	-6	37.5%
北海道	乙部町	3,852	10	16	-6	37.5%
北海道	奥尻町	2,746	8	16	-8	50.0%
北海道	今金町	5,500	12	22	-10	45.5%
北海道	せたな町	8,282	12	22	-10	45.5%
北海道	島牧村	1,536	8	12	-4	33.3%
北海道	寿都町	3,064	9	16	-7	43.8%
北海道	黒松内町	2,925	9	16	-7	43.8%
北海道	蘭越町	4,814	10	16	-6	37.5%
北海道	二セコ町	4,915	10	16	-6	37.5%
北海道	真狩村	2,093	8	16	-8	50.0%
北海道	留寿都村	1,903	10	12	-2	16.7%
北海道	喜茂別町	2,199	9	16	-7	43.8%
北海道	京極町	3,088	10	16	-6	37.5%
北海道	倶知安町	15,339	16	26	-10	38.5%
北海道	共和町	6,028	13	22	-9	40.9%
北海道	岩内町	13,034	16	26	-10	38.5%
北海道	泊村	1,702	9	12	-3	25.0%
北海道	神恵内村	900	8	12	-4	33.3%
北海道	積丹町	2,157	9	16	-7	43.8%
北海道	古平町	3,198	10	16	-6	37.5%
北海道	仁木町	3,540	9	16	-7	43.8%
北海道	余市町	19,383	18	26	-8	30.8%
北海道	赤井川村	1,130	8	12	-4	33.3%
北海道	南幌町	7,689	11	22	-11	50.0%
北海道	奈井江町	5,585	9	22	-13	59.1%
北海道	上砂川町	3,164	9	16	-7	43.8%
北海道	由仁町	5,329	10	22	-12	54.5%
北海道	長沼町	11,105	14	26	-12	46.2%
北海道	栗山町	12,147	12	26	-14	53.8%
北海道	月形町	3,351	10	16	-6	37.5%
北海道	浦臼町	1,909	9	12	-3	25.0%
北海道	新十津川町	6,702	11	22	-11	50.0%
北海道	妹背牛町	3,060	10	16	-6	37.5%
北海道	秩父別町	2,437	9	16	-7	43.8%
北海道	雨竜町	2,520	9	16	-7	43.8%
北海道	北竜町	1,930	8	12	-4	33.3%
北海道	沼田町	3,157	10	16	-6	37.5%
北海道	鷹栖町	7,045	12	22	-10	45.5%
北海道	東神楽町	10,364	12	26	-14	53.8%
北海道	当麻町	6,580	10	22	-12	54.5%
北海道	比布町	3,819	9	16	-7	43.8%
北海道	愛別町	2,973	9	16	-7	43.8%
北海道	上川町	3,732	11	16	-5	31.3%
北海道	東川町	8,264	12	22	-10	45.5%
北海道	美瑛町	10,260	14	26	-12	46.2%
北海道	上富良野町	10,982	14	26	-12	46.2%
北海道	中富良野町	5,080	10	22	-12	54.5%
北海道	南富良野町	2,582	8	16	-8	50.0%
北海道	占冠村	1,229	8	12	-4	33.3%
北海道	和寒町	3,508	10	16	-6	37.5%
北海道	剣淵町	3,209	10	16	-6	37.5%
北海道	下川町	3,374	8	16	-8	50.0%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時点の人口を昭和22年の人口区分に当てはめて算出した法定数 B	差 A-B	削減率
北海道	美深町	4,509	11	16	-5	31.3%
北海道	音威子府村	799	6	12	-6	50.0%
北海道	中川町	1,589	8	12	-4	33.3%
北海道	幌加内町	1,572	9	12	-3	25.0%
北海道	増毛町	4,489	11	16	-5	31.3%
北海道	小平町	3,231	8	16	-8	50.0%
北海道	苫前町	3,225	8	16	-8	50.0%
北海道	羽幌町	7,203	11	22	-11	50.0%
北海道	初山別村	1,217	8	12	-4	33.3%
北海道	遠別町	2,745	9	16	-7	43.8%
北海道	天塩町	3,193	9	16	-7	43.8%
北海道	猿払村	2,769	8	16	-8	50.0%
北海道	浜頓別町	3,763	10	16	-6	37.5%
北海道	中頓別町	1,768	8	12	-4	33.3%
北海道	枝幸町	8,428	14	22	-8	36.4%
北海道	豊富町	3,993	10	16	-6	37.5%
北海道	礼文町	2,692	9	16	-7	43.8%
北海道	利尻町	2,118	8	16	-8	50.0%
北海道	利尻富士町	2,611	9	16	-7	43.8%
北海道	幌延町	2,409	8	16	-8	50.0%
北海道	美幌町	20,014	14	30	-16	53.3%
北海道	津別町	4,883	10	16	-6	37.5%
北海道	斜里町	11,797	14	26	-12	46.2%
北海道	清里町	4,195	9	16	-7	43.8%
北海道	小清水町	5,015	10	22	-12	54.5%
北海道	訓子府町	5,134	10	22	-12	54.5%
北海道	置戸町	3,009	10	16	-6	37.5%
北海道	佐呂間町	5,298	10	22	-12	54.5%
北海道	遠軽町	20,437	16	30	-14	46.7%
北海道	湧別町	9,151	13	22	-9	40.9%
北海道	滝上町	2,684	9	16	-7	43.8%
北海道	興部町	3,909	10	16	-6	37.5%
北海道	西興部村	1,108	8	12	-4	33.3%
北海道	雄武町	4,583	10	16	-6	37.5%
北海道	大空町	7,338	12	22	-10	45.5%
北海道	豊浦町	4,155	8	16	-8	50.0%
北海道	壮瞥町	2,621	9	16	-7	43.8%
北海道	白老町	17,479	14	26	-12	46.2%
北海道	厚真町	4,657	11	16	-5	31.3%
北海道	洞爺湖町	9,154	14	22	-8	36.4%
北海道	安平町	8,268	14	22	-8	36.4%
北海道	むかわ町	8,495	14	22	-8	36.4%
北海道	日高町	12,420	15	26	-11	42.3%
北海道	平取町	5,222	12	22	-10	45.5%
北海道	新冠町	5,633	12	22	-10	45.5%
北海道	浦河町	12,696	18	26	-8	30.8%
北海道	様似町	4,455	10	16	-6	37.5%
北海道	えりも町	4,857	11	16	-5	31.3%
北海道	新ひだか町	23,162	20	30	-10	33.3%
北海道	音更町	45,073	20	30	-10	33.3%
北海道	士幌町	6,220	12	22	-10	45.5%
北海道	上士幌町	4,963	11	16	-5	31.3%
北海道	鹿追町	5,520	11	22	-11	50.0%
北海道	新得町	6,221	12	22	-10	45.5%
北海道	清水町	9,636	13	22	-9	40.9%
北海道	芽室町	18,765	16	26	-10	38.5%
北海道	中札内村	3,993	8	16	-8	50.0%
北海道	更別村	3,255	8	16	-8	50.0%
北海道	大樹町	5,706	12	22	-10	45.5%
北海道	広尾町	7,057	13	22	-9	40.9%
北海道	幕別町	27,173	20	30	-10	33.3%
北海道	池田町	6,911	12	22	-10	45.5%
北海道	豊頃町	3,222	9	16	-7	43.8%
北海道	本別町	7,328	12	22	-10	45.5%
北海道	足寄町	7,091	13	22	-9	40.9%
北海道	陸別町	2,477	8	16	-8	50.0%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
北海道	浦幌町	4,917	11	16	-5	31.3%
北海道	釧路町	19,914	16	26	-10	38.5%
北海道	厚岸町	9,905	13	22	-9	40.9%
北海道	浜中町	6,016	12	22	-10	45.5%
北海道	標茶町	7,743	13	22	-9	40.9%
北海道	弟子屈町	7,520	11	22	-11	50.0%
北海道	鶴居村	2,506	9	16	-7	43.8%
北海道	白糠町	8,135	13	22	-9	40.9%
北海道	別海町	15,170	16	26	-10	38.5%
北海道	中標津町	23,731	18	30	-12	40.0%
北海道	標津町	5,367	10	22	-12	54.5%
北海道	羅臼町	5,273	10	22	-12	54.5%
青森県	平内町	11,358	14	26	-12	46.2%
青森県	今別町	2,791	7	16	-9	56.3%
青森県	蓬田村	2,885	8	16	-8	50.0%
青森県	外ヶ浜町	6,398	11	22	-11	50.0%
青森県	鱒ヶ沢町	10,379	12	26	-14	53.8%
青森県	深浦町	8,573	12	22	-10	45.5%
青森県	西目屋村	1,353	6	12	-6	50.0%
青森県	藤崎町	15,249	14	26	-12	46.2%
青森県	大鰐町	9,926	12	22	-10	45.5%
青森県	田舎館村	7,989	8	22	-14	63.6%
青森県	板柳町	14,041	12	26	-14	53.8%
青森県	鶴田町	13,301	12	26	-14	53.8%
青森県	中泊町	11,531	15	26	-11	42.3%
青森県	野辺地町	13,673	12	26	-14	53.8%
青森県	七戸町	16,158	16	26	-10	38.5%
青森県	六戸町	10,968	12	26	-14	53.8%
青森県	横浜町	4,676	10	16	-6	37.5%
青森県	東北町	18,669	15	26	-11	42.3%
青森県	六ヶ所村	10,535	18	26	-8	30.8%
青森県	おいらせ町	25,266	16	30	-14	46.7%
青森県	大間町	5,501	10	22	-12	54.5%
青森県	東通村	6,631	14	22	-8	36.4%
青森県	風間浦村	2,002	8	16	-8	50.0%
青森県	佐井村	2,125	8	16	-8	50.0%
青森県	三戸町	10,464	14	26	-12	46.2%
青森県	五戸町	17,783	18	26	-8	30.8%
青森県	田子町	5,724	10	22	-12	54.5%
青森県	南部町	18,741	16	26	-10	38.5%
青森県	階上町	13,820	14	26	-12	46.2%
青森県	新郷村	2,613	8	16	-8	50.0%
岩手県	雫石町	17,019	16	26	-10	38.5%
岩手県	葛巻町	6,413	10	22	-12	54.5%
岩手県	岩手町	13,905	14	26	-12	46.2%
岩手県	紫波町	33,395	18	30	-12	40.0%
岩手県	矢巾町	27,321	18	30	-12	40.0%
岩手県	西和賀町	5,894	12	22	-10	45.5%
岩手県	金ヶ崎町	15,789	16	26	-10	38.5%
岩手県	平泉町	7,813	12	22	-10	45.5%
岩手県	住田町	5,717	12	22	-10	45.5%
岩手県	大槌町	12,148	13	26	-13	50.0%
岩手県	山田町	16,037	14	26	-12	46.2%
岩手県	岩泉町	9,718	14	22	-8	36.4%
岩手県	田野畑村	3,561	10	16	-6	37.5%
岩手県	普代村	2,786	10	16	-6	37.5%
岩手県	軽米町	9,475	14	22	-8	36.4%
岩手県	野田村	4,342	12	16	-4	25.0%
岩手県	九戸村	5,997	12	22	-10	45.5%
岩手県	洋野町	17,340	16	26	-10	38.5%
岩手県	一戸町	12,934	16	26	-10	38.5%
宮城県	蔵王町	12,400	15	26	-11	42.3%
宮城県	七ヶ宿町	1,474	9	12	-3	25.0%
宮城県	大河原町	23,610	15	30	-15	50.0%
宮城県	村田町	11,325	14	26	-12	46.2%
宮城県	柴田町	38,117	18	30	-12	40.0%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
宮城県	川崎町	8,958	14	22	-8	36.4%
宮城県	丸森町	14,043	14	26	-12	46.2%
宮城県	亶理町	33,887	18	30	-12	40.0%
宮城県	山元町	12,472	13	26	-13	50.0%
宮城県	松島町	14,552	14	26	-12	46.2%
宮城県	七ヶ浜町	19,063	14	26	-12	46.2%
宮城県	利府町	36,184	18	30	-12	40.0%
宮城県	大和町	28,757	18	30	-12	40.0%
宮城県	大郷町	8,288	14	22	-8	36.4%
宮城県	大衡村	5,868	14	22	-8	36.4%
宮城県	色麻町	7,052	16	22	-6	27.3%
宮城県	加美町	23,993	18	30	-12	40.0%
宮城県	涌谷町	16,703	13	26	-13	50.0%
宮城県	美里町	24,803	16	30	-14	46.7%
宮城県	女川町	6,647	12	22	-10	45.5%
宮城県	南三陸町	13,365	16	26	-10	38.5%
秋田県	小坂町	5,285	12	22	-10	45.5%
秋田県	上小阿仁村	2,414	8	16	-8	50.0%
秋田県	藤里町	3,427	10	16	-6	37.5%
秋田県	三種町	17,163	18	26	-8	30.8%
秋田県	八峰町	7,430	12	22	-10	45.5%
秋田県	五城目町	9,648	14	22	-8	36.4%
秋田県	八郎潟町	6,064	12	22	-10	45.5%
秋田県	井川町	4,911	12	16	-4	25.0%
秋田県	大湯村	3,217	12	16	-4	25.0%
秋田県	美郷町	20,067	18	30	-12	40.0%
秋田県	羽後町	15,473	16	26	-10	38.5%
秋田県	東成瀬村	2,615	10	16	-6	37.5%
山形県	山辺町	14,565	12	26	-14	53.8%
山形県	中山町	11,508	10	26	-16	61.5%
山形県	河北町	19,099	14	26	-12	46.2%
山形県	西川町	5,622	10	22	-12	54.5%
山形県	朝日町	7,144	12	22	-10	45.5%
山形県	大江町	8,488	11	22	-11	50.0%
山形県	大石田町	7,326	10	22	-12	54.5%
山形県	金山町	5,731	10	22	-12	54.5%
山形県	最上町	8,911	12	22	-10	45.5%
山形県	舟形町	5,566	10	22	-12	54.5%
山形県	真室川町	8,068	11	22	-11	50.0%
山形県	大蔵村	3,380	10	16	-6	37.5%
山形県	鮭川村	4,371	10	16	-6	37.5%
山形県	戸沢村	4,692	9	16	-7	43.8%
山形県	高島町	23,826	15	30	-15	50.0%
山形県	川西町	15,658	15	26	-11	42.3%
山形県	小国町	7,865	10	22	-12	54.5%
山形県	白鷹町	14,154	14	26	-12	46.2%
山形県	飯豊町	7,337	10	22	-12	54.5%
山形県	三川町	7,479	10	22	-12	54.5%
山形県	庄内町	21,770	16	30	-14	46.7%
山形県	遊佐町	14,237	12	26	-14	53.8%
福島県	桑折町	12,134	12	26	-14	53.8%
福島県	国見町	9,417	12	22	-10	45.5%
福島県	川俣町	13,920	12	26	-14	53.8%
福島県	大玉村	8,610	12	22	-10	45.5%
福島県	鏡石町	12,413	12	26	-14	53.8%
福島県	天栄村	5,821	10	22	-12	54.5%
福島県	下郷町	5,912	12	22	-10	45.5%
福島県	檜枝岐村	579	8	12	-4	33.3%
福島県	只見町	4,467	12	16	-4	25.0%
福島県	南会津町	16,188	18	26	-8	30.8%
福島県	北塩原村	2,874	10	16	-6	37.5%
福島県	西会津町	6,642	14	22	-8	36.4%
福島県	磐梯町	3,555	10	16	-6	37.5%
福島県	猪苗代町	14,740	15	26	-11	42.3%
福島県	会津坂下町	15,985	16	26	-10	38.5%
福島県	湯川村	3,340	10	16	-6	37.5%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
福島県	柳津町	3,517	10	16	-6	37.5%
福島県	三島町	1,680	8	12	-4	33.3%
福島県	金山町	2,169	10	16	-6	37.5%
福島県	昭和村	1,314	10	12	-2	16.7%
福島県	会津美里町	20,929	18	30	-12	40.0%
福島県	西郷村	20,107	16	30	-14	46.7%
福島県	泉崎村	6,560	10	22	-12	54.5%
福島県	中島村	5,176	8	22	-14	63.6%
福島県	矢吹町	17,604	14	26	-12	46.2%
福島県	棚倉町	14,377	14	26	-12	46.2%
福島県	矢祭町	5,954	10	22	-12	54.5%
福島県	塙町	9,095	14	22	-8	36.4%
福島県	鮫川村	3,580	10	16	-6	37.5%
福島県	石川町	15,763	14	26	-12	46.2%
福島県	玉川村	6,871	12	22	-10	45.5%
福島県	平田村	6,343	12	22	-10	45.5%
福島県	浅川町	6,576	12	22	-10	45.5%
福島県	古殿町	5,506	12	22	-10	45.5%
福島県	三春町	17,519	16	26	-10	38.5%
福島県	小野町	10,633	12	26	-14	53.8%
福島県	広野町	4,926	10	16	-6	37.5%
福島県	楢葉町	7,233	12	22	-10	45.5%
福島県	富岡町	13,384	14	26	-12	46.2%
福島県	川内村	2,707	10	16	-6	37.5%
福島県	大熊町	10,589	12	26	-14	53.8%
福島県	双葉町	6,126	8	22	-14	63.6%
福島県	浪江町	18,218	16	26	-10	38.5%
福島県	葛尾村	1,460	8	12	-4	33.3%
福島県	新地町	8,077	12	22	-10	45.5%
福島県	飯館村	5,990	10	22	-12	54.5%
茨城県	茨城町	33,217	16	30	-14	46.7%
茨城県	大洗町	17,281	13	26	-13	50.0%
茨城県	城里町	20,111	16	30	-14	46.7%
茨城県	東海村	38,415	20	30	-10	33.3%
茨城県	大子町	17,941	15	26	-11	42.3%
茨城県	美浦村	15,817	14	26	-12	46.2%
茨城県	阿見町	47,438	18	30	-12	40.0%
茨城県	河内町	9,204	12	22	-10	45.5%
茨城県	八千代町	22,727	14	30	-16	53.3%
茨城県	五霞町	8,809	10	22	-12	54.5%
茨城県	境町	25,319	14	30	-16	53.3%
茨城県	利根町	16,607	12	26	-14	53.8%
栃木県	上三川町	31,343	16	30	-14	46.7%
栃木県	益子町	23,610	16	30	-14	46.7%
栃木県	茂木町	13,445	14	26	-12	46.2%
栃木県	市貝町	11,990	12	26	-14	53.8%
栃木県	芳賀町	15,830	14	26	-12	46.2%
栃木県	壬生町	39,695	16	30	-14	46.7%
栃木県	野木町	25,713	14	30	-16	53.3%
栃木県	塩谷町	11,664	12	26	-14	53.8%
栃木県	高根沢町	29,799	17	30	-13	43.3%
栃木県	那須町	25,701	16	30	-14	46.7%
栃木県	那珂川町	16,992	15	26	-11	42.3%
群馬県	榛東村	14,630	14	26	-12	46.2%
群馬県	吉岡町	21,104	16	30	-14	46.7%
群馬県	上野村	1,254	8	12	-4	33.3%
群馬県	神流町	1,955	8	12	-4	33.3%
群馬県	下仁田町	7,721	12	22	-10	45.5%
群馬県	南牧村	1,984	10	12	-2	16.7%
群馬県	甘楽町	13,293	12	26	-14	53.8%
群馬県	中之条町	16,577	18	26	-8	30.8%
群馬県	長野原町	5,764	10	22	-12	54.5%
群馬県	嬭恋村	9,985	12	22	-10	45.5%
群馬県	草津町	6,545	12	22	-10	45.5%
群馬県	高山村	3,710	10	16	-6	37.5%
群馬県	東吾妻町	14,335	14	26	-12	46.2%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
群馬県	片品村	4,567	12	16	-4	25.0%
群馬県	川場村	3,355	10	16	-6	37.5%
群馬県	昭和村	7,593	12	22	-10	45.5%
群馬県	みなかみ町	19,588	18	26	-8	30.8%
群馬県	玉村町	36,715	16	30	-14	46.7%
群馬県	板倉町	14,914	12	26	-14	53.8%
群馬県	明和町	11,427	12	26	-14	53.8%
群馬県	千代田町	11,517	12	26	-14	53.8%
群馬県	大泉町	41,877	15	30	-15	50.0%
群馬県	邑楽町	26,786	14	30	-16	53.3%
埼玉県	伊奈町	44,545	16	30	-14	46.7%
埼玉県	三芳町	38,407	15	30	-15	50.0%
埼玉県	毛呂山町	34,419	14	30	-16	53.3%
埼玉県	越生町	11,834	11	26	-15	57.7%
埼玉県	滑川町	18,363	14	26	-12	46.2%
埼玉県	嵐山町	17,970	14	26	-12	46.2%
埼玉県	小川町	30,838	16	30	-14	46.7%
埼玉県	川島町	20,613	14	30	-16	53.3%
埼玉県	吉見町	19,566	14	26	-12	46.2%
埼玉県	鳩山町	14,015	13	26	-13	50.0%
埼玉県	ときがわ町	11,541	12	26	-14	53.8%
埼玉県	横瀬町	8,455	12	22	-10	45.5%
埼玉県	皆野町	10,038	12	26	-14	53.8%
埼玉県	長瀬町	7,313	10	22	-12	54.5%
埼玉県	小鹿野町	12,064	14	26	-12	46.2%
埼玉県	東秩父村	2,940	8	16	-8	50.0%
埼玉県	美里町	11,294	12	26	-14	53.8%
埼玉県	神川町	13,848	14	26	-12	46.2%
埼玉県	上里町	31,250	14	30	-16	53.3%
埼玉県	寄居町	34,227	16	30	-14	46.7%
埼玉県	宮代町	33,925	14	30	-16	53.3%
埼玉県	杉戸町	45,578	15	30	-15	50.0%
埼玉県	松伏町	29,936	15	30	-15	50.0%
千葉県	酒々井町	21,076	16	30	-14	46.7%
千葉県	栄町	21,119	14	30	-16	53.3%
千葉県	神崎町	6,222	10	22	-12	54.5%
千葉県	多古町	14,972	14	26	-12	46.2%
千葉県	東庄町	14,337	14	26	-12	46.2%
千葉県	九十九里町	16,474	16	26	-10	38.5%
千葉県	芝山町	7,485	12	22	-10	45.5%
千葉県	横芝光町	24,325	16	30	-14	46.7%
千葉県	一宮町	12,376	16	26	-10	38.5%
千葉県	睦沢町	7,194	14	22	-8	36.4%
千葉県	長生村	14,533	16	26	-10	38.5%
千葉県	白子町	11,550	14	26	-12	46.2%
千葉県	長柄町	7,172	12	22	-10	45.5%
千葉県	長南町	8,262	14	22	-8	36.4%
千葉県	大多喜町	9,422	12	22	-10	45.5%
千葉県	御宿町	7,630	12	22	-10	45.5%
千葉県	鋸南町	8,140	12	22	-10	45.5%
東京都	瑞穂町	33,615	16	30	-14	46.7%
東京都	日の出町	16,966	14	26	-12	46.2%
東京都	檜原村	2,266	9	16	-7	43.8%
東京都	奥多摩町	5,261	12	22	-10	45.5%
東京都	大島町	7,924	14	22	-8	36.4%
東京都	利島村	315	6	12	-6	50.0%
東京都	新島村	2,738	10	16	-6	37.5%
東京都	神津島村	1,889	8	12	-4	33.3%
東京都	三宅村	2,541	8	16	-8	50.0%
東京都	御蔵島村	319	6	12	-6	50.0%
東京都	八丈町	7,588	14	22	-8	36.4%
東京都	青ヶ島村	168	6	12	-6	50.0%
東京都	小笠原村	2,629	8	16	-8	50.0%
神奈川県	葉山町	33,366	14	30	-16	53.3%
神奈川県	寒川町	48,425	18	30	-12	40.0%
神奈川県	大磯町	31,420	14	30	-16	53.3%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
神奈川県	二宮町	28,990	14	30	-16	53.3%
神奈川県	中井町	9,596	12	22	-10	45.5%
神奈川県	大井町	17,123	14	26	-12	46.2%
神奈川県	松田町	11,288	12	26	-14	53.8%
神奈川県	山北町	10,708	14	26	-12	46.2%
神奈川県	開成町	17,363	12	26	-14	53.8%
神奈川県	箱根町	12,018	14	26	-12	46.2%
神奈川県	真鶴町	7,506	11	22	-11	50.0%
神奈川県	湯河原町	25,584	14	30	-16	53.3%
神奈川県	愛川町	40,922	16	30	-14	46.7%
神奈川県	清川村	2,995	10	16	-6	37.5%
山梨県	市川三郷町	16,202	16	26	-10	38.5%
山梨県	早川町	1,116	8	12	-4	33.3%
山梨県	身延町	12,514	14	26	-12	46.2%
山梨県	南部町	8,077	12	22	-10	45.5%
山梨県	富士川町	15,547	16	26	-10	38.5%
山梨県	昭和町	19,742	16	26	-10	38.5%
山梨県	道志村	1,753	10	12	-2	16.7%
山梨県	西桂町	4,418	10	16	-6	37.5%
山梨県	忍野村	9,529	14	22	-8	36.4%
山梨県	山中湖村	5,848	12	22	-10	45.5%
山梨県	鳴沢村	3,158	10	16	-6	37.5%
山梨県	富士河口湖町	26,471	18	30	-12	40.0%
山梨県	小菅村	734	8	12	-4	33.3%
山梨県	丹波山村	589	8	12	-4	33.3%
新潟県	聖籠町	14,287	14	26	-12	46.2%
新潟県	弥彦村	8,262	10	22	-12	54.5%
新潟県	田上町	12,058	14	26	-12	46.2%
新潟県	阿賀町	11,601	12	26	-14	53.8%
新潟県	出雲崎町	4,525	10	16	-6	37.5%
新潟県	湯沢町	8,128	12	22	-10	45.5%
新潟県	津南町	9,948	14	22	-8	36.4%
新潟県	刈羽村	4,676	12	16	-4	25.0%
新潟県	関川村	5,878	10	22	-12	54.5%
新潟県	粟島浦村	364	8	12	-4	33.3%
富山県	舟橋村	3,025	8	16	-8	50.0%
富山県	上市町	21,110	12	30	-18	60.0%
富山県	立山町	26,471	14	30	-16	53.3%
富山県	入善町	25,362	14	30	-16	53.3%
富山県	朝日町	12,386	10	26	-16	61.5%
石川県	川北町	6,271	10	22	-12	54.5%
石川県	津幡町	37,764	16	30	-14	46.7%
石川県	内灘町	26,849	13	30	-17	56.7%
石川県	志賀町	21,058	16	30	-14	46.7%
石川県	宝達志水町	13,517	12	26	-14	53.8%
石川県	中能登町	18,350	14	26	-12	46.2%
石川県	穴水町	8,646	10	22	-12	54.5%
石川県	能登町	18,037	14	26	-12	46.2%
福井県	永平寺町	18,868	18	26	-8	30.8%
福井県	池田町	2,684	8	16	-8	50.0%
福井県	南越前町	10,950	14	26	-12	46.2%
福井県	越前町	22,107	14	30	-16	53.3%
福井県	美浜町	9,780	14	22	-8	36.4%
福井県	高浜町	10,591	14	26	-12	46.2%
福井県	おおい町	8,295	14	22	-8	36.4%
福井県	若狭町	15,330	14	26	-12	46.2%
長野県	小海町	4,800	12	16	-4	25.0%
長野県	川上村	4,879	12	16	-4	25.0%
長野県	南牧村	3,522	8	16	-8	50.0%
長野県	南相木村	1,054	8	12	-4	33.3%
長野県	北相木村	797	8	12	-4	33.3%
長野県	佐久穂町	11,456	14	26	-12	46.2%
長野県	軽井沢町	20,230	16	30	-14	46.7%
長野県	御代田町	15,541	14	26	-12	46.2%
長野県	立科町	7,483	12	22	-10	45.5%
長野県	青木村	4,459	10	16	-6	37.5%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
長野県	長和町	6,289	12	22	-10	45.5%
長野県	下諏訪町	20,600	13	30	-17	56.7%
長野県	富士見町	14,859	11	26	-15	57.7%
長野県	原村	7,974	11	22	-11	50.0%
長野県	辰野町	19,954	14	26	-12	46.2%
長野県	箕輪町	25,056	15	30	-15	50.0%
長野県	飯島町	9,680	12	22	-10	45.5%
長野県	南箕輪村	15,348	10	26	-16	61.5%
長野県	中川村	4,968	10	16	-6	37.5%
長野県	宮田村	9,085	12	22	-10	45.5%
長野県	松川町	13,426	14	26	-12	46.2%
長野県	高森町	13,188	15	26	-11	42.3%
長野県	阿南町	4,768	12	16	-4	25.0%
長野県	阿智村	6,582	12	22	-10	45.5%
長野県	平谷村	443	8	12	-4	33.3%
長野県	根羽村	959	8	12	-4	33.3%
長野県	下條村	3,836	10	16	-6	37.5%
長野県	売木村	576	7	12	-5	41.7%
長野県	天龍村	1,375	8	12	-4	33.3%
長野県	泰阜村	1,680	9	12	-3	25.0%
長野県	喬木村	6,498	12	22	-10	45.5%
長野県	豊丘村	6,766	14	22	-8	36.4%
長野県	大鹿村	1,044	8	12	-4	33.3%
長野県	上松町	4,691	10	16	-6	37.5%
長野県	南木曾町	4,274	10	16	-6	37.5%
長野県	木祖村	2,969	10	16	-6	37.5%
長野県	王滝村	784	6	12	-6	50.0%
長野県	大桑村	3,868	10	16	-6	37.5%
長野県	木曾町	11,497	14	26	-12	46.2%
長野県	麻績村	2,825	8	16	-8	50.0%
長野県	生坂村	1,840	8	12	-4	33.3%
長野県	山形村	8,791	12	22	-10	45.5%
長野県	朝日村	4,603	10	16	-6	37.5%
長野県	筑北村	4,751	12	16	-4	25.0%
長野県	池田町	10,096	12	26	-14	53.8%
長野県	松川村	9,897	12	22	-10	45.5%
長野県	白馬村	8,822	12	22	-10	45.5%
長野県	小谷村	2,957	10	16	-6	37.5%
長野県	坂城町	15,198	14	26	-12	46.2%
長野県	小布施町	11,081	14	26	-12	46.2%
長野県	高山村	7,204	12	22	-10	45.5%
長野県	山ノ内町	13,127	14	26	-12	46.2%
長野県	木島平村	4,823	10	16	-6	37.5%
長野県	野沢温泉村	3,653	8	16	-8	50.0%
長野県	信濃町	8,757	12	22	-10	45.5%
長野県	小川村	2,616	10	16	-6	37.5%
長野県	飯綱町	11,427	15	26	-11	42.3%
長野県	栄村	1,948	10	12	-2	16.7%
岐阜県	岐南町	25,365	10	30	-20	66.7%
岐阜県	笠松町	22,450	10	30	-20	66.7%
岐阜県	養老町	29,758	13	30	-17	56.7%
岐阜県	垂井町	27,806	13	30	-17	56.7%
岐阜県	関ヶ原町	7,283	9	22	-13	59.1%
岐阜県	神戸町	19,560	10	26	-16	61.5%
岐阜県	輪之内町	9,865	9	22	-13	59.1%
岐阜県	安八町	15,116	10	26	-16	61.5%
岐阜県	揖斐川町	21,845	16	30	-14	46.7%
岐阜県	大野町	23,372	10	30	-20	66.7%
岐阜県	池田町	24,276	10	30	-20	66.7%
岐阜県	北方町	18,414	10	26	-16	61.5%
岐阜県	坂祝町	8,132	10	22	-12	54.5%
岐阜県	富加町	5,720	8	22	-14	63.6%
岐阜県	川辺町	10,397	9	26	-17	65.4%
岐阜県	七宗町	3,978	8	16	-8	50.0%
岐阜県	八百津町	11,330	10	26	-16	61.5%
岐阜県	白川町	8,585	9	22	-13	59.1%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
岐阜県	東白川村	2,339	7	16	-9	56.3%
岐阜県	御嵩町	18,551	12	26	-14	53.8%
岐阜県	白川村	1,664	7	12	-5	41.7%
静岡県	東伊豆町	12,638	12	26	-14	53.8%
静岡県	河津町	7,442	11	22	-11	50.0%
静岡県	南伊豆町	8,549	11	22	-11	50.0%
静岡県	松崎町	6,896	8	22	-14	63.6%
静岡県	西伊豆町	8,261	11	22	-11	50.0%
静岡県	函南町	38,215	16	30	-14	46.7%
静岡県	清水町	32,652	14	30	-16	53.3%
静岡県	長泉町	43,125	16	30	-14	46.7%
静岡県	小山町	18,954	13	26	-13	50.0%
静岡県	吉田町	29,680	13	30	-17	56.7%
静岡県	川根本町	7,140	12	22	-10	45.5%
静岡県	森町	18,687	12	26	-14	53.8%
愛知県	東郷町	43,288	16	30	-14	46.7%
愛知県	豊山町	15,565	10	26	-16	61.5%
愛知県	大口町	23,845	15	30	-15	50.0%
愛知県	扶桑町	34,638	16	30	-14	46.7%
愛知県	大治町	32,289	12	30	-18	60.0%
愛知県	蟹江町	37,857	14	30	-16	53.3%
愛知県	飛島村	4,625	10	16	-6	37.5%
愛知県	阿久比町	28,681	14	30	-16	53.3%
愛知県	東浦町	50,432	16	30	-14	46.7%
愛知県	南知多町	18,562	12	26	-14	53.8%
愛知県	美浜町	22,408	14	30	-16	53.3%
愛知県	武豊町	43,129	16	30	-14	46.7%
愛知県	幸田町	40,836	16	30	-14	46.7%
愛知県	設楽町	5,001	12	22	-10	45.5%
愛知県	東栄町	3,337	10	16	-6	37.5%
愛知県	豊根村	1,167	8	12	-4	33.3%
三重県	木曾岬町	6,414	8	22	-14	63.6%
三重県	東員町	25,658	14	30	-16	53.3%
三重県	菰野町	41,783	18	30	-12	40.0%
三重県	朝日町	10,679	11	26	-15	57.7%
三重県	川越町	14,975	12	26	-14	53.8%
三重県	多気町	14,890	13	26	-13	50.0%
三重県	明和町	23,145	14	30	-16	53.3%
三重県	大台町	9,618	13	22	-9	40.9%
三重県	玉城町	15,649	13	26	-13	50.0%
三重県	度会町	8,410	11	22	-11	50.0%
三重県	大紀町	8,964	14	22	-8	36.4%
三重県	南伊勢町	13,287	14	26	-12	46.2%
三重県	紀北町	16,602	16	26	-10	38.5%
三重県	御浜町	8,851	12	22	-10	45.5%
三重県	紀宝町	11,291	13	26	-13	50.0%
滋賀県	日野町	21,729	14	30	-16	53.3%
滋賀県	竜王町	12,240	12	26	-14	53.8%
滋賀県	愛荘町	21,314	14	30	-16	53.3%
滋賀県	豊郷町	7,376	12	22	-10	45.5%
滋賀県	甲良町	7,202	12	22	-10	45.5%
滋賀県	多賀町	7,550	12	22	-10	45.5%
京都府	大山崎町	15,763	12	26	-14	53.8%
京都府	久御山町	16,159	14	26	-12	46.2%
京都府	井手町	7,574	10	22	-12	54.5%
京都府	宇治田原町	9,401	12	22	-10	45.5%
京都府	笠置町	1,409	8	12	-4	33.3%
京都府	和束町	4,109	10	16	-6	37.5%
京都府	精華町	37,608	18	30	-12	40.0%
京都府	南山城村	2,841	10	16	-6	37.5%
京都府	京丹波町	14,692	16	26	-10	38.5%
京都府	伊根町	2,163	10	16	-6	37.5%
京都府	与謝野町	22,365	16	30	-14	46.7%
兵庫県	猪名川町	31,553	16	30	-14	46.7%
兵庫県	多可町	21,461	14	30	-16	53.3%
兵庫県	稲美町	31,412	16	30	-14	46.7%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
兵庫県	播磨町	34,605	14	30	-16	53.3%
兵庫県	市川町	12,566	12	26	-14	53.8%
兵庫県	福崎町	19,474	14	26	-12	46.2%
兵庫県	神河町	11,720	12	26	-14	53.8%
兵庫県	太子町	34,314	16	30	-14	46.7%
兵庫県	上郡町	15,421	12	26	-14	53.8%
兵庫県	佐用町	17,479	14	26	-12	46.2%
兵庫県	香美町	18,332	16	26	-10	38.5%
兵庫県	新温泉町	14,989	16	26	-10	38.5%
大阪府	島本町	30,593	14	30	-16	53.3%
大阪府	豊能町	20,244	14	30	-16	53.3%
大阪府	能勢町	10,441	12	26	-14	53.8%
大阪府	忠岡町	17,273	12	26	-14	53.8%
大阪府	熊取町	43,931	14	30	-16	53.3%
大阪府	田尻町	8,963	10	22	-12	54.5%
大阪府	岬町	16,276	12	26	-14	53.8%
大阪府	太子町	13,650	11	26	-15	57.7%
大阪府	河南町	15,760	12	26	-14	53.8%
大阪府	千早赤阪村	5,543	7	22	-15	68.2%
奈良県	山添村	3,673	10	16	-6	37.5%
奈良県	平群町	19,110	12	26	-14	53.8%
奈良県	三郷町	23,176	13	30	-17	56.7%
奈良県	斑鳩町	28,231	13	30	-17	56.7%
奈良県	安堵町	7,519	10	22	-12	54.5%
奈良県	川西町	8,675	12	22	-10	45.5%
奈良県	三宅町	7,000	10	22	-12	54.5%
奈良県	田原本町	32,198	14	30	-16	53.3%
奈良県	曾爾村	1,515	8	12	-4	33.3%
奈良県	御杖村	1,715	8	12	-4	33.3%
奈良県	高取町	6,954	8	22	-14	63.6%
奈良県	明日香村	5,658	10	22	-12	54.5%
奈良県	上牧町	22,764	12	30	-18	60.0%
奈良県	王寺町	23,749	12	30	-18	60.0%
奈良県	広陵町	34,988	14	30	-16	53.3%
奈良県	河合町	18,078	13	26	-13	50.0%
奈良県	吉野町	7,490	10	22	-12	54.5%
奈良県	大淀町	18,063	12	26	-14	53.8%
奈良県	下市町	5,686	8	22	-14	63.6%
奈良県	黒滝村	738	6	12	-6	50.0%
奈良県	天川村	1,463	8	12	-4	33.3%
奈良県	野迫川村	439	7	12	-5	41.7%
奈良県	十津川村	3,411	9	16	-7	43.8%
奈良県	上北山村	947	8	12	-4	33.3%
奈良県	上北山村	532	6	12	-6	50.0%
奈良県	川上村	1,503	8	12	-4	33.3%
奈良県	東吉野村	1,856	8	12	-4	33.3%
和歌山県	紀美野町	9,237	12	22	-10	45.5%
和歌山県	かつらぎ町	17,284	14	26	-12	46.2%
和歌山県	九度山町	4,452	10	16	-6	37.5%
和歌山県	高野町	3,177	10	16	-6	37.5%
和歌山県	湯浅町	12,372	10	26	-16	61.5%
和歌山県	広川町	7,256	10	22	-12	54.5%
和歌山県	有田川町	26,946	16	30	-14	46.7%
和歌山県	美浜町	7,472	10	22	-12	54.5%
和歌山県	日高町	7,924	11	22	-11	50.0%
和歌山県	由良町	5,999	10	22	-12	54.5%
和歌山県	印南町	8,451	12	22	-10	45.5%
和歌山県	みなべ町	13,151	14	26	-12	46.2%
和歌山県	日高川町	10,123	12	26	-14	53.8%
和歌山県	白浜町	21,926	14	30	-16	53.3%
和歌山県	上富田町	15,526	12	26	-14	53.8%
和歌山県	すさみ町	4,195	10	16	-6	37.5%
和歌山県	那智勝浦町	15,705	12	26	-14	53.8%
和歌山県	太地町	3,221	10	16	-6	37.5%
和歌山県	古座川町	2,819	10	16	-6	37.5%
和歌山県	北山村	454	6	12	-6	50.0%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
和歌山県	串本町	16,745	15	26	-11	42.3%
鳥取県	岩美町	11,862	12	26	-14	53.8%
鳥取県	若桜町	3,383	10	16	-6	37.5%
鳥取県	智頭町	7,334	12	22	-10	45.5%
鳥取県	八頭町	17,495	14	26	-12	46.2%
鳥取県	三朝町	6,620	12	22	-10	45.5%
鳥取県	湯梨浜町	17,049	12	26	-14	53.8%
鳥取県	琴浦町	17,876	16	26	-10	38.5%
鳥取県	北栄町	15,288	15	26	-11	42.3%
鳥取県	日吉津村	3,528	10	16	-6	37.5%
鳥取県	大山町	16,630	16	26	-10	38.5%
鳥取県	南部町	11,094	14	26	-12	46.2%
鳥取県	伯耆町	11,162	14	26	-12	46.2%
鳥取県	日南町	4,840	12	16	-4	25.0%
鳥取県	日野町	3,299	10	16	-6	37.5%
鳥取県	江府町	3,068	10	16	-6	37.5%
島根県	奥出雲町	13,062	14	26	-12	46.2%
島根県	飯南町	5,023	10	22	-12	54.5%
島根県	川本町	3,405	9	16	-7	43.8%
島根県	美郷町	4,877	12	16	-4	25.0%
島根県	邑南町	11,070	15	26	-11	42.3%
島根県	津和野町	7,676	12	22	-10	45.5%
島根県	吉賀町	6,349	12	22	-10	45.5%
島根県	海士町	2,300	10	16	-6	37.5%
島根県	西ノ島町	2,891	10	16	-6	37.5%
島根県	知夫村	615	8	12	-4	33.3%
島根県	隠岐の島町	14,551	16	26	-10	38.5%
岡山県	和気町	14,532	12	26	-14	53.8%
岡山県	早島町	12,422	10	26	-16	61.5%
岡山県	里庄町	11,211	10	26	-16	61.5%
岡山県	矢掛町	14,489	12	26	-14	53.8%
岡山県	新庄村	956	8	12	-4	33.3%
岡山県	鏡野町	13,309	15	26	-11	42.3%
岡山県	勝央町	11,206	12	26	-14	53.8%
岡山県	奈義町	6,088	10	22	-12	54.5%
岡山県	西粟倉村	1,488	8	12	-4	33.3%
岡山県	久米南町	4,944	8	16	-8	50.0%
岡山県	美咲町	14,691	14	26	-12	46.2%
岡山県	吉備中央町	11,967	12	26	-14	53.8%
広島県	府中町	52,091	18	30	-12	40.0%
広島県	海田町	29,734	16	30	-14	46.7%
広島県	熊野町	24,361	16	30	-14	46.7%
広島県	坂町	13,279	12	26	-14	53.8%
広島県	安芸太田町	6,559	12	22	-10	45.5%
広島県	北広島町	19,143	16	26	-10	38.5%
広島県	大崎上島町	7,780	12	22	-10	45.5%
広島県	世羅町	16,688	14	26	-12	46.2%
広島県	神石高原町	9,411	12	22	-10	45.5%
山口県	周防大島町	16,959	14	26	-12	46.2%
山口県	和木町	6,523	10	22	-12	54.5%
山口県	上関町	2,892	10	16	-6	37.5%
山口県	田布施町	15,543	13	26	-13	50.0%
山口県	平生町	12,235	12	26	-14	53.8%
山口県	阿武町	3,439	8	16	-8	50.0%
徳島県	勝浦町	5,416	10	22	-12	54.5%
徳島県	上勝町	1,598	8	12	-4	33.3%
徳島県	佐那河内村	2,426	8	16	-8	50.0%
徳島県	石井町	26,149	14	30	-16	53.3%
徳島県	神山町	5,534	10	22	-12	54.5%
徳島県	那賀町	8,703	16	22	-6	27.3%
徳島県	牟岐町	4,297	8	16	-8	50.0%
徳島県	美波町	7,016	12	22	-10	45.5%
徳島県	海陽町	9,743	14	22	-8	36.4%
徳島県	松茂町	15,239	12	26	-14	53.8%
徳島県	北島町	23,057	14	30	-16	53.3%
徳島県	藍住町	34,996	16	30	-14	46.7%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
徳島県	板野町	13,628	13	26	-13	50.0%
徳島県	上板町	12,283	14	26	-12	46.2%
徳島県	つるぎ町	9,394	14	22	-8	36.4%
徳島県	東みよし町	14,671	16	26	-10	38.5%
香川県	土庄町	14,320	12	26	-14	53.8%
香川県	小豆島町	14,400	14	26	-12	46.2%
香川県	三木町	28,599	16	30	-14	46.7%
香川県	直島町	3,120	10	16	-6	37.5%
香川県	宇多津町	18,497	10	26	-16	61.5%
香川県	綾川町	24,471	16	30	-14	46.7%
香川県	琴平町	9,355	10	22	-12	54.5%
香川県	多度津町	23,604	14	30	-16	53.3%
香川県	まんのう町	19,055	16	26	-10	38.5%
愛媛県	上島町	7,156	14	22	-8	36.4%
愛媛県	久万高原町	8,638	13	22	-9	40.9%
愛媛県	松前町	30,821	14	30	-16	53.3%
愛媛県	砥部町	21,420	16	30	-14	46.7%
愛媛県	内子町	17,011	15	26	-11	42.3%
愛媛県	伊方町	9,743	16	22	-6	27.3%
愛媛県	松野町	4,118	7	16	-9	56.3%
愛媛県	鬼北町	10,698	12	26	-14	53.8%
愛媛県	愛南町	22,240	16	30	-14	46.7%
高知県	東洋町	2,592	9	16	-7	43.8%
高知県	奈半利町	3,309	10	16	-6	37.5%
高知県	田野町	2,720	10	16	-6	37.5%
高知県	安田町	2,772	10	16	-6	37.5%
高知県	北川村	1,326	8	12	-4	33.3%
高知県	馬路村	898	8	12	-4	33.3%
高知県	芸西村	3,846	10	16	-6	37.5%
高知県	本山町	3,590	10	16	-6	37.5%
高知県	大豊町	3,896	10	16	-6	37.5%
高知県	土佐町	4,001	10	16	-6	37.5%
高知県	大川村	406	6	12	-6	50.0%
高知県	いの町	23,489	18	30	-12	40.0%
高知県	仁淀川町	5,650	10	22	-12	54.5%
高知県	中土佐町	7,101	12	22	-10	45.5%
高知県	佐川町	13,147	14	26	-12	46.2%
高知県	越知町	5,819	10	22	-12	54.5%
高知県	禰原町	3,627	8	16	-8	50.0%
高知県	日高村	5,137	10	22	-12	54.5%
高知県	津野町	5,994	10	22	-12	54.5%
高知県	四万十町	17,629	18	26	-8	30.8%
高知県	大月町	5,282	10	22	-12	54.5%
高知県	三原村	1,619	8	12	-4	33.3%
高知県	黒潮町	11,516	14	26	-12	46.2%
福岡県	那珂川町	50,260	17	30	-13	43.3%
福岡県	宇美町	37,251	14	30	-16	53.3%
福岡県	篠栗町	31,511	12	30	-18	60.0%
福岡県	志免町	45,757	14	30	-16	53.3%
福岡県	須恵町	27,859	14	30	-16	53.3%
福岡県	新宮町	32,323	12	30	-18	60.0%
福岡県	久山町	8,647	10	22	-12	54.5%
福岡県	粕屋町	46,855	16	30	-14	46.7%
福岡県	芦屋町	14,158	12	26	-14	53.8%
福岡県	水巻町	28,926	16	30	-14	46.7%
福岡県	岡垣町	32,082	13	30	-17	56.7%
福岡県	遠賀町	19,290	13	26	-13	50.0%
福岡県	小竹町	7,934	12	22	-10	45.5%
福岡県	鞍手町	16,380	13	26	-13	50.0%
福岡県	桂川町	13,770	10	26	-16	61.5%
福岡県	筑前町	29,653	16	30	-14	46.7%
福岡県	東峰村	2,202	10	16	-6	37.5%
福岡県	大刀洗町	15,547	12	26	-14	53.8%
福岡県	大木町	14,354	12	26	-14	53.8%
福岡県	広川町	19,824	13	26	-13	50.0%
福岡県	香春町	11,253	13	26	-13	50.0%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
福岡県	添田町	10,257	13	26	-13	50.0%
福岡県	糸田町	9,249	12	22	-10	45.5%
福岡県	川崎町	17,263	16	26	-10	38.5%
福岡県	大任町	5,261	11	22	-11	50.0%
福岡県	赤村	3,261	10	16	-6	37.5%
福岡県	福智町	23,305	20	30	-10	33.3%
福岡県	苅田町	37,044	16	30	-14	46.7%
福岡県	みやこ町	20,255	16	30	-14	46.7%
福岡県	吉富町	6,842	10	22	-12	54.5%
福岡県	上毛町	7,731	12	22	-10	45.5%
福岡県	築上町	18,744	14	26	-12	46.2%
佐賀県	吉野ヶ里町	16,110	12	26	-14	53.8%
佐賀県	基山町	17,354	13	26	-13	50.0%
佐賀県	上峰町	9,583	10	22	-12	54.5%
佐賀県	みやき町	25,544	16	30	-14	46.7%
佐賀県	玄海町	5,804	12	22	-10	45.5%
佐賀県	有田町	20,389	16	30	-14	46.7%
佐賀県	大町町	6,732	10	22	-12	54.5%
佐賀県	江北町	9,647	10	22	-12	54.5%
佐賀県	白石町	23,783	16	30	-14	46.7%
佐賀県	太良町	9,053	11	22	-11	50.0%
長崎県	長与町	42,389	16	30	-14	46.7%
長崎県	時津町	30,314	16	30	-14	46.7%
長崎県	東彼杵町	8,131	11	22	-11	50.0%
長崎県	川棚町	14,170	14	26	-12	46.2%
長崎県	波佐見町	14,910	14	26	-12	46.2%
長崎県	小値賀町	2,525	8	16	-8	50.0%
長崎県	佐々町	13,815	10	26	-16	61.5%
長崎県	新上五島町	19,881	16	26	-10	38.5%
熊本県	美里町	10,514	12	26	-14	53.8%
熊本県	玉東町	5,331	10	22	-12	54.5%
熊本県	南関町	10,051	12	26	-14	53.8%
熊本県	長洲町	16,147	14	26	-12	46.2%
熊本県	和水町	10,411	14	26	-12	46.2%
熊本県	大津町	34,259	16	30	-14	46.7%
熊本県	菊陽町	41,056	18	30	-12	40.0%
熊本県	南小国町	4,152	10	16	-6	37.5%
熊本県	小国町	7,304	12	22	-10	45.5%
熊本県	産山村	1,531	8	12	-4	33.3%
熊本県	高森町	6,585	10	22	-12	54.5%
熊本県	西原村	6,762	10	22	-12	54.5%
熊本県	南阿蘇村	10,936	14	26	-12	46.2%
熊本県	御船町	17,465	14	26	-12	46.2%
熊本県	嘉島町	9,186	11	22	-11	50.0%
熊本県	益城町	33,025	18	30	-12	40.0%
熊本県	甲佐町	10,871	12	26	-14	53.8%
熊本県	山都町	15,557	14	26	-12	46.2%
熊本県	氷川町	12,181	12	26	-14	53.8%
熊本県	芦北町	17,902	16	26	-10	38.5%
熊本県	津奈木町	4,722	10	16	-6	37.5%
熊本県	錦町	10,905	12	26	-14	53.8%
熊本県	多良木町	9,824	12	22	-10	45.5%
熊本県	湯前町	4,048	10	16	-6	37.5%
熊本県	水上村	2,274	10	16	-6	37.5%
熊本県	相良村	4,573	10	16	-6	37.5%
熊本県	五木村	1,135	10	12	-2	16.7%
熊本県	山江村	3,545	10	16	-6	37.5%
熊本県	球磨村	3,855	10	16	-6	37.5%
熊本県	あさぎり町	15,813	16	26	-10	38.5%
熊本県	苓北町	7,460	12	22	-10	45.5%
大分県	姫島村	2,113	8	16	-8	50.0%
大分県	日出町	28,559	16	30	-14	46.7%
大分県	九重町	9,791	13	22	-9	40.9%
大分県	玖珠町	15,931	14	26	-12	46.2%
宮崎県	三股町	25,356	12	30	-18	60.0%
宮崎県	高原町	9,607	10	22	-12	54.5%
宮崎県	国富町	19,834	13	26	-13	50.0%
宮崎県	綾町	7,488	10	22	-12	54.5%

都道府県	町村	人口 (H29.7.1)	定数 (H29.7.1) A	平成29年7月1日時 点の人口を昭和22 年の人口区分に当 てはめて算出した 法定数 B	差 A-B	削減率
宮崎県	高鍋町	20,800	16	30	-14	46.7%
宮崎県	新富町	17,613	14	26	-12	46.2%
宮崎県	西米良村	1,202	8	12	-4	33.3%
宮崎県	木城町	5,346	10	22	-12	54.5%
宮崎県	川南町	15,977	13	26	-13	50.0%
宮崎県	都農町	10,767	10	26	-16	61.5%
宮崎県	門川町	18,334	14	26	-12	46.2%
宮崎県	諸塚村	1,790	8	12	-4	33.3%
宮崎県	椎葉村	2,902	10	16	-6	37.5%
宮崎県	美郷町	5,720	12	22	-10	45.5%
宮崎県	高千穂町	12,622	14	26	-12	46.2%
宮崎県	日之影町	4,149	8	16	-8	50.0%
宮崎県	五ヶ瀬町	4,021	9	16	-7	43.8%
鹿児島県	三島村	383	7	12	-5	41.7%
鹿児島県	十島村	694	8	12	-4	33.3%
鹿児島県	さつま町	21,453	16	30	-14	46.7%
鹿児島県	長島町	10,681	14	26	-12	46.2%
鹿児島県	湧水町	9,679	12	22	-10	45.5%
鹿児島県	大崎町	13,508	12	26	-14	53.8%
鹿児島県	東串良町	6,745	10	22	-12	54.5%
鹿児島県	錦江町	7,881	12	22	-10	45.5%
鹿児島県	南大隅町	7,616	12	22	-10	45.5%
鹿児島県	肝付町	15,934	14	26	-12	46.2%
鹿児島県	中種子町	8,159	14	22	-8	36.4%
鹿児島県	南種子町	5,779	10	22	-12	54.5%
鹿児島県	屋久島町	12,846	16	26	-10	38.5%
鹿児島県	大和村	1,523	8	12	-4	33.3%
鹿児島県	宇城村	1,776	8	12	-4	33.3%
鹿児島県	瀬戸内町	9,070	10	22	-12	54.5%
鹿児島県	龍郷町	6,011	10	22	-12	54.5%
鹿児島県	喜界町	7,278	12	22	-10	45.5%
鹿児島県	徳之島町	11,060	16	26	-10	38.5%
鹿児島県	天城町	6,153	14	22	-8	36.4%
鹿児島県	伊仙町	6,874	14	22	-8	36.4%
鹿児島県	和泊町	6,633	12	22	-10	45.5%
鹿児島県	知名町	6,124	12	22	-10	45.5%
鹿児島県	与論町	5,299	10	22	-12	54.5%
沖縄県	国頭村	4,913	10	16	-6	37.5%
沖縄県	大宜味村	3,149	10	16	-6	37.5%
沖縄県	東村	1,803	8	12	-4	33.3%
沖縄県	今帰仁村	9,537	11	22	-11	50.0%
沖縄県	本部町	13,397	14	26	-12	46.2%
沖縄県	恩納村	10,946	16	26	-10	38.5%
沖縄県	宜野座村	5,989	12	22	-10	45.5%
沖縄県	金武町	11,462	16	26	-10	38.5%
沖縄県	伊江村	4,623	10	16	-6	37.5%
沖縄県	読谷村	41,401	19	30	-11	36.7%
沖縄県	嘉手納町	13,693	16	26	-10	38.5%
沖縄県	北谷町	29,109	19	30	-11	36.7%
沖縄県	北中城村	16,993	14	26	-12	46.2%
沖縄県	中城村	20,542	16	30	-14	46.7%
沖縄県	西原町	35,131	19	30	-11	36.7%
沖縄県	与那原町	19,424	14	26	-12	46.2%
沖縄県	南風原町	38,128	16	30	-14	46.7%
沖縄県	渡嘉敷村	698	7	12	-5	41.7%
沖縄県	座間味村	942	7	12	-5	41.7%
沖縄県	粟国村	713	7	12	-5	41.7%
沖縄県	渡名喜村	380	7	12	-5	41.7%
沖縄県	南大東村	1,269	8	12	-4	33.3%
沖縄県	北大東村	564	5	12	-7	58.3%
沖縄県	伊平屋村	1,267	8	12	-4	33.3%
沖縄県	伊是名村	1,505	10	12	-2	16.7%
沖縄県	久米島町	8,009	14	22	-8	36.4%
沖縄県	八重瀬町	30,659	16	30	-14	46.7%
沖縄県	多良間村	1,185	7	12	-5	41.7%
沖縄県	竹富町	4,293	12	16	-4	25.0%
沖縄県	与那国町	1,723	6	12	-6	50.0%

# 議会の機能強化及び議員のなり手確保 に関する重点要望

第62回町村議会議長全国大会  
平成30年11月21日（水）

全国町村議会議長会



## 1 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

### 【要望趣旨】

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけでなく、当該地方公共団体の事務に関する調査研究や、住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっている。

また、地方分権時代において、議会に期待されている政策形成、監視機能等を十分に発揮するためには、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確化されていないことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識が乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じている。

については、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として地方自治法上明確化し、議員の活動基盤の整備を図るべきである。

## 2 議決事件に係る政令基準の廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

## 【要望趣旨】

町村においては、議会の議決を要する工事・製造の請負について政令で5千万円以上、財産の取得・処分については、5千㎡以上かつ700万円以上と定められているが、この基準が自治体の予算や人口の規模、その地域の地価の動向とは無関係に一律に規定されているため、議決の対象外となる案件もあり、議会のチェック機能が果たせない状況となっている。入札や契約の公正・透明性を確保し、予算執行の適正化を図るため、政令による基準を廃止し、条例により地域の実情に適した基準を規定できるようにすべきである。

### 3 多様な人材を確保するための環境整備

#### (1) 兼業禁止の緩和

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

#### (2) 休暇・休職・復職制度の整備

サラリーマンや女性など多様な人材を確保するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

#### (3) 手当制度の拡充

期末手当のほか、例えば子育て世代への手当として、育児手当等の支給を可能とすること。

#### (4) 学校教育における地方議会の啓発

議会への関心を高めるため、主権者教育の一環として学校教育におけるさらなる地方議会の啓発を行うこと。

#### (5) 保育スペースやバリアフリー化等の整備

議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

## 【要望趣旨】

我が国の地方自治制度の基本は議会制民主主義であり、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、より幅広い層の住民が議員として参画することが求められている。

しかしながら、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員のなり手不足が深刻化している。

こうした状況のなか、長と議会とが相互に牽制し均衡を保持する二元代表制を維持するためには、議員のなり手不足を解消することが喫緊の課題であり、現在、地方自治法等で規制されている議員の兼業禁止の緩和や休暇、休職、復職制度の整備、育児手当等の諸手当の導入、学校教育における地方議会の啓発、議会内における保育スペースの設置、議会関係施設のバリアフリー化など幅広い層から多様な人材を確保するための環境整備を図るべきである。

### 4 選挙公営の拡大

多様な人材の議会参加を促すため、供託金のあり方を含めた中で、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。

また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに選挙公営の対象とすること。

## 【要望趣旨】

現在、市議会議員選挙においては、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターが選挙公営の対象になっているが、町村議会議員選挙は、供託金制度がないことや一般的に選挙運動区域が狭く選挙運動期間も短い等の理由で選挙公営の対象となっていない。

しかしながら、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保することは市も町村も同様であること、また、近年の議員のなり手不足問題や町村合併で選挙運動区域が拡大した町村もあること等に鑑み、町村議会議員選挙においても、市と同様、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターを選挙公営の対象とすべきである。

また、市議会議員選挙と同様に選挙運動用のビラの頒布についても制度化し選挙公営の対象とすべきである。

## 5 被選挙権年齢の引き下げ

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、選挙権と被選挙権の格差をなくし、被選挙権年齢を引き下げること。

### 【要望趣旨】

選挙権年齢は「満18歳以上」に引き下げられ、成年年齢も「20歳」から「18歳」に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に成立し、平成34年4月1日から施行されることとなっている。

一方、被選挙権年齢は、衆議院議員、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員は「満25歳以上」、参議院議員、都道府県知事は「満30歳以上」となっている。

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、被選挙権年齢を引き下げるべきである。

## 6 補欠選挙の改正

市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。

### 【要望趣旨】

補欠選挙については、公職選挙法第113条の規定により市町村議会議員においては、欠員が議員定数の6分の1を超えた場合に行うこととなっているが、欠員が議員定数の6分の1を超えない場合においても「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）に行うこととなっている。

この場合、早急に欠員補充を行う観点から、首長選挙のみではなく衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも補欠選挙を行うことができるようにするべきである。

## 7 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

### 【要望趣旨】

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとと

もに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、平成27年4月に実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員を民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備について早急に実現を図るべきである。

## 参 考

- ・ 議員報酬・定数等に関する調査票
- ・ 議員報酬・定数等に関する追加調査票







Ⅱ 議員報酬・議員定数の改正の状況についてお聞きします。

1 平成23年4月1日から平成29年7月1日現在における議員報酬条例の改正についてご回答ください。

(1) 改正の状況（複数回改正した場合は直近の改正についてご回答ください）

- 増額     減額     無  
 減額条例が期限を迎え報酬額が元に戻った

\_\_\_\_\_ (1)「改正の状況」にて「無」・「減額条例が期限を迎え報酬額が元に戻った」を \_\_\_\_\_ 選択された方は、Ⅱ-2へお進みください。

① 改正前と改正後の報酬月額	改正前	改正後
議長	円	円
副議長	円	円
議員	円	円
常任委員長	円	円
議会運営委員長	円	円
② 条例の施行日	平成 年 月 日	
③ 改正後の議員報酬月額の適用日	平成 年 月 日	
④ 増額あるいは減額となった理由		
⑤ 提案者	<input type="checkbox"/> 議会（議員・委員会） <input type="checkbox"/> 町村長	
⑥ 改正にあたり、議会として特別職報酬等審議会と何らかの関わりがありましたか。 関わりがあった場合は、具体的にご記入ください。		

(2) 条例改正の回数

\_\_\_\_\_ 回

2 平成23年4月1日から平成29年7月1日現在における議員定数条例の改正について  
ご回答ください。

(1) 改正の有無

<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
----------------------------	----------------------------

————(1)「改正の有無」にて「無」を選択された方は、Ⅲ-1へお進みください。————

① 改正の状況	<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員	
② 改正前と改正後の 定数	改正前	改正後
	名	名
③ 条例の施行日	平成    年    月    日	
④ 改正後の議員定数の 適用日	平成    年    月    日	
⑤ 増員あるいは減員と なった理由		
⑥ 提案者	<input type="checkbox"/> 議会（議員・委員会）	<input type="checkbox"/> 町村長

Ⅲ 平成23年4月1日から平成29年7月1日現在における無投票当選の状況について  
お聞きします。

1 直近の一般選挙における無投票当選の状況

<input type="checkbox"/> 無投票当選であった	<input type="checkbox"/> 無投票当選ではなかった
<input type="checkbox"/> 「無投票当選であった」 を選択された場合	<input type="checkbox"/> 定数割れであった <input type="checkbox"/> 定数割れではなかった

2 直近の補欠選挙における無投票当選の状況

<input type="checkbox"/> 無投票当選であった	<input type="checkbox"/> 無投票当選ではなかった	<input type="checkbox"/> 補欠選挙はなかった
<input type="checkbox"/> 「無投票当選であった」 を選択された場合	<input type="checkbox"/> 定数割れであった	<input type="checkbox"/> 定数割れではなかった

—————以降の設問は議長のお考えをお聞かせください。—————

**IV 現在問題となっている議員のなり手不足についてお聞きします。**

**1 議員のなり手不足は議員報酬が影響していると思いますか。**

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 思う           | <input type="checkbox"/> どちらかといえば思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば思わない | <input type="checkbox"/> 思わない       |
| <input type="checkbox"/> どちらともいえない    |                                     |

○ 回答された理由

**2 兼職禁止（地方自治法第92条）が立候補の弊害となっていると思いますか。**

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 思う           | <input type="checkbox"/> どちらかといえば思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば思わない | <input type="checkbox"/> 思わない       |
| <input type="checkbox"/> どちらともいえない    |                                     |

○ 回答された理由

**3 兼業禁止（地方自治法第92条の2）が立候補の弊害となっていると思いますか。**

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 思う           | <input type="checkbox"/> どちらかといえば思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば思わない | <input type="checkbox"/> 思わない       |
| <input type="checkbox"/> どちらともいえない    |                                     |

○ 回答された理由

4 議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度を導入することにより、議員のなり手を確保できると思いますか。

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 思う           | <input type="checkbox"/> どちらかといえば思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば思わない | <input type="checkbox"/> 思わない       |
| <input type="checkbox"/> どちらともいえない    |                                     |

○ 回答された理由

5 議員報酬のほかに各種手当制度（若者手当等）を導入することにより、議員のなり手を確保できると思いますか。

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 思う           | <input type="checkbox"/> どちらかといえば思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば思わない | <input type="checkbox"/> 思わない       |
| <input type="checkbox"/> どちらともいえない    |                                     |

○ 回答された理由

6 学校教育における地方議会の啓発により、議員のなり手を確保できると思いますか。

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 思う           | <input type="checkbox"/> どちらかといえば思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば思わない | <input type="checkbox"/> 思わない       |
| <input type="checkbox"/> どちらともいえない    |                                     |

○ 回答された理由

7 議員のなり手確保対策の一つとして、議会の開催を主に休日や夜間に開催することが挙げられていますが、一方で、町村職員の負担が増えることや日中仕事をしながらでは議員活動が十分に行うことができないのではないとも言われています。

休日や夜間に議会を開催することで、議員のなり手を確保できると思いますか。

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 思う           | <input type="checkbox"/> どちらかといえば思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば思わない | <input type="checkbox"/> 思わない       |
| <input type="checkbox"/> どちらともいえない    |                                     |

○ 回答された理由

8 1～7以外で議員のなり手確保のために有効と思われる対策を具体的にご記入ください。

9 貴議会において議員のなり手確保のための対策を講じている場合は、具体的にご記入ください。

10 その他、何かご意見がありましたら、ご記入ください。

--

ご協力、ありがとうございました。

## 議員報酬・定数等に関する追加調査

都道府県名：  
\_\_\_\_\_

町 村 名：  
\_\_\_\_\_

「議員報酬・定数等に関する調査」につきましては、ご協力いただきありがとうございました。  
 前回調査に加えて、お聞きしたいことがございますので、該当する欄に☑、または必要事項を記載の上、  
 ご回答よろしく申し上げます。

I 平成23年4月1日から平成29年7月1日時点における議員報酬の検討について、追加でお聞きします。

1 議員報酬の検討における住民参加を実施した時期をお聞きします。

「議員報酬」をテーマとして実施した住民参加の期間あるいは日にちをご回答ください。

住民参加	期間	日にち
<input type="checkbox"/> 参考人	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 議会設置の第三者機関	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 住民懇談会	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 議会報告会	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 住民アンケート	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> パブリックコメント	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 議会モニター・ 議会アドバイザー	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他 ( )	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

2 住民参加を実施した理由をお聞きします。以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- 議会基本条例により住民参加を実施する旨を定めているため。
- 議会活性化や議会改革の一環として実施しているため。
- 住民からの要望・要請があったため。
- 前回の選挙で無投票当選であったため。
- 前回の選挙で無投票当選ではなかったが、無投票の恐れがあったため。
- 前回の選挙で定数割れとなったため。
- 前回の選挙では定数割れではなかったが、定数割れの恐れがあったため。
- その他 ( )







町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会  
開催経過及び委員名簿



## 町村議会の議員報酬等のあり方検討委員会 開催経過

平成29年

- |           |  |
|-----------|--|
| 4月14日（金）  | 第1回委員会<br>・委員長の互選<br>・今後の進め方について         |
| 6月5日（月）   | 第2回委員会<br>・議員活動調査                        |
| 9月4日（月）   | 第3回委員会<br>・議員報酬・定数等に関する調査を踏まえた<br>議員活動調査 |
| 10月25日（水） | 町村議会の制度・運営に関する検討委員会との意見交換                |
| 11月2日（木）  | 第4回委員会<br>・議員活動日数等について                   |
| 12月18日（月） | 第5回委員会<br>・中間報告骨子（案）                     |

平成30年

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 1月29日（月） | 第6回委員会<br>・中間報告とりまとめ |
| 3月16日（金） | 第7回委員会<br>・今後の検討について |

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 5月25日（金）  | 第8回委員会<br>・議員定数<br>・政務活動費<br>・その他 |
| 7月17日（火）  | 第9回委員会<br>・最近の議会改革を踏まえた議員報酬のあり方   |
| 9月7日（金）   | 第10回委員会<br>・最終報告に向けて              |
| 10月23日（火） | 町村議会の制度・運営に関する検討委員会との意見交換         |
| 12月4日（火）  | 第11回委員会<br>・最終報告（案）（継続）           |
| 平成31年     |                                   |
| 1月29日（火）  | 第12回委員会<br>・最終報告（案）               |

町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長 江藤 俊昭 山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授

牛山 久仁彦 明治大学政治経済学部地域行政学科長・教授

長野 基 首都大学東京都市環境学部准教授